



FEI 獣医規程 2022

第 14 版 2018 2022 年 1 月 1 日施行

翻訳：公益社団法人 日本馬術連盟

(原文と日本語訳との間に差異がある場合には、英文が優先されます)

目次

序文

FEI馬スポーツ憲章－馬のウェルフェアのために－

第1章 序章

第1000条 原則

第2章 FEI競技会における要件

競技馬の参加条件

第1001条 馬の個体識別

第1002条 予防接種および伝染病

第1003条 馬インフルエンザ予防接種要件

第1004条 禁止処置

組織委員会の責任

PART I：施設

第1005条 施設の提供

第1006条 馬のパスポートの安全保管

第1007条 獣医サービス

第1008条 厩舎

第1009条 制限エリアへのアクセス

第1010条 到着時検査エリア

第1011条 ホースインスペクションエリア

第1012条 EADCM（馬ドーピング防止および規制薬物規程）検体採取施設

第1013条 四肢の知覚反応検査要件

第1014条 （削除）

第1015条 その他の設備

PART II：バイオセキュリティ

第1016条 獣医事管轄機関（農林水産省）との協同作業

第1017条 病気の伝染予防

第1018条 緊急事態における対応プラン

PART III：管理体制（スチュワードリング）

第1019条 スチュワードの職務

第1020条 厩舎エリア

第1021条 練習用、運動用、ウォームアップ用エリアおよび草地

第1022条 ホースインスペクション

- 第 1023 条 馬具およびブーツのチェック
- 第 1024 条 獣医学的な治療および補助的治療
- 第 1025 条 (削除)
- 第 1026 条 EADCM 検体採取

第 3 章 バイオセキュリティ (防疫対策)

- 第 1027 条 国境を越えての伝染病の伝播防止
- 第 1028 条 伝染病の伝播防止
- 第 1029 条 FEI 競技会におけるバイオセキュリティ

第 4 章 FEI 競技会における獣医事コントロール

- 第 1030 条 獣医検査およびホースインスペクション
- 第 1031 条 到着時検査
- 第 1032 条 パスポートコントロール
- 第 1033 条 パスポートの不備

ホースインスペクション

- 第 1034 条 ホースインスペクションの原則
- 第 1035 条 ホースインスペクションの実施タイミング
- 第 1036 条 ホースインスペクションパネル
- 第 1037 条 インスペクションでの馬の見せ方
- 第 1038 条 ホースインスペクション指針
- 第 1039 条 ホールディングボックスにおける検査
- 第 1040 条 再インスペクション
- 第 1041 条 モーニング再インスペクション (Morning Re-Inspection)
- 第 1042 条 遅れて実施する第 1 回インスペクション (Late First Inspections)

ホースインスペクションにおける競技種目ごとの要件

- 第 1043 条 馬車競技 (JEF: 日本語訳なし)
- 第 1044 条 総合馬術競技
- 第 1045 条 エンデュランス競技

バンデージと馬具

- 第 1046 条 バンデージと馬具
- 第 1047 条 競技馬の検査

四肢の知覚反応

- 第 1048 条 原則
- 第 1049 条 四肢の知覚反応検査
- 第 1050 条 最終の四肢の知覚反応検査

- 第 1051 条 四肢の知覚異常にともなう失格処分
- 第 1052 条 四肢の知覚異常による失格処分後の馬管理責任者の権利
- 第 1053 条 四肢の知覚異常についての全般的な事項

競技会場からの馬の退厩

- 第 1054 条 競技会場からの馬の退厩

第 5 章 獣医療

- 第 1055 条 FEI メディケーションログブック（治療記録）
- 第 1056 条 競技出場当日の治療
- 第 1057 条 FEI 馬禁止物質リスト
- 第 1058 条 自主的任意検査
- 第 1059 条 FEI 競技会前および競技会中の治療
- 第 1060 条 獣医事申請書
- 第 1061 条 治療用規制物質を用いる緊急治療
 - 獣医事申請書 A（以前の獣医事申請書 1）
- 第 1062 条 EPSL に含まれない物質の非経口投与および療法
 - 獣医事申請書 B（以前の獣医事申請書 3）
- 第 1063 条 禁止される治療

第 6 章 補助的療法

- 第 1064 条 禁止されていない補助的療法
- 第 1065 条 制限のある補助的療法
- 第 1066 条 鍼療法
- 第 1067 条 禁止される補助的療法

第 7 章 馬ドーピング防止および規制薬物（EADCM）

- 第 1068 条 検体採取
- 第 1069 条 被検馬の選択
- 第 1070 条 検体採取のタイミング
- 第 1071 条 検体採取の通告
- 第 1072 条 検体採取に関する書類
- 第 1073 条 血液および尿検体採取指針
- 第 1074 条 検体の取り扱い
- 第 1075 条 FEI 公認検査所
- 第 1076 条 分析費用

第8章 緊急時における対応指針

第1077条 傷病に関するサーベイランス（調査監視）

第1078条 伝染病

第1079条 重篤な負傷

第1080条 馬の死亡

第1081条 検死解剖

第9章 ポニーの体高測定（JEF注：第1082条から第1088条は翻訳せず）

第10章 各国馬術連盟（NF）の責任

第1089条 馬のパスポートと個体識別

第1090条 バイオセキュリティおよび国際的な馬の移動

第1091条 馬ドーピング防止および規制薬物プログラム

第1092条 馬の死亡

第1093条 ポニーの体高測定（JEF注：本条は翻訳せず）

第1094条 FEI 獣医師

第1095条 FEI 獣医師の指名

第1096条 検体採取技術者

第1097条 認定馬療法士

第11章 馬管理責任者の責任

第1098条 馬管理責任者の定義

第1099条 責任

第12章 FEI 獣医師

I. FEI 獣医師

第1100条 FEI 獣医師

第1101条 認定治療獣医師

第1102条 オフィシャル獣医師

II. 認定治療獣医師の役割

第1103条 獣医サービスマネージャー

第1104条 獣医コントロールオフィサー

第1105条 救護獣医師

第1106条 チーム獣医師

第1107条 選手のプライベート獣医師

III. オフィシャル療獣医師の役割

- 第 1108 条 獣医師代表
- 第 1109 条 獣医師代表補佐
- 第 1110 条 ナショナルヘッド獣医師
- 第 1111 条 ホールディングボックス獣医師
- 第 1112 条 エンデュランス獣医治療オフィシャル
- 第 1113 条 体高測定獣医師
- 第 1114 条 検査獣医師
- 第 1115 条 検体採取獣医師

IV. その他の獣医師

- 第 1116 条 コース獣医師

V. 競技会における獣医師の指名

- 第 1117 条 組織委員会による指名
- 第 1118 条 FEI が指名する獣医師
- 第 1119 条 NF が指名する獣医師
- 第 1120 条 主要競技会における指名
- 第 1121 条 FEI 獣医師のローテーション

VI. 報告義務

- 第 1122 条 獣医師代表の義務
- 第 1123 条 検体採取獣医師、体高測定獣医師および検査獣医師の報告義務

第 13 章 検体採取技術者

- 第 1124 条 検体採取技術者
- 第 1125 条 指名および報酬

第 14 章 認定馬療法士

- 第 1126 条 登録指針
- 第 1127 条 認定馬療法士の役割

- 付則 I 略語リスト
- 付則 II 認定治療獣医師規範
- 付則 III オフィシャル規範
- 付則 IV 検体採取技術者規範
- 付則 V 認定馬療法士規範
- 付則 VI FEI 獣医規程違反に係る制裁
- 付則 VII FEI 獣医規程違反におけるオフィシャル獣医師への制裁
- 付則 VIII 知覚鈍麻検査

- 付則 IX ポニーの体高測定規程—移行措置（JEF注：翻訳せず）
付則 X FEI 競技会における獣医オフィシャル要件
付則 XI 用語集

序文

FEI 獣医規程 (VR) 本版は 2022 年 1 月 1 日に発効し、それ以前のあらゆる版に取って代わる。

本規程は、関連する FEI 定款、FEI 内規、FEI 一般規程、馬ドーピング防止および規制薬物規程 (EADCMR) および関連する各競技規程と併せて解釈しなければならない。馬のウェルフェアのための FEI 馬スポーツ憲章に則り、馬のウェルフェアに関する配慮は、獣医規程のすべてにおいて指針となる原則であり、競技会期間中常に適用しなければならない。

獣医規程、各競技規程およびガイダンスノートの間には矛盾がある場合は、獣医規程が優先する。

FEI 馬禁止物質リスト (EPSL) は、絶対禁止物質または治療用規制物質のいずれかに分類される禁止物質すべての一覧表であり、EADCMR に組み入れられている。EPSL は、FEI 獣医委員会の独立専門部会として指名された専門家のグループである FEI リストグループによって改定される。EPSL は FEI リストグループによる年に 1 回の見直しを経て更新、公表される。

FEI 獣医ガイダンスノートは、FEI 獣医委員会の承認を経て FEI 獣医部により発行される。発行されたガイダンスノートは実質的な解説となるべきであり、いかなる状況においても諸規程や獣医規程の条項の内容を変えるものであってはならない。獣医規程の条項とガイダンスノートあるいは何らかの形で提供された情報との間に矛盾がある場合、獣医規程の条項が優先される。

法的な判定においては、英語版の獣医規程を適用すべきである。

FEI 馬スポーツ憲章

馬のウェルフェアのために

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI 馬スポーツ憲章を順守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先されることに同意し、これを受け入れることを求める。馬のウェルフェアよりも、競技の勝敗または商業的な側面に重きを置くことがあってはならない。以下の要点を特に順守しなければならない。

1. ウェルフェア概要

a) 良質な管理

馬を最上の状態で管理するには厩舎設備および飼料給与が不可欠である。清潔で良質な飼葉、飼料、水が常に与えられなければならない。

b) トレーニング方法

馬は当該種目で求められる身体能力および技術に応じたトレーニングを受けるべきである。馬を虐待するような方法または恐怖を与える方法を用いてはならない。

c) 装蹄および馬装具

フットケアおよび装蹄は高い水準にななければならない。馬装具は傷害や外傷のリスクを避けるようにデザインされ、つくられていなければならない。

d) 輸送

輸送中は、馬の傷害やその他の健康被害に対して十分な対策がとられていなければならない。車両は安全、良好な換気、高水準の整備、常に清潔な状態で、かつ適格なドライバーが運転しなければならない。馬を正しく扱える者が、常に馬の管理のために同行していること。

e) 移動

すべての輸送は最新の FEI ガイドラインに則って綿密に計画され、定期的に飼料および水を給与するための休憩時間をとらなくてはならない。

2. 競技参加適性

a) 競技参加への適性と能力

競技への参加は、十分な能力を備えた競技参加適性のある馬および選手に限定されなければならない。トレーニングから競技参加までの間には、馬に適当な休養期間を与えなければならない。輸送後にも休養期間を与えるべきである。

b) 健康状態

競技参加適性がないと判断された馬は、競技への参加または参加の継続をすることはできない。その馬の参加適性に疑義のある場合には獣医師のアドバイスを求めること。

c) ドーピングと薬物

ドーピング行為および薬物の不法使用またはそれらの行為を意図することは、ウェルフェアに係わる深刻な問題であり、認められていない。いかなる獣医学的な治療であっても、治療後には競技の前に完全に回復するだけの十分な時間が必要である。

d) 外科的処置

競技馬のウェルフェアあるいは他馬および／または選手の安全をおびやかすあらゆる外科的処置は認められていない。

e) 妊娠牝馬／出産直後の牝馬

妊娠4ヵ月以降または仔馬を伴っている牝馬は競技に参加させてはならない。

f) 扶助の誤用

馬に対して過剰な負担となる騎乗あるいは器具（鞭や拍車など）による過剰な扶助は認められていない。

3. 競技会が馬のウェルフェアを損なってはならない。

a) 競技場

適当かつ安全な路面上で馬のトレーニングと競技を行わなければならない。すべての障害物および競技環境は馬の安全を考慮してデザインしなければならない。

b) 路面

馬の通行路や、トレーニングあるいは競技を行う馬場の路面はすべて、傷害を引き起こす要因を取り除いてデザイン、維持されていなければならない。

c) 異常な気象条件

馬のウェルフェアあるいは安全が確保できない気象条件の下では、競技を実施してはならない。競技参加後の馬のために、馬体を冷やす環境および設備を整えなければならない。

d) 競技会場の厩舎

馬房は安全かつ衛生的で、換気が良く、快適であり、馬の品種と性質に適応できるだけの十分な広さがなければならない。水の使える洗い場が常設されていなければならない。

4. 馬の人道的な扱い

a) 獣医学的治療

競技会においては常に獣医学的な専門技術が提供されるべきである。もし馬が競技中に受傷、あるいは疲弊した場合、選手は競技を中止し、獣医師の診断を受けなければならない。

b) 救急センター

必要であれば、さらなる検査および治療のために、馬は救急車で最寄りの治療施設に

搬送されなければならない。受傷した馬には輸送前に最大限の手当てを施すこと。

c) 競技における受傷

競技中に発生した傷害については調査が行われるべきである。競技場路面の状態、競技出場の頻度、その他の危険要因について、傷害の発生を最小限に食い止めるために、注意深く調査しなければならない。

d) 安楽死

傷害が重篤なものである場合、その馬は可及的速やかに獣医師によって安楽死処置を行う必要がある。安楽死は苦痛を最小限にする人道的な方法で行われなければならない。

e) 引退

競技から引退した馬は、人道的に扱われなければならない。

5. 教育

FEI は馬術スポーツに係わるすべての者が、競技馬のケアおよび管理に関する知識について、可能な限り高いレベルの教育を受けることを推進する。

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は、あらゆる意見を受け入れて、適宜改正される。新しい研究成果に注目するとともに、FEI はウェルフェアに関する研究のための助成およびサポートをいっそう促進する。

第1章 序章

第1000条 原則

1. すべての国際競技会は、競技参加馬全頭健康およびウェルフェアの管理と維持について示した FEI 定款、一般規程、獣医規程、および競技ルールに則って開催されなければならない。
2. 獣医規程は、特に競技参加馬の健康とウェルフェア、および選手と馬とが織りなすフェアプレイを妨げる恐れのある行為の防止について取り扱う。
3. FEI 獣医委員会は、馬のあらゆるウェルフェアに関するアドバイスおよびサポートのみならず、獣医規程の内容およびその実践を支援する責任を負う。
4. 獣医規程は、別途定められている場合を除き、定款に則り、獣医委員会の提案または獣医委員会を通じての各国馬術連盟 (NF) からの提案を受けて、総会で承認された場合に変更することができる。
5. 各国 NF は、ナショナルおよびインターナショナルレベルにおける競技会の徹底した一貫性と共通認識を確立するため、自国のナショナル競技会においても獣医規程に従うことが望ましい。
6. 適格な他国からの馬の受け入れを開催国の獣医事統括機関 (JEF 注：日本では農林水産省) が拒否した場合、競技会組織委員会および当該国 NF は、その事例について直接 FEI の判断を仰がなければならない。
その場合、FEI 事務総長は獣医委員会のアドバイスを求め、受け入れ拒否の理由に納得できないときは、事務総長は当該競技会をキャンセルするか、またはその競技会が選手権であれば開催地を他国に替えることができる。
7. 獣医規程を順守しなければならない組織委員会または役員に何らかの落ち度があっても、その落ち度が直接、規程違反になることが証明されない限り、獣医規程、一般規程、EADCMR、各競技規程またはその他適用される FEI 規程下にある者が、その責任を免除されることはない。

第2章 FEI 競技会における要件

競技馬の参加条件

第1001条 馬の個体識別

1. 馬管理責任者は、一般規程第113条および第137条に規定されている、FEI 競技会におけるナショナルおよびFEI パスポート、リコグニションカード、および登録に関する要件を順守しなければならない。
2. パスポートは、パスポートに示されている“パスポートの記載方法”に従って必要事項が記載されていなければならない。
3. FEI パスポートまたはリコグニションカードは4年ごとに更新しなければならない。
4. いずれかの項目が記載で埋められた場合は、再発行が必要である。
5. 2013年1月1日以降、初めてFEIに登録される馬は、ISO 11784またはISO 11785に適応するマイクロチップによる個体識別が可能でなければならない。
6. マイクロチップ情報（番号）はパスポートに記載およびFEI データベースに登録されなければならない。2つ以上のマイクロチップが埋め込まれた馬は、追加のマイクロチップ情報がパスポートの特徴記載ページに表記されていなければならない。
7. 馬に新しいマイクロチップが埋め込まれた場合、またはマイクロチップ情報の変更が必要な場合は、マイクロチップ変更申請フォームに記載し、それを当該馬の管理NFに送らなければならない。

第1002条 予防接種および伝染病

1. 実施されたすべての伝染病検査、特に法律で定められている伝染病検査については、パスポートに記録しなければならない。
2. FEI 厩舎エリアに入る馬および／またはFEI 競技会に出場するすべての馬は、第1003条に則った馬インフルエンザ予防接種を受けていなければならない。
3. 競技に出場しなくてもFEI 厩舎エリアに入る馬は、FEI 登録馬でなければならない。それらの馬は第1003条に則った馬インフルエンザ予防接種を受けていなければならない。到着時検査およびその他のあらゆる防疫要件を満たしていなければならない。
4. FEI 獣医部により馬インフルエンザ予防接種に関して例外が認められることがある。また、各国の法律により別途規定がある場合は、当該国内で実施される競技会に出場する馬にのみそれが適用される。
5. 予防接種に関するすべての情報が、当該馬のパスポートにアルファベットで記入されなければならない。
6. 馬インフルエンザおよびその他の伝染病の予防接種歴は、パスポートの該当する予防接種記録ページに記載されなければならない。

7. 予防接種の名称およびバッチナンバーおよび接種日がパスポートに記載されなければならない。
8. 予防接種は獣医師が実施しなければならず、その獣医師がパスポートの当該ページに署名し、押印しなければならない。
9. 予防接種記録の誤った記入は、当該箇所を 1 本線で消し、改めて他の行にすべての内容を記載すること。誤って記入した情報を消去した者は、当該箇所に自身のイニシャルを記入しなければならない。修正液の使用は認めない。
10. パスポートの新規発行または再発行の際は、馬インフルエンザ接種歴をすべて記載する必要はなく、次の文章により要約することができる。“The vaccination history of this Horse is correct to date in accordance with the FEI Veterinary Regulations. Last vccintion on 00/00/00 date. (この馬の予防接種歴は FEI 獣医規程に則って正しく実施されている。最終接種日は 00/00/00)”
11. 競技会場到着前 7 日以内に予防接種を実施すべきではない。
12. FEI 競技会場内で予防接種を実施することはできない。

第 1003 条 馬インフルエンザ予防接種要件

1. 製造業者の接種方法(すなわち筋肉注射または経鼻)の指示通りに投与されていれば、すべての馬インフルエンザ予防接種は FEI に認められる。
2. 2 回の基礎接種を実施する。2 回目の接種は、1 回目の接種から 21 日～92 日以内に実施しなければならない。
3. 1 回目の補強接種は、基礎接種の 2 回目の接種から暦の上で 7 ヶ月以内に実施しなければならない。
4. 補強接種の間隔は最大 12 ヶ月であるが、競技会参加馬は、競技会場到着前 6 ヶ月+21 日以内(ただし入厩前 7 日間は不可)に接種を受けていなければならない。
5. 基礎接種の 2 回目を受けてから 7 日が経過した馬は競技に参加できる。(JEF 注: 接種日を 1 日目として 8 日目から可=1 月 1 日に接種した馬は 1 月 8 日から可)
6. 2005 年 1 月 1 日以前に基礎接種を受けている馬は、12 ヶ月を超えない間隔で継続して補強接種を受けていれば、1 回目の補強接種についての要件を満たしていても構わない。

第 1004 条 禁止処置

1. 以下に該当する馬の競技参加は認めない:
 - a) 馬体のいずれかの部分に知覚過敏または知覚鈍麻のある馬
 - b) 気管切開術/気管開口術を受けている(皮膚から気管に開口している外科手術)馬
 - c) 遺伝子ドーピング(たとえばパフォーマンスを向上させる可能性のある治療目的ではない細胞、遺伝子、遺伝因子の活用または遺伝子操作)を受けた馬

- d) あらゆるタイプの遺伝子操作を受けた馬
 - e) 血液ドーピングまたは類似の処置（血液オゾン療法など）を受けた馬
 - f) 傷口をふさぐための器材を除き、皮膚を穿刺する何らかの物体を装着している馬
 - g) コンタクトレンズを装着した馬。FEI 獣医部による許可を受けている場合を除く
 - h) どのようなタイミングであれ競技会期間中に四肢の被毛を刈ったり剃ったりされた馬。獣医療を目的として認定治療獣医師が刈ったり剃ったりするときは、あらゆる検査または治療を行う前に、獣医師団／獣医師代表の許可を得なければならない。ただし、**ホースインスペクション**の3日前までであれば、四肢の被毛を刈ることができるが、被毛の長さを **2mm** 以下にしてはならない。
 - i) 個々の触覚毛が馬の痛みあるいは不快感を防ぐために獣医師によって除去された場合を除き、馬の触覚毛が刈りとられ、剃られている、またはその他いかなる方法であれ除去されている馬。ただし、それらの毛の除去が獣医療としての目的に合っているときは本規定から除外される。2021年7月1日から付則 VI-39 の制裁が適用される。
 - j) **エタノールおよび／またはオキシトシンの注射および／または経口投与後の馬。その存在が確認された場合は FEI EADCMR が適用されることもある。**
2. 第 1063 条に規定する禁止物質を投与された馬の競技参加は認めない。
 3. 第 1067 条に規定する禁止されている理学（物理）療法を受けた馬の競技参加は認めない。

組織委員会の責任

PART I : 施設

第 1005 条 施設の提供

1. 組織委員会は、獣医サービスマネージャーと協議の上、以下に記載の通り、施設の提供に関する責任を有する。
2. 組織委員会は、施設内に禁止物質が存在せず、汚染されやすい環境ではなく、伝染病が容易に伝染しない環境を整えるために最大限の努力をしなければならない。
3. 要件に即した施設を提供すべき組織委員会に落ち度があったとしても、それによって EADCMR 下で生じた違反を免れることはない。
4. **組織委員会は、清掃および消毒方法と、使用した消毒剤の記録を残さなければならない。**

第 1006 条 馬のパスポートの安全保管

1. 競技会期間中に実務的な理由により獣医師団／獣医師代表がパスポートを保管することがあったとしても、パスポートを安全かつ整然と保管する責任は組織委員会にある。

2. 競技会期間中、パスポートを扱うことができるのは以下のオフィシャルに限定される：
獣医師団／獣医師代表、競技場審判団、検体採取獣医師、体高測定獣医師、技術代表およびチーフスチュワード。
3. 組織委員会は、競技会終了時に馬管理責任者にパスポートを返却する責任を有する。

第 1007 条 獣医サービス

1. 獣医サービスは、獣医サービスマネージャーの管轄であり、組織委員会がサポートし、獣医師団／獣医師代表が監督しなければならない。
2. 競技会期間中は常に、次に示す獣医サービスがすべての馬に提供可能な態勢になければならない。
 - a) 獣医師代表と認定治療獣医師団のすべてが交信可能な、無線機およびバックアップのための携帯電話を含む通信器機を供給されていること。
 - b) 画像診断および外科手術施設を備えた馬用診療所の情報が事前に周知されており、病気またはケガした馬の受け入れ態勢が整っていること。
 - c) **在厩する馬 200 頭ごとに少なくとも 1 名の救護獣医師**
 - d) 少なくとも 1 名の認定治療獣医師が 24 時間体制で待機していること。
 - e) すべての競技および表彰式の間、少なくとも 1 名の認定治療獣医師が競技エリアに待機していること。
 - f) 少なくとも 1 名の認定治療獣医師がトレーニング時間中は常に待機していること。
 - g) 資格を有する経験豊富な装蹄師が配置されていること。
 - h) 獣医療に必要な器具や薬物（治療および安楽死用の薬品、補液、消耗品、肢を固定する道具等）が整備されていること。
 - i) 緊急時の対応手順を熟知し、リハーサルを経験しているサポートスタッフが、認定治療獣医師をサポートできる態勢（ケガした馬の周囲を幕で囲う、低床式馬運車または馬用救急車の操作等）にあること。
 - j) 競技中は常に、競技場のすぐ近くに適切な馬用救急車と専任の運転手が配置されなければならない。馬用救急車がトレーラータイプの場合は、牽引車が接続されていなければならない。
 - k) 馬が死亡した場合の剖検作業を行う獣医病理施設について、事前に調整しておくこと。競技場から病理施設への死体の輸送についての調整も、事前に行なっておくこと。

第 1008 条 厩舎

I. 厩舎エリア要件

1. 厩舎／馬房は競技会場内に設置されており、個々の馬房は少なくとも 3m×3m の広さがなければならない。大型馬を収容するために 4m×3m の広さの**馬房が適正数**なければ

ばならない。厩舎は馬に安全な環境を提供するため、高品質かつ堅牢な構造物でなければならない。

2. “Testing Boxes (検体採取馬房)” と明示した、少なくとも 3m×3m の広さの馬房が最低 2 つ、安全かつ静かな場所に設置されなければならない。それらの馬房は適切に消毒・清掃された後、その状態が維持されていなければならない。エントリー頭数が 10 頭よりも少ない競技においては、検体採取馬房が 1 つでも構わない。馬房には清潔な敷料が用意され、馬房の外から検体採取の様子を監督できるようにしなければならない。検体採取馬房を草地に設置する場合は、ゴムマットを敷かなければならない。検体採取獣医師または FEI 獣医部が検体採取馬房の追加を要求することがある。
3. “Treatment Boxes (治療用馬房)” と明示した、少なくとも 3m×3m の広さの清潔な馬房が最低 2 つ、アクセスしやすく、参加馬の馬房とは固いパーテーションで仕切られているか獣医療センター内に設置されなければならない。治療用馬房の数は、エントリー数および当該種目に応じて獣医師代表および獣医サービスマネージャーが決定しなければならない。FEI 獣医部が治療用馬房の追加を要求することがある。馬房は清潔に保つことが容易であり、馬が競技場に収容されている間は常に利用可能な状態でなければならない。また EADCM 検体採取のために使用してはならない。組織委員会は無料で使用できる治療用馬房を最低でも 2 つ用意しなくてはならないが、1 頭ずつの柵場や X 線撮影等のより高度な設備の利用については料金を課すことができる。
4. 隔離馬房が安全な場所に設置されなければならない。また、非隔離馬と同じ厩舎や空間にあってはならない。インドアあるいはアウトドアの両競技会において、隔離馬房はいかなる馬の動線からも最低 50m 離れていなければならない。少なくとも 2 つの隔離馬房を設置しなければならない。100 頭あたり 1 つの隔離馬房が必要であり、すべての競技会において隔離馬房はその他の目的のために使用してはならず、使い捨ての靴カバー、使い捨てまたは洗濯可能なカバーオール (全身を覆うタイプの作業着)、水、液体ソープ、ペーパータオルおよび手指消毒液が出入口に設置されていなければならない。
5. 厩舎エリアおよびすべての馬房は、汚染および病原菌媒介生物が確実に存在しない状態を保つために、馬の到着前に清掃、消毒をし、封じておかなければならない。
6. 厩舎エリアは第 1029 条に規定するバイオセキュリティ要件を満たしていなければならない。下記に示す設備を有していること。
 - a) 厩舎全体に十分な照明および安全な電源
 - b) 十分な換気
 - c) 新鮮でほこりのないワラ、ウッドシェービングおよび／または紙
 - d) 良質で清潔な水と飼料
 - e) 火災予防および避難計画
 - f) 手入れのために馬が 10 分を超えて待つことがないように、十分な数の洗い場

- g) 馬／選手の道具を置き、かつ厩舎エリアで馬が安全に移動できるだけの、厩舎間のスペース

II. 個別の専用閉鎖スペース (Enclosure または Yard)

- 7. 特別な環境にある FEI 競技会において、各馬は個別の専用閉鎖スペースが提供されることがある。
- 8. 専用閉鎖スペースはそれぞれ 1 頭の馬の専用であるべきである。
- 9. 専用閉鎖スペースはそれぞれ以下の要件を満たしていなければならない。
 - a) 広さは最低でも 3m×3m
 - b) 馬の安全を確保するための強固で安全なデザイン
 - c) 専用閉鎖スペースの近くに適切な個数の電源が用意されていなければならない
 - d) 適当な日陰が提供されなければならない
 - e) 火災予防および避難計画。これにはあらゆる緊急事態に対応できる安全な非難場所を含む
 - f) 馬が手入れのために 10 分以上待つことがないように、十分な個数の洗い場
 - g) 専用閉鎖スペース間に、馬／選手の道具を置くためおよび専用閉鎖スペース周辺を馬が安全に移動するための適当なスペースを設ける
 - h) 専用閉鎖スペース内に牡馬を入れる際の安全確保についての配慮

***注記：**第 1008 条 II (各馬の囲われた専用スペース) は、2019 年 1 月 1 日においては“best practice”ガイドラインとしてのみ適用する。この項の順守義務は 2020 年 1 月 1 日に発効する。

III. 競技会期間中の馬のための厩舎最低要件

- 10. 以下に示す最低要件は、全種目が 1 日で終わる競技および **CCI1*-S、CCI2*-S、CCI3*-S、CAI1*、CAI2*、CAI3*** 競技会 (ワールドカップ予選の **CAI3*** を除く)、**CEI1*** と **CEI2*** を除き、すべての競技会において順守しなければならない。
 - a) 競技会場内には、獣医師団／獣医師代表がその境界線を定めた、馬のための指定厩舎エリアを設けなければならない。
 - b) 指定厩舎エリアはスチュワードが 24 時間体制で管理する。
 - c) 第 1009 条の規定に則って許可を得た者のみが、指定厩舎エリアへの立ち入りを許される。

FEI 獣医部により、CCI4*-S 競技会に出場する馬を競技会場から離れた厩舎に収容する特例的な許可が与えられることがある。収容されている厩舎における監視および EADCM 検査を可能にするために、それら出場馬の所在地は HorseApp に記録されなければならない。

- 11. 以下に示す厩舎管理を実施しなければならない。
 - a) 予防接種を受けていない馬は FEI 厩舎エリアへの入厩が認められない。
 - b) 第 1003 条に則った馬インフルエンザ予防接種を受けていない馬 (同一競技会内で

行われるナショナル競技に出場する馬等)は、別の厩舎に収容し、かつ接種を受けている馬から隔離しておかなければならない。

- c) 可能であれば、同一国からの参加馬は同じ厩舎ブロックに収容し、厩舎のブロックは参加地域別に割り当てるべきである (EU、北アメリカ、オーストラリア/ニュージーランドから参加した馬をブロック分けする等)。

12. 馬を馬運車またはトレーラーの中に夜間を通して収容してはならない。ただし、技術代表のみがチーフスチュワードおよび獣医師代表と協議のうえ、特殊な状況において例外を認めることができる。例外を許可した場合は、FEI 獣医部に報告しなければならない。

IV. 厩舎セキュリティ

13. 本項に示す競技会を除き、すべての競技会において次項以下に示す厩舎セキュリティが必須の要件である。

馬場馬術 : CDI1*、CDI2*、CDICh、CDI-P、CDI-J、CDI-Y、CDI-YH、CDI3* (ヨーロッパ外)

馬車競技 : CAI1*、CAI2*、CAI3*

エンデュランス : CEI1*、CEI2*、CEI3*

総合馬術 : CCI2*、CCI1*、およびすべての CCI ショートフォーマット競技

パラ馬場馬術 : 選手権競技および Games (JEF 注 : オリンピック・パラリンピック大会、世界馬術選手権大会、地域大会、大陸大会) を除くすべての CPEDI

軽乗 : CVI1*、CVI2*、CVI3*、CVI-Ch、CVI-J

14. 競技会に参加するすべての馬は、以下に示す最低要件を満たす制限区域内の厩舎に収容されなければならない。
- a) 24 時間体制のセキュリティシステム
- b) すべての馬の出入りおよび厩舎エリアに立ち入るすべての者のアクレディテーションを確認するシステム
- c) 業務時間外 (真夜中等) に厩舎エリアに立ち入る者の出入りを記録する適切な “サインイン (署名して出入りする)” を利用したシステム
15. 厩舎エリアの周囲には、許可のない者が立ち入ること、および馬が勝手にエリア外に出てしまうことを防ぐための囲いを設置しなければならない。
16. 厩舎エリア内には、厩舎、検体採取馬房および指定治療用馬房のみを設置し、馬運車、キャラバンおよびその他車両は厩舎エリア内への駐車を許可するべきではない。
17. 一部競技会においては、CCTV システム (監視カメラシステム) が FEI により設置される。
18. 選手および/または NF が自ら FEI に許可申請を提出している場合、自身の馬を監視する目的においてのみ、競技会厩舎エリアにモニターカメラを設置することができる。モニターカメラの使用にあたっては、FEI が示す指針を順守しなければならない。

19. 組織委員会による厩舎セキュリティが不十分であっても、EADCMR におけるいかなる違反も免れることはできない

第 1009 条 制限エリアへのアクセス

1. アクレディテーションは、競技会期間中に全厩舎エリア、トレーニングエリア、パドック、集合エリアおよび競技場を含むあらゆる制限エリアへの立ち入りを許可するために、組織委員会が支給するものである。
制限エリアへのアクレディテーションが支給されるのは、一般規程（第 132 条）に則り、競技に直接係わる人間にのみ限定しなければならない。それには、サポートスタッフ（グルーム、認定治療獣医師、コーチ等）のほか、ナショナルヘッド獣医師、指名を受けたすべての獣医オフィシャル、検体採取技術者、FEI 本部の主要スタッフが含まれる。
2. 厩舎エリアへの立ち入りを許可された者はいずれも、適用されるすべての FEI ルールおよび規程を順守することに同意するものとする。
3. 他の者が制限エリアへの立ち入りを求める場合は、獣医師団／獣医師代表、組織委員会または FEI 獣医部による許可を得る必要があり、それらの者がエリアに立ち入るときは、監視下におかれなければならない

第 1010 条 到着時検査エリア

1. 組織委員会は、すべての馬が競技会場到着時に検査を受けるための施設を準備しなければならない。
2. 到着時検査エリアには次に示すものが含まれていなければならない。
 - a) エリア内での馬どうしの接触を最小限にし、安全に移動するための十分なスペース
 - b) 馬のパスポートを集めるための屋根付きのエリア

第 1011 条 ホースインスペクションエリア

1. ホースインスペクションエリアとは別に、選手が馬の速歩を確認するためのエリアが用意されていなければならない（速歩用トラック／路面）。
2. 技術代表および獣医サービスマネージャーとともに組織委員会は、以下の条件を満たすホースインスペクションエリアを用意しなければならない。
 - a) 馬の常歩および速歩を検査することができる最低限 30m の路面。ホースインスペクションをインドアで実施するという例外的な状況においては、事前に獣医師団／獣医師代表、競技場審判団および技術代表（臨場している場合）の許可を得て、25m 以上を確保して距離を短縮することができる。
 - b) “馬の参加適性” 判断に一貫性を与えるため、すべての馬のホースインスペクションを通して路面は、固く平らで清潔であり、滑りにくい状態を終始、保っていない

ればならない。

- c) ホースインスペクションエリアと一般観客の間には柵が設置されていなければならない。
- d) 馬の集合エリアはインスペクション場所から安全な距離をとり、競技のタイプおよび参加馬の頭数に応じたサイズであるべきである。
- e) ホールディングボックスエリアは囲われた別個のエリアで、ホースインスペクションエリアに近くなければならない。可能であれば、ホースインスペクションエリアからは見えないほうが良い。ホールディングボックスエリアの路面は、インスペクションエリアの路面と同じものでなければならない。
- f) 観客、選手および馬の安全確保のために、観客と馬との間には十分な距離をとること。
- g) ホースインスペクションの間、特に馬の集合エリアにおいては、あらゆる関係者の安全確保のために、厳しく管理することが求められる。馬がスケジュール通りにインスペクションを受けることができるように待機させ、終了後には速やかに退場させるようにコントロールされていなければならない。

第 1012 条 EADCM（馬ドーピング防止および規制薬物規程）検体採取施設

1. 第 7 章および EADCM に則って実施される検体採取のための準備を行わなければならない。
2. セキュリティエリア内の検体採取馬房の近くに、事務作業用施設を設置しなければならない。そこには、検体を安全に保管するため、鍵のかかる部屋に冷蔵庫を準備しなければならない。
3. その他設備として、検体採取馬房に隣接する清潔な流水、テーブル／作業スペース、厩舎用清掃用具およびゴミ箱が設置されていなければならない。

第 1013 条 四肢の知覚反応検査要件

1. 第 1049 条に則って競技会において四肢の知覚反応検査を実施するとき、組織委員会は、検査獣医師をサポートするために競技場審判団メンバーの一人を配置するとともに、事務作業用施設へのアクセスを提供しなければならない。

第 1014 条 ~~ポニーの体高測定設備（削除）~~

第 1015 条 その他の設備

1. 可能であれば、安全に馬の積み下ろしをするために、厩舎エリアの近くに静かで適当な広さのある馬の積み下ろしエリアを準備すべきである。
2. コピー機や類似の器機を含む事務作業に必要な設備の利用が可能な獣医師団／獣医師

代表オフィス。

3. 可能であれば、選手のためのエリアは一般観客から離れた場所に設置すべきである。選手エリアへの立ち入りは、厩舎エリアへの立ち入りを許可された者のみに制限しなければならない。

PART II : バイオセキュリティ

第 1016 条 獣医事管轄機関（農林水産省）との協同作業

1. 競技会終了後の参加馬の帰国について、獣医事管轄機関（JEF 注：日本では農林水産省）の意見を聞かなくてはならない。業務時間外に健康証明の発行を求められることもある。
2. 組織委員会と FEI 獣医師は、参加馬の一時的入国を速やかに行うために、共同して作業にあたらなくてはならない。

第 1017 条 病気の伝染予防

1. 組織委員会は、獣医規程に定めるすべてのバイオセキュリティ要件が、常に厳しく守られていることを保証する責任を負う。
2. 3 週以上にわたって連続して開催される競技会について、400 頭を超える馬が夜間を通して在厩する場合は、競技会のバイオセキュリティ対策の現地事前検査が必要である。少なくとも 1 年に 1 回の事前検査を実施すること。
3. 馬運車および厩舎は、使用前および馬の入れ替え時に清掃および消毒すべきである。
4. 共同の飲水桶の使用は認められず、個別の水桶および飼い桶を使用すべきである。エンデュランス競技会においては、清潔なバケツで水を汲んで与える場合に限り、例外的に共同給水桶が認められる。馬が共同給水桶から水を飲んで서는ならない。
5. 伝染病が流行している場合またはその疑いがある場合は、消毒マットおよびフットバス（脚浴槽）を厩舎エリアの出入りに用意しなければならない。
6. 馬を扱うすべての者が利用できるように、手洗い設備およびアルコールハンドジェルを各所に用意しなければならない。
7. 組織委員会は競技会終了時に、FEI HorseApp に各馬の退厩を記録しなければならない。

第 1018 条 緊急事態における対応プラン

1. すべての競技会において、病気のリスクが発生した場合に備えて、厩舎単位ごとにごのように隔離するかという緊急事態における対応プランが求められる。組織委員会は獣医サービスマネージャーとともに、必要な道具をすべて確実に揃えておかなければならない。

2. 競技会におけるバイオセキュリティ緊急事態対応プランには、どの馬が伝染病の兆候を示した場合においても、厩舎エリアから対象馬のグループを隔離する方法を含んでいなければならない。競技続行可能な非接触馬の管理プランも必要である。競技会実施要項が FEI に提出される時、競技会におけるバイオセキュリティ緊急事態対応プランが当該競技会の獣医師代表に提出されなければならない。
3. 組織委員会は、競技会期間中に馬が収容された厩舎の記録を保管しなければならない。
4. 組織委員会は、競技会に臨場しているすべての馬管理責任者および獣医師の連絡先を記録するとともに、連絡方法を取り決めておかなければならない。

PART III：管理体制（スチュワーディング）

第 1019 条 スチュワードの職務

1. スチュワードの職務は馬と選手のウェルフェアをサポートし守ることである。馬のウェルフェアを脅かし／またはフェアプレイを妨げる可能性のある、あらゆる不正な行為を防止しなければならない。
2. 獣医規程違反を目撃した場合は、可能であればチーフスチュワードを通じて、獣医師代表および／または競技場審判団に即時に報告しなければならない。
3. 各種目には、その種目が行われる競技会に適用する特別な管理要件が、スチュワードマニュアルおよび付則に定められている。

第 1020 条 厩舎エリア

1. 厩舎セキュリティが必須の場合は厩舎エリアのすべての出入り口において、出入りする者のアクレディテーションを確認しなければならない。
2. 厩舎エリアでは、指定された喫煙エリア以外での喫煙は禁止される。
3. 競技会期間中は、少なくとも 1 名のスチュワードが 24 時間体制で厩舎エリアに常駐しているか、または近くに待機していなければならない。
4. スチュワードは、あらゆる種類の違反、特に馬の虐待を防ぐために、事前に巡回経路を決めることなく、厩舎エリアの見回りを定期的に行わなければならない。
5. 夜間に厩舎に立ち入るすべての者と立ち入りの理由を確認するために、夜間立ち入り者リストを用意し、記録しなければならない。立ち入り者が厩舎内にいる間、常に同行するのに十分な数のスチュワードが配置されていなければならない。
6. 立ち入り制限エリア内の車両に寝泊まりするグルームは、スチュワードへの登録が必要であり、夜間に厩舎エリアに立ち入る必要が生じたときは、スチュワードが同行しなければならない。
7. グルームまたはその他の者は、チーフスチュワードおよび獣医師代表による特別な許可がない限りは、厩舎エリアに寝泊まりすることはできない。

8. 厩舎エリア内で馬を調教してはならない。
9. 競技会場から離れた厩舎に収容されている馬は、競技会場内の厩舎と同様に 24 時間体制で管理される。

第 1021 条 練習用、運動用、ウォームアップ用エリアおよび草地

1. 練習用エリアは、公式にオープンしている時間帯は常にスチュワードが監視していなければならない。公式に閉まっている時間帯は不定期に見回りを行う。
2. 練習用エリアの使用は、帯同馬よりも FEI 競技会に出場する馬が優先されなければならない。
3. 厩舎、草地エリア、練習用アリーナおよび競技アリーナ間の馬の移動は、スチュワードがコントロールしなければならない。
4. 草地が設置されている場合は、スチュワードによる不定期な見回りを行う。
5. 草地では、草の採食または常歩を引き馬で行うことのみが可能である。

第 1022 条 ホースインスペクション

1. スチュワードは、ホースインスペクションを安全かつ効率的に行うために、馬を管理しなければならない。また、ホールディングボックスでの検査を命じられた馬に同行しなければならない。

第 1023 条 馬具およびブーツのチェック

1. スチュワードは、馬具および馬用ブーツのチェックが、馬スポーツ憲章に則って、第 1046 条および第 1047 条の規定通り、確実に実施されることについて責任を有する。
2. 少なくとも 2 名のスチュワードが馬のブーツチェックを実施する。

第 1024 条 獣医学的な治療および補助的治療

1. スチュワードは、第 1060 条および第 1100 条に規定されている通り、馬の治療を行うあらゆる獣医師に、FEI 獣医師 ID カードおよび許可済みの治療用申請書の呈示を求めることができる。
2. スチュワードは、FEI 認定馬療法士の ID カードの呈示を求め、当該競技会における認定馬療法士登録申請書と実施している補助的治療を照らし合わせて確認することができる。
3. スチュワードは、認定馬療法士によってのみ、実施制限のある補助的治療が実施されていることを確認するための調査を行うことができる。
4. 指定の治療用馬房は、スチュワードの断続的な監視下にある。

第 1025 条 ~~ポニーの体高測定 (削除)~~

第 1026 条 EADCM 検体採取

1. スチュワードは、次の職務を検体採取獣医師から指示されることがある。
 - a) 馬が採取対象となったことをその馬の馬管理責任者に通知する。
 - b) 検体採取用馬房まで馬に同行する。

第3章 バイオセキュリティ（防疫対策）

第1027条 国境を越えての伝染病の伝播防止

1. 競技参加を目的とする馬の一時輸入に関する開催国の獣医統括機関による衛生要件および国が定めた馬の健康に関するその他規定は、法律に従って、確実に実施されなければならない。
2. 第1016条に定める通り、競技会を開催する組織委員会は、自国の獣医統括機関にそれを通知し、参加馬の帰国について協議しなければならない。
3. 第1099条に定める通り、馬管理責任者とそのサポートスタッフは、馬の一時輸入に関する国が定める動物衛生要件を順守しなければならない。
4. 馬管理責任者は、自身の管理下にある馬に適用される国が定める要件を把握し、サポートスタッフにそれを順守させる責任を有する。
5. EHV-1 または馬インフルエンザなどの感染症の流行リスクが高い場合は、FEI 獣医部は FEI 競技会、オリンピックおよびパラリンピックに出場する馬の輸送あるいは輸送前の輸出前検疫所への入厩に関するバイオセキュリティ対策の拡大を要求することがある。
6. FEI は疾病管理を目的に、必要な対策を講じ、関連する第三者にそれを知らせることがある。

第1028条 伝染病の伝播防止

1. すべての FEI 登録馬について、その繋養場所、競技会場および輸送中を含むいかなる時にも適正なバイオセキュリティ対策が実施されていなければならない。
2. 馬管理責任者は次のことを確実に実行しなければならない。
 - a) FEI 競技会に参加するすべての FEI 登録馬は、国内の法律により馬インフルエンザ予防接種が禁止されている場合を除き、第1003条に従って馬インフルエンザ予防接種を受けていること。
 - b) 馬管理責任者は、地域性およびその地域における馬伝染病のリスクに基づいて定める、その他の予防接種に関する情報を入手すること。
3. 別の馬または健康要件の異なる馬に接触する前には、手を洗ってアルコールジェルを使うか、または使い捨て手袋を取り換えなければならない。
4. 日常的に接触のない馬同士が、直接接触することは最小限に抑えるべきである。
5. 共同給水桶の使用は認められず、個別の水桶および飼い桶を使用すべきである。エンデュランス競技会においては、清潔なバケツで水を汲んで与える場合に限り、例外的に共同給水桶の使用が認められるが、馬が共同給水桶から直接水を飲んでではない。
6. 無口頭絡、引き手、ラグ、馬具、バケツ、顔拭き用タオルおよびその他用具は、1頭ずつ専用のものを使わなければならない。個々の用具に馬を特定する印をつけることが

推奨される。

7. 別の馬に使う時に消毒しない限り、用具を複数の馬で共有すべきではない。
8. 馬運車および厩舎は、別の馬を収容する前に清掃し、消毒すべきである。

第 1029 条 FEI 競技会におけるバイオセキュリティ

1. 獣医師団／獣医師代表は、第 1031 条に則って到着時検査が実施されることを確認しなければならない。
2. 競技会場に滞在している馬は、少なくとも 1 日 2 回は馬管理責任者が直腸温を測定し、HorseApp に記録しなければならない。馬の健康状態に何らかの変化があった場合は、すぐに獣医師代表に報告すべきである。
3. 伝染病の発生に備えて、組織委員会は第 1008 条に規定する隔離厩舎を準備し、第 1018 条に規定する緊急時対応プランを用意しておかなければならない。
4. 何らかの伝染病の兆候を示している馬、または伝染病の兆候を示している馬と接触した馬は、隔離馬房に収容しなければならない。それらの馬については、競技会場の厩舎に収容することを許可してはならず、回復するまでの間、または対応策が講じられるまで、隔離厩舎に収容しなければならない。
伝染病の兆候を示す馬は、速やかに第 1078 条に則った管理を実施しなければならない。
5. 病気から回復したばかりの馬、または競技会期間中に病気の疑いが生じた馬は、獣医師団／獣医師代表に報告されなければならない。獣医師団／獣医師代表の書面による提案および一般規程と獣医規程に従って、競技場審判団はその馬の競技参加または競技続行の可否を決定する。
6. 獣医師団／獣医師代表は、FEI 競技会において直腸温が 38.5℃を超えている馬または神経症状を示している馬に対して、EHV-1 の検査が実施されることを確認しなければならない。FEI 獣医部が特に許可しない限りは、検体は鼻腔拭いにより採取し、FEI リストに掲載されている検査所で分析されなければならない。検体は PCR 分析法により検査されなければならない。インデックス・ケース（初発症例）における検体採取器材、検体の輸送および分析費用は、FEI 獣医部が負担する。
7. 馬ヘルペスウイルスの神経症状の臨床所見を呈している馬、またはそれらの馬と接触した馬は、獣医師団／獣医師代表および競技場審判団により FEI 競技会への入厩が差し止められる。罹患している馬またはそれらの馬と接触したすべての馬は、FEI 獣医部が定める衛生要件を満たすまで FEI 競技会にエントリーすることはできない。
8. FEI 獣医部は、FEI 競技会において馬ヘルペスウイルス 1 型の検査を実施する権利を有する。
9. FEI 一般規程に則って、FEI 事務総長は競技会をキャンセルする権限を有する。それには、FEI 一般規程 109.13.1 に規定される状況においては、進行中の競技会に対して

即時発効することが含まれる。

10. FEI 競技会においては一切の繁殖行為を行うことができない。

第4章 FEI 競技会における獣医事コントロール

第1030条 獣医検査およびホースインスペクション

1. FEI 競技会におけるすべての獣医検査およびホースインスペクションは、獣医規程に則り、かつ各競技種目に対応した方法で実施しなければならない
2. 獣医師代表は、あらゆる利害対立について競技場審判団に申告しなければならない。
3. 未成年選手が牡馬で競技に出場する場合、指名された成人が、獣医検査およびホースインスペクション時に当該牡馬を監視する責任を負わなければならない。

第1031条 到着時検査

1. 到着時検査はすべての FEI 競技会で実施されなければならない、第1010条に示す指定の到着地検査エリアで行わなければならない。
2. 外国人獣医師代表／獣医師団長／獣医師代表、あるいは外国人獣医師代表／獣医師代表から指名された認定治療獣医師／エンデュランス治療オフィシャルは、競技会場に到着したすべての馬について、入厩許可を与える前に、検査を行い、パスポートを収集しなければならない。
3. 到着時検査の際に、獣医師は以下のことをしなければならない。
 - a) パスポートの馬体特徴図、特徴記述、マイクロチップが入っている馬はその番号と照合して、馬の個体識別を行う。
 - b) 馬が、第1003条に則って馬インフルエンザ予防接種を受けていることを確認する。
 - c) 馬の個体識別、予防接種歴およびその他の衛生要件に関するすべての事項が、パスポートに正しく記録されているか否かを確認する。
 - d) FEI 厩舎エリアに入るすべての馬について FEI HorseApp の FEI Equine Health Self-Certification form にもれなく記入されていること、および当該馬の競技会場到着前3日間に1日2回、直腸温が FEI HorseApp に記録されていることを確認する。
 - e) 馬が伝染病のいかなる兆候も示していないことを確認する。当該馬の直腸温が測定され、FEI HorseApp に記録されていなければならない。獣医師は心拍数、呼吸数および測定するための臨床検査、また、その他の臨床的な兆候の確認を実施することができる。
 - f) 輸送中の負傷または疾病の疑いがある場合に限り、四肢および／または馬体の触診を行う。
 - g) FEI HorseApp を用いて、馬の競技会場到着を登録する。
4. トロットアップ（引き馬による速歩）のような跛行検査は、この検査には含まれない。しかし、CCI ショートフォーマット競技および CEI においては、以下に示す例外が認められる。

- a) エンデュランス競技会 (CEI) においては、第 1 回 (競技前) インスペクションを兼ねて到着時検査を実施することができるが、(バイオセキュリティ上の理由により) 馬は到着時検査が完了するまで競技会場の厩舎に入厩することができない。CEIO および選手権競技においては、到着時検査と第 1 回 (競技前) インスペクションは別個に実施し、両検査の間には、感染が疑われる馬およびその帯同馬を隔離して、その健康状態が確認されるまでの十分な時間をみておかなければならない。組織委員会は適切な施設を用意しなければならない。
- b) ホースインスペクションを実施しない総合馬術競技 (CCI ショートフォーマット競技) においては、到着時検査の際に獣医師によって短い速歩を含む参加適性審査が行われる。
5. 獣医検査後、参加適性がないと判断された馬については、第 1 回ホースインスペクション前に競技場審判団に報告しなければならない。獣医師団/獣医師代表は競技場審判団と協議しなければならない。必要に応じて競技場審判団は第 1 回ホースインスペクション前に、その馬を失権させることができる。
6. 第 1003 条に則った馬インフルエンザ予防接種を受けていない馬、または予防接種状況が確認できない馬 (パスポートが提示されないなど) は、競技会厩舎への入厩は認められず、隔離厩舎に収容しなければならない。
7. 臨床的な異常所見が認められる馬については、可及的速やかに獣医師団/獣医師代表に報告しなければならない。
8. バイオセキュリティに関するあらゆることは、ただちに獣医師団/獣医師代表に報告しなければならない。
9. 何らかの伝染病の兆候を示している馬、または伝染病の兆候を示している馬と接触した馬は、隔離馬房に収容しなければならない。競技会場到着時に直腸温が 38.5℃を超える馬がいた場合、同じ馬運車で輸送されたすべての馬は接触があったとみなされる。それらの馬については、競技会場の厩舎に収容する許可を出してはならず、回復するまでの間、または対応策が講じられるまで、隔離厩舎に収容しなければならない。

第 1032 条 パスポートコントロール

1. 到着時検査の際、または到着時検査と第 1 回ホースインスペクションを合わせて実施する場合はインスペクションの前に、以下のことを確認するために、獣医師団/獣医師代表はすべての馬のパスポートコントロールを実施しなければならない。
- a) 馬とパスポートまたは FEI HorseApp を照合して、正しく個体識別ができること。
- b) 馬インフルエンザ予防接種履歴が適正であること。
- c) パスポートが有効であること。
- d) 一般規程第 137 条に規定される通りに、FEI ステッカーによって表示された有効期限を超えていないこと。

- e) 馬の個体識別、予防接種歴およびその他の衛生要件に関するすべての事項が、パスポートに正しく記録されていること。
 - f) マイクロチップが埋め込まれている場合は、その番号が正しいこと。
2. パスポートの確認後、獣医師団／獣医師代表は、パスポートの個体識別コントロールページ (Identification Control Page) にオフィシャル FEI スタンプを押し、署名しなければならない。

第 1033 条 パスポートの不備

1. 馬のパスポートの以下に示す項目において、不備が認められることがある。
 - a) 馬体特徴図および特徴記述
 - b) 予防接種
 - c) マイクロチップ情報の誤りまたは機能していないマイクロチップ
 - d) 有効ではないパスポート
 - e) 有効ではないリコグニションカード
 - f) 薬物検査ページが記載で埋まっている (記入欄不足)
 - g) 予防接種ページが記載で埋まっている (記入欄不足)
 - h) 個体識別コントロールページが記載で埋まっている (記入欄不足)
2. 獣医師団／獣医師代表は可及的に速やかに、競技場審判団にパスポートの不備について報告しなければならない。競技場審判団は、その馬の競技会への参加の可否を決定する。
3. パスポートの不備は、付則 6 に示す通り制裁または警告処分となる。
4. 獣医師団／獣医師代表は、制裁または警告処分があった場合は、当該ページに赤ペンで処分の内容を記さなければならない。記入ごとに、獣医師団／獣医師代表が署名およびスタンプを押し、さらに競技場審判団がそれに副署しなければならない。
5. 馬管理責任者は、不備があったことを承認するために、返却されたパスポートを受け取って競技会場を離れる前に、不備があった欄の次の欄に副署しなければならない。
6. 予防接種の不備については、パスポートの予防接種歴記載ページに記載されなければならない。
7. 特徴記述、特徴記載図、マイクロチップおよび有効期限に関する不備、また記入欄が埋まっていることに対する制裁については、個体識別コントロールページに記載されなければならない。個体識別に関する不備は “**Identification information not sufficient for Identification** (個体識別情報は個体識別をするのに十分ではない)” と記載しなければならない。
8. パスポートまたはリコグニションカードが呈示されないときは、オンライン獣医レポートで報告しなければならない。
9. 馬管理責任者は、パスポートに不備があることが記載された日から 30 日以内に必要な

修正または新しいパスポートの発行が完了していることを確認しなければならない。

10. 獣医師代表は、すべてのパスポートの不備について、オンライン獣医レポートを通じて FEI に報告しなければならない。制裁を記載したパスポートの個体識別コントロールページ、および罰金に関連するその他のページのコピーを、競技会終了後 72 時間以内に E メール/スキャンによって FEI 獣医部に送らなければならない。パスポートの各ページのコピーには、馬名および FEI ID 番号を記載しなければならない。
11. マイクロチップナンバーが正しくパスポートに記載されていない場合は、獣医師代表は FEI ID またはパスポートナンバーおよびマイクロチップナンバーを FEI 獣医部に送らなければならない。

ホースインスペクション

第 1034 条 ホースインスペクションの原則

1. ホースインスペクションは、参加馬の競技参加適性を確認するために、すべての FEI 競技会で実施されなければならない。ただし、第 1 回ホースインスペクションの実施が任意である CCI ショートフォーマット競技を除く。
2. ホースインスペクションは、第 1011 条に準じたホースインスペクションエリアで実施される。
3. 一般規程第 110 条に則り、ホースインスペクションの実施タイミングおよび会場は、競技会実施要項に記載されなければならない。
4. ホースインスペクションは、競技規程で特別なルールを定めていない限り、一般観客に公開することができる。

第 1035 条 ホースインスペクションの実施タイミング

各競技種目におけるホースインスペクションの実施時期は以下に示す通り。

<u>種目</u>	<u>第 1 回ホース インスペクション</u>	<u>追加事項</u>
i. 馬場馬術競技 パラ馬場馬術競技	最初の競技開始前 24 時間 以内	第 2 回ホースインスペクション: 選手権および大会 (Games) で実 施。最後の競技の開始前 24 時間 以内。
ii. 馬車競技	最初の競技開始前 24 時間 以内	インハーネスホースインスペク ション: セクション A スタート / マラソン競技の Controlled Warm-Up 前 インハーネス検査: 選手がクー ルダウンエリアに入場後 10-15

		分の間 コーン競技前のインハーネスインスペクション：コーン競技と馬場馬術競技が同じ日に行われない場合は、コーン競技前
iii. エンデュランス競技	CEI1*および CEI2*競技会：第1ループスタート前24時間以内 CEI3*以上の競技会（選手権競技を含む）：第1ループスタート前12時間前から24時間前の間	ベットゲートインスペクション（VET ゲートインスペクション）：各フェイズゴール時 最終ホースインスペクション：走行終了時
iv. 総合馬術競技（CCI-L）	最初の競技開始前24時間以内	獣医検査：クロスカントリー後 第2回ホースインスペクション：障害馬術競技と同じ日に、障害馬術競技開始前に実施
v. 総合馬術競技（CCI-S）	第1回ホースインスペクションは任意である。実施する場合は最初の競技開始前24時間以内	第2回ホースインスペクション：障害馬術競技を最後に実施する場合は必須であり、障害馬術競技と同じ日に、障害馬術競技開始前に実施
vi. 障害馬術競技	最初の競技開始前24時間以内	第2回ホースインスペクション：FEI ワールドカップファイナル、世界選手権、シニア大陸選手権、オリンピックにおいて、最終競技開始前
viii. 軽乗競技	最初の競技開始またはオフィシャルトレーニング前24時間以内のいずれか早い方	なし

第1036条 ホースインスペクションパネル

1. ホースインスペクションはインスペクションパネルの責任のもとで実施される。インスペクションパネルは、以下に示す最低限の人数で構成しなければならない。

種目	パネルメンバー数	インスペクションパネル
----	----------	-------------

馬場馬術 パラ馬場馬術	最低限 2	第 1 回および第 2 回インスペクション －競技場審判団長および／または外国人審判員 その他の競技場審判団メンバーも臨場可 －獣医師代表または獣医師団
馬車競技	2 1 2	第 1 回ホースインスペクション －競技場審判団長 －獣医師代表 インハーネスインスペクション －救護獣医師 1 名 コーン競技前のインハーネスインスペクション －獣医師代表 および／または獣医師団長 － スチュワード 1 名
エンデュランス	エントリー 数に応じて 3	第 1 回インスペクション －競技場審判団メンバー －獣医師団メンバー全員 最終インスペクション －競技場審判団メンバー －獣医師団メンバー
総合馬術	3-4	第 1 回および第 2 回ホースインスペクション －競技場審判団全員（2～3 名） －獣医師代表または獣医師団
障害馬術	3	第 1 回およびその他の追加ホースインスペクション －競技場審判団長および外国人審判員 －獣医師代表または獣医師団
軽乗	2	－競技場審判団メンバー 1 名、審判団長が望ましい －獣医師代表または獣医師団

2. インスペクションパネルは、必要になるかもしれないあらゆる事項を含め、インスペクション指針および手順を確認するため、ホースインスペクション前に技術代表と協議すべきである。
3. インスペクションパネルは、ホースインスペクションのために組織委員会が準備した路面を確認して承認しなければならない。

第 1037 条 インスペクションでの馬の見せ方

1. ホースインスペクションでは、馬を引くのに相応しい服装の選手、御者、調馬索手また

はグルームが（“ハンドラー”として）、馬を引く。

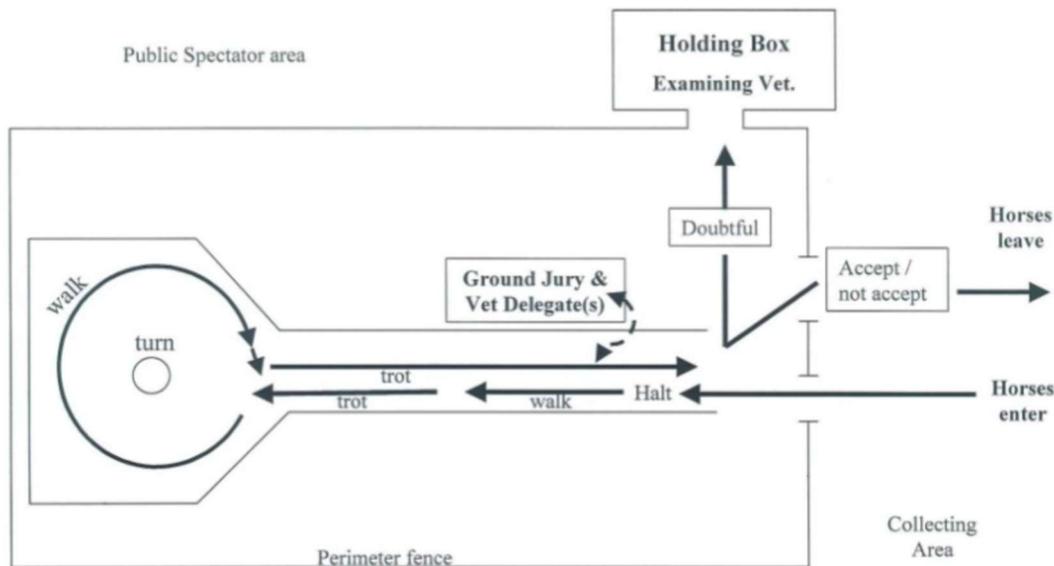
2. すべての馬場馬術競技および総合馬術競技、および障害馬術競技の FEI ワールドカップファイナル、選手権競技および Games（オリンピック・パラリンピック大会、世界馬術選手権大会、地域大会、大陸大会）におけるホースインスペクションでは、事前に競技場審判団長の許可を得ている場合を除いて、馬管理責任者が自身の馬を引かなければならない。
3. グルームおよび／または選手に加えて、監督がいるのであれば、監督もチームの馬に同行しなければならない。
4. 馬番号は確実に見えるところに付けていなければならない。
5. ホースインスペクションに臨むすべての馬はハンドラーによって制御され、安全に管理されていなければならない。その競技規程で無口頭絡が許可されている場合を除き、通常はハミの装着が必要である。インスペクションに際して馬に使用されるいかなる道具も、馬のウェルフェアのための FEI 馬スポーツ憲章に則っていなければならない、その使用の可否については競技場審判団の判断による。
6. 障害馬術、総合馬術、馬場馬術、軽乗、パラ馬場馬術においては、必要であれば、ハンドラーは長さ 120cm までの鞭に限って持つことが許される。
7. 馬車およびエンデュランスにおいては、ハンドラーは鞭を持つことができない。
8. 馬体へのペイントまたは毛を染めるなど、個人情報隠す処置を施された馬は、ホースインスペクションを受けることができない。
9. バンデージまたはブランケット／ラグあるいは同様の被覆物の着用は認められない。
10. 選手権競技および大会（Games）の馬場馬術競技においては、最大 6 頭のリザーブ馬までが第 2 回ホースインスペクションを受けることができる。

第 1038 条 ホースインスペクション指針

1. 利害対立は、必ず競技場審判団長およびそのメンバーに申告しなければならない。
2. 獣医師代表または指名されたアシスタントは、パスポートおよびマイクロチップ（埋め込まれている馬の場合）と照合して個体識別を行う。
3. ハンドラーは、インスペクションパネルの前で、馬の顔がインスペクショントラック（歩様検査場）のスタート地点に向くように馬を立たせなければならない。獣医師代表は馬の周りを歩いて、簡易な目視検査を行わなければならない。その他の臨床検査（触診または四肢の屈曲等）の実施は認められない。
ハンドラーは馬の左側から手綱を緩く持って馬を引かなければならず、獣医師代表はインスペクショントラックのスタート地点の中央から馬の歩様を観察する。ハンドラーは以下のことを実施しなければならない。
 - a) 短い距離、常歩で誘導し、
 - b) その後は歩様検査場の端まで速歩をさせ、

- c) 折り返し地点では常歩に落としてから時計回りで回転し、
 - d) スタート地点まで速歩で戻る。
4. インスペクションパネルは馬の参加適性を評価し、次のいずれかの判定を下す。
 - a) 合格
 - b) 不合格（競技参加適性がない場合）、または
ホールディングボックスに送る（競技参加適性が疑わしい場合）ホースインスペクションで不合格となった馬またはホールディングボックスの検査後に棄権した馬は、同じ競技会で実施されるナショナル競技への参加も認められない。
 5. ホースインスペクションに合格するための要件および参加適性の判定指標は、競技種目によって異なる。
 6. インスペクションパネルは、獣医師代表の意見に基づいて判定を下さなければならないが、不合格とする権限を有するのはあくまでもインスペクションパネルである。パネル内で判断が分かれた場合、競技場審判団長が決定権を有する。
 7. 競技場審判団は不合格の理由をその馬の管理責任者に説明しなければならない。総合馬術競技では、競技場審判団長がそれを行わなければならない。
 8. ホースインスペクション実施時間帯にインスペクションを受けることができない馬について、インスペクションパネルは不合格の判定を下すことができる。
 9. インスペクションパネルが下したいかなる判定に対して上訴することはできない。
 10. ホースインスペクションの進捗状況のアナウンスが必要であり、それには選手および馬名、馬番号、所属国、そして合格、不合格、ホールディングのいずれかの判定結果が含まれる。

図1 ホースインスペクション手順



第 1039 条 ホールディングボックスにおける検査

1. 1 名のホールディングボックス獣医師が、ホールディングボックスに送られてきたすべての馬を検査する責任を有する。
2. ホールディングボックス獣医師は、獣医師団が設置されている場合はそのメンバーでなければならないが、それ以外の場合は獣医師代表と獣医サービスマネージャーの協議により指名された者でなければならない。
3. スチュワードがホールディングボックスにおける検査に立ち会わなければならない。
4. ハンドラー、馬管理責任者、その馬のグルーム、監督およびその馬を担当する認定治療獣医師は、ホールディングボックスに入ることが認められる。認定治療獣医師が同行している場合、ホールディングボックス獣医師と協議することができる。
5. ホールディングボックス獣医師は臨床検査を実施しなければならないが、以下の検査を実施することができる。
 - a) 負傷しているか疼痛があると思われるあらゆる部位の触診
 - b) 検蹄器を用いた蹄の疼痛診断
 - c) 関節の可動域を査定するための下肢部関節の他動的屈曲検査
 - d) 直線または輪線上での常歩および速歩による歩様検査
6. ホールディングボックスにおける検査では、強制的な屈曲検査（関節を屈曲させた後に速歩をさせる）を行ってはならない。
7. ホールディングボックス獣医師は、インスペクションパネルに明確な臨床的情報を提供しなければならないが、競技参加適性についての意見を述べてはならない。
8. ホールディングボックス獣医師による検査に続いて、被検馬は再インスペクションを

受けなければならない。再インスペクションは、最後の馬の直後あるいはインスペクション中の適当なタイミングに実施しなければならない。

第 1040 条 再インスペクション

1. 馬はインスペクションパネルのところに連れて行かれ、第 1038 条に示す方法で再インスペクションが行われなければならない。モーニング再インスペクションが認められている競技種目において、インスペクションパネルがその馬のモーニング再インスペクションを要求するときは、その馬はホールディング直後の再インスペクションを受けるともあれば、受けないこともある。
2. 再インスペクションの結果はただちに発表されなければならない。
3. 再インスペクションの後にもなお参加適性に疑問がある馬は、モーニング再インスペクションが要求されることがある。モーニング再インスペクションは、競技参加適性なしと判断された馬には実施することができない。
4. 最終競技前に実施される第 2 回ホースインスペクションの後には、再インスペクションを実施することはできない。

第 1041 条 モーニング再インスペクション (Morning Re-Inspection)

1. 馬場馬術、パラ馬場馬術、障害馬術、馬車、レイニングおよび軽乗の各競技においては、最初の競技が実施される日の午前中にモーニング再インスペクションの実施が認められる。
2. モーニング再インスペクションは、第 1038 条に示す方法で実施されなければならない。モーニング再インスペクションの後には、いかなる再インスペクションも認められない。
3. インスペクションパネルの判断は最終的かつ絶対的なものであり、上訴することはできない
4. モーニング再インスペクションに合格した馬には、EADCM (馬ドーピング防止および規制薬物) 検査を課すことができる

第 1042 条 遅れて実施する第 1 回インスペクション (Late First Inspections)

1. 競技場審判団および獣医師団／獣医師代表は、例外的に遅いタイミングで第 1 回インスペクションを実施することができる。
2. 遅れて実施する第 1 回インスペクションは、競技場審判団が特別に許可しない限り、モーニング再インスペクションが実施された後に行うことはできない。競技場審判団は、そのような許可を与えた理由を、FEI 獣医部に報告する義務を負う。
3. 競技場審判団の判断により、遅れて実施する第 1 回インスペクションに合格しなかった場合は、その馬の再インスペクションを実施しないことがある。

ホースインスペクションにおける競技種目ごとの要件

第 1043 条 馬車競技

(JEF：日本語訳なし)

第 1044 条 総合馬術競技

クロスカントリー競技のウォームアップ

1. 疑わしいケースがあったときに競技場審判団に報告するため、救護獣医師がクロスカントリーのスタート地点近くに待機する。

クロスカントリー競技のゴールエリア

2. 獣医師代表の合意を得て、クロスカントリーを終えた馬は、救護獣医師による獣医検査を受ける。

加えて、負傷または疲弊した馬が緊急治療を必要としたとき、この獣医師は以下のいずれかの判断を下す。

- a) 直ちに、自厩舎に自力にて帰らせる
- b) 自厩舎に返す前に、さらなる治療のために留まらせる
- c) 搬送車に乗せて直接自厩舎に返すか、動物病院に輸送する

この救護獣医師には馬を競技から失権させる権利はないが、馬の虐待が疑われるあらゆるケースについて競技場審判団および獣医師代表に報告しなければならない。

3. クロスカントリー競技中に棄権、失権または競技を中止した選手は、退厩前に、その馬を獣医師代表または指名された救護獣医師に診断させなければならない。獣医師による診断を受けさせずに退厩した選手は、自身が所属する NF を通じて自動的に総合馬術警告記録が発行される。

第 2 回ホースインスペクション

4. 第 2 回ホースインスペクションは障害馬術競技前に実施する。第 1 回ホースインスペクションと同じインスペクションパネルの指揮の下、同じ条件で行われる。

すべての CCI ショートフォーマット競技におけるホースインスペクション手順のオプション

5. ショートフォーマットの競技において、第 1 回ホースインスペクションは任意である。しかし、実施する場合は、競技実施要項に詳細を公表しなければならない。第 1 回ホースインスペクションを実施しない競技会では、総合馬術競技規程に従って、到着時検査の中で FEI オフィシャル獣医師が簡単な速歩検査を含めて馬の競技参加適性を判断しなければならない。FEI オフィシャル獣医師が、参加適性がないと判断した馬については、競技場審判団に報告しなければならない。
6. ショートフォーマットの競技において、障害馬術競技が最終種目として実施される場合は、第 2 回ホースインスペクションは必須である。

第 1045 条 エンデュランス競技

エンデュランス競技会における獣医コントロール

1. 獣医師団は競技場審判団と連携し助言しながら、馬の健康、安全およびウェルフェアに関するあらゆる事項について判断を下す責任を負う。
2. CEI1*および地域選手権競技においては獣医師団長が、通常は外国人獣医師代表が有する責任を負う。
3. FEI 獣医規程がすべての国際エンデュランス競技に適用される。
4. エンデュランス競技馬は、エンデュランス競技規程第 839 条の規定に基づき、競技出場停止期間 (MOOCP) が課せられる。
5. 競技場審判団は、獣医師団の判断および助言に基づいて馬のウェルフェアに関わる決定を下す。獣医師団、または獣医師団からの直接の助言を受けて競技場審判団が下した決定は最終的なものであり、それに対して上訴することはできない。競技場審判団がある馬を“不合格”とした場合、その理由を示さなければならず、その理由はエンデュランス規程付則 5 の 3.1 および 3.4(c)に則って記録されなければならない。
6. 競技会において馬が死亡した場合、その原因に関わらず、外国人獣医師代表は第 1080 条に規定されている手続きが遂行されることを確認しなければならない。
7. 競技会出場に関連するあらゆる原因により、馬が競技会において死亡した場合 (馬が、指定の救急センターに搬送しなければならない致命傷または重篤な怪我を負った場合も含む)、第 1080 条に規定されている通り、その馬の管理責任者 (一般規程に定義されている) および管理する NF は FEI 獣医部に通知し、エンデュランス規程第 840 条に規定される方針に従わなければならない。
8. 競技のあらゆる段階におけるすべてのホースインスペクションに合格した人馬コンビネーションのみが、最終順位を与えられる。
9. 各 FEI エンデュランス競技会後には、その馬がインスペクションを受けた最後の VET ゲートまでの完走距離、順位がつかなかった理由 (代謝異常、異常歩様、またはその両方)、競技会場における治療の詳細、入院措置の必要性、競技出場停止期間 (MOOCP) の提示、および上記以外の当該馬の今後の競技における安全の確保のために必要な獣医師団によるコメントが、VET カードに記録されなければならない。
10. ホースインスペクションにおいて必要なすべての情報 (エンデュランス規程付則 5 の 9.3 参照) および獣医インスペクション/検査におけるその他の情報またはエンデュランス規程付則 5 あるいは獣医規程において要求される情報が、各人馬コンビネーションの獣医カードに記録されなければならず、それ以降のインスペクションおよび獣医検査時にそれらの情報が確認できなければならない。選手は、ホースインスペクションの直後に、騎乗馬の記録を閲覧し、コピーする権利を有する。
11. 馬がインスペクションエリアに入ったら、(スチュワードの指示に従って) 担当する獣医師がいるレーンに、遅滞なく連れて行かなければならない。インスペクシ

ョンエリアにおける適正な態度は常に守られなければならない（エンデュランス規程付則 5 の 10 参照）。競技実施要項に別途制約が記載されている場合または競技場審判団が特に指定した場合を除き、インスペクションエリアにおいて 1 頭の馬に同行できるのは 2 人までである。また、選手権競技および CEIO においては、自身の臨場を競技場審判団長に報告すればチーム獣医師および／または監督が競技中にインスペクションエリアに入ることができる。インスペクションエリアに立ち入る者はいずれも、エンデュランス規程第 813.3 条に従って、人物確認されなければならない。

12. ホースインスペクションは、心拍数の回復度、代謝機能状態、歩様、一般全身状態を基にした競技における馬の参加続行適性査定を含む。エンデュランス規程に別途記載がある場合を除き、個々のホースインスペクションにおいて同一馬に対するすべての検査は同じ獣医師が実施しなければならない。
13. 心拍検査後、馬は速やかにホースインスペクションにおける他の項目の検査（速歩での歩様検査を含む）をすべて受けなければならない、それら検査は心拍検査と同じ獣医師が行う。これら検査についての詳細はエンデュランス規程付則 5 の 5 に規定されている。
14. 競技馬のウェルフェアおよび選手の安全を守るため、競技場審判団長は（獣医師団長、外国人獣医師代表、競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議して、その内容を基に）競技会前または競技会期間中に、次の措置を講じることができる。
 - a) 最大心拍数基準値の引き下げ
 - b) VET ゲートにおけるプレゼンテーションタイムの短縮
 - c) ホールドタイムの延長

上述の基準値の変更は、当該ループのスタート前にすべての選手および／または監督に伝えられなければならない。

競技全体を通じて、競技場審判団長、獣医師団、外国人獣医師代表、競技場審判団メンバーおよび技術代表は、競技状況（異常な気象状況またはその他特異な環境を含む）および各インスペクションにおける不合格馬の頭数を監視しなければならない。馬を守るために基準値に変更を加えることは、彼らの責任である。

上記に従って基準値を引き下げ／短縮する場合は、獣医規程に則った上限値を参考に変更値を提示する。

15. すべての CEI2*、CEI3*および選手権競技において、馬が輸送と競技の間に十分な休養をとっていることを確認し、競技前後に獣医師による適切な監視を受けていることを確認するために、獣医師団による許可がない限り、競技に参加したすべての馬は (i) **CEI2*および CEI3***の第 1 回（競技前）インスペクション前の最低 8 時間（公表されている厩舎閉場時刻に応じて）および (ii) 当該馬競技終了後の最低 8 時間は、獣医師の監視下で（獣医師団長、外国人獣医師代表、獣医師団メンバーおよび／または救護獣医師による）競技場厩舎エリアに滞在しなければならない。

競技におけるすべてのフェイズを完走しなかった馬については、獣医師団長、外国人獣医師代表および競技場審判団長が早い時間の退厩を許可することができる。

選手権競技に出場する馬は夜間を通じて会場の厩舎に収容されなければならない、第 1 回ホースインスペクションの前夜、厩舎の公式閉場時刻の少なくとも 4 時間前に厩舎に入らなければならない。

予期せぬ例外的な状況においては、技術代表および外国人獣医師代表の特別な許可があれば、厩舎閉場時刻の 1 時間前まで入厩可能である。

16. 獣医師団長または外国人獣医師代表は、指名された獣医サービスマネージャーが、第 1007 条に規定される、適正なアフターケアおよび獣医サービスを準備したことを確認しなければならない。選手権競技においては、会場内にトリアージ（緊急度に応じた治療優先順位の決定権）および緊急治療のための施設が設置されなければならない、さらなる検査や治療が必要な場合に馬を搬送する提携救急センターの手配もなされなければならない。その手配については競技実施要項に明記されなければならない、到着時検査までに獣医師団長および外国人獣医師代表と協力して技術代表が確認して承認しなければならない。
17. 第 1 回（競技前）ホースインスペクション後、獣医師団長および外国人獣医師代表は競技場審判団と協議のうえ、治療／アフターケアエリアにおけるサポートのために、獣医師団メンバーの配置場所や担当予定を含む診療体制の変更を進言することができる。それらの手配計画においては救護獣医師の配置が示されなければならない、治療グループには開催地において治療を実施することができる資格を有する獣医師が含まれていなければならない。
18. 競技終了時に各事例に応じて治療を受けた馬の様子を確認し、それらの馬に (i) エンデュランス規程第 839.2.1 条に定められている以上の競技出場停止期間 (MOOCP) を課す必要がある場合、または (ii) 競技出場停止期間 (MOOCP) の延長は必要ないが許可された治療を受ける必要がある場合には、それを決定するのは、獣医師団長、救護獣医師団長および外国人獣医師代表の責任である。

エンデュランスのホースインスペクション

19. 第 1 回（競技前）インスペクションは競技開始の前日または第 1 ループ実施日の早い時間に実施されるべきである。
20. 到着時検査後、競技中のホースインスペクションはすべて獣医師団により、以下に示す同一フォーマットに則って行われる。ホースインスペクションの実施方法を変更する場合は、競技前に競技場審判団により発表されるか、あるいは競技実施要項に記載されなければならない。
21. 他に特別な記載がない限り、3 人の獣医師パネルによる決定はすべて多数決で行う。パネルが馬を“不合格”とするか否かを決定しなければならない場合、3 人の獣医師は

個々に（互いに協議をせずに）非公開の投票用紙に記入（可否のいずれかにチェック）し、競技場審判団メンバーに直接渡す。

22. すべてのホースインスペクションにおいて、馬の状態を評価する獣医師の責任は同等である。すなわち、競技中のホースインスペクションおよび最終ホースインスペクションにおいて、心拍、代謝状態、歩様、および全身状態を含む競技継続適性の判断には、同一の基準が適用される。

心拍数評価手順

23. すべての心拍測定は獣医師団メンバーが実施しなければならない。
- a) ホースインスペクションにおいて心拍数は最初に測定、記録される項目である。心拍数は馬の回復および参加適性を正確に判断するために重要である。ホースインスペクションを指揮する獣医師には、リカバリータイムも知らされなければならない。
 - b) 心拍数最大基準値はエンデュランス規程第 816.6.1 条に規定されている（変更する場合はエンデュランス規程第 816.9 条に準じる）。心拍数最大基準値を超える馬は競技続行を許可されず、“不合格—代謝異常（FTQ-ME）”とされる。心音の異常についてはすべて獣医カードに記録される。
 - c) 心拍数を正確に記録するために最大限の努力を払うべきである。測定を不可能または不正確にする可能性のある馬の動きや興奮によって測定が中断した場合は、測定を中止して、馬が落ち着いてから測定することを推奨する。選手、クルーメンバー、またはその他の馬管理責任者（FEI 一般規程に定義されている）が意図的にホースインスペクションを中断させた場合は、当該馬は不合格となる。
 - d) 心拍数測定にあたっては聴診器または FEI 承認の電子心拍数測定機器のいずれかを用いなければならない。馬がインスペクションを受ける時は、聴診器または電子心拍数測定機器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てること。検査を実施する者は心拍数測定に最適な場所に位置すること。
 - e) 検査の開始とタイミング
 - (i) 聴診器を使用する場合は、計時にはストップウォッチを使用しなければならない。15 秒間の計測を行い、（必要であれば以下の方法を用いて）60 秒間の心拍数を測定する。後述の (f) (i) に則って 15 秒経過時点で心拍数を評価するためには、15 秒間の心拍数に 4 をかけなければならない。心音が聞こえた時にストップウォッチをスタートさせ、次の心音から数え始める。
 - (ii) 電子心拍数測定機器を使用する場合は、15 秒ごとの心拍数を表示できるものでなければならない。計測は、機器を馬の胸部に当て、最初の心拍を測定した時に始まる。
 - f) 各馬の心拍数が、心拍数最大基準値に則しているか否かの判断：
 - (i) 15 秒経過時点での心拍数が最大基準値より 5bpm（毎分心拍数）以上低い

場合はその数値が記録され、インスペクションは完了する。しかし、獣医師は検査の正確性を期すために 60 秒間の測定継続を選択することができる。

(たとえば、心拍数最大基準値が 64bpm の場合、i) 電子心拍数測定機器では最初の 15 秒間の計測値が 59bpm 以下、または ii) 獣医師が聴診器を使って測定する場合は、最初の 15 秒間の計測値が 15bpm では 60bpm となるので、それが 14bpm 以下であれば、そこで測定を止めることができる。)

- (ii) 15 秒経過時点での心拍数計測値が、最大基準値よりも低いとその差が 4bpm、または最大基準値以上の場合は、60 秒間測定を続けなければならない。

(たとえば、心拍数最大基準値が 64bpm の場合に最初の 15 秒間測定値が、i) 電子心拍数測定機器では 60bpm 以上、または ii) 獣医師が聴診器を使って測定した心拍数が 15 以上であれば、測定を 60 秒間継続しなければならない。)

- (iii) 60 秒経過時点で、心拍数が最大基準値と同じかそれより少なければ、その数字が記録され、インスペクションは完了する。

- (iv) 60 秒経過時点で、心拍数が最大基準値を超えている場合は：

(A) それ(1 回のみ受けることができる)最終ホースインスペクションである場合を除き、2 回目のインスペクションを受けるための十分な時間が残っている場合(エンデュランス規程第 816.6 条参照)、当該馬は心拍数の再インスペクションのために 2 回目のインスペクションを受けることができる。2 回目のインスペクションの際も上述の(a) - (f)と同じ方法が適用される。

(B) 心拍数の再インスペクションを受けるための時間がない場合、心拍数の再インスペクションにおいて心拍数最大基準値を満たさなかった場合、またはそれが(1 回のみ受けることができる)最終ホースインスペクションだった場合は、不合格とするための確認手順をふまなければならない。確認手順において、当該馬は不合格となった直後に異なる獣医師による検査を受けなければならない。不合格となったインスペクションで電子心拍数測定機器が使われた場合は、異なる電子心拍数測定機器(それが不可能であれば聴診器)を使わなければならない。獣医師は 15 秒間のみ心拍数を測定する。その結果“不合格”と認められたら、確認手順において測定された心拍数が電光掲示板に表示されるか、または審判団メンバーに伝えられなければならない。確認手順において心拍数が最大基準値を超えた馬は“不合格一代謝異常”

(FTQ-ME)” とされる。

g) 心肺機能回復指標 (CRI=Cardiac Recovery Index)

代謝状態の評価の一環として、各ホースインスペクションにおいて心肺機能回復指標 (CRI) も測定および記録される。当該馬の心拍数が記録されたら、次の指針に従ってインスペクションエリアのレーンで速歩をさせて跛行診断を行う。選手/クルーメンバーは馬を 80m 速歩させなければならない (40m の往復)。獣医師は速歩開始時にストップウォッチをスタートさせて 1 分後に馬を止めさせて、聴診器を使って最大 60 秒間、心拍数を測定する。1 回目と 2 回目の心拍数の差が CRI である。2 回目の心拍数測定時にも獣医師は、競技続行適性がないことを示す兆候 (心音またはリズムの異常) に留意する。2 回目の心拍測定の前に、獣医師は心拍を上昇させる可能性のある行為 (馬の頭部を検査するなど) をしてはならない。

インスペクションにおける行動指針

24. ホースインスペクションエリアは、厳しい競技環境下にある選手および馬を尊重し、馬のウェルフェアを守るために、(可能な限り) 静粛を維持するべきである。

強制再インスペクション

25. 競技場審判団と協議のうえ、獣医師団は、特定の VET ゲートにおいて競技参加中のすべての馬 (または特定の条件を満たすすべての馬。第 816.6.5 条参照) に強制再インスペクションを課すことができる。強制再インスペクションは、同一の VET ゲートにおいて、当該人馬のホールドタイム終了前の 15 分間に実施する。

要請に基づく再インスペクション

26. 馬に関して何らかの懸念があるときは、すべての VET ゲートにおいて獣医師団メンバーは誰でも、選手に騎乗馬の再インスペクションを要請することができる。獣医師の要請による再インスペクションは、同一の VET ゲートにおいて、当該人馬のホールドタイム終了前の 15 分間に実施する。

各 VET ゲートにおけるホースインスペクション

27. ホースインスペクションは各ループ終了後に獣医エリアで実施する。

心拍数の再インスペクション

28. 第 816.6.6 条に則り、馬の心拍数が定められている最大基準値よりも高かった場合、当該馬は定められた時間内であれば、心拍数再検査のために再度インスペクションを受けることができる。2 回目のインスペクションに合格しなかった場合は、不合格 (エンデュランス規程付則 5 の 9.3 (f) (iv) に規定される確認手順に則って) となる。

29. コースの中間点を超えて最初の VET ゲートまたは 3 つ目の VET ゲート（いずれか早い方）およびそれ以降の各 VET ゲートインスペクションにおける最初の検査において、68bpm を超える心拍数を示していた馬は、次のフェイズのスタートが許可される前に心拍数の再インスペクションおよび強制再インスペクションに合格しなければならない。

呼吸器

30. 獣医師団により呼吸数または呼吸状態に異常があり、それが馬の安全を脅かすと判断されたとき、当該馬は次のフェイズに進むことができない。

全身状態

31. 全身状態が悪い馬または体温が異常に高い馬は、“不合格—代謝異常 (FTQ-ME)” とされる。

代謝状態

32. 代謝状態は検査および当該馬の競技続行適性を示す数値の記録によって判断される。その記録には粘膜の状態、毛細血管再充満時間、脱水度合、腸の蠕動運動（腸音）、馬の挙動・表情、CRI（心拍回復指標）が含まれる。
代謝状態、筋骨格系の負傷、あるいはその他の理由により不合格と判断された馬は、獣医師 3 名のパネルによる再検討が必要である。

異常歩様

33. コース走行中のあらゆるインスペクションにおいて、強制屈曲試験または圧診を事前に行わずに、手綱を緩めて直線上を速歩で往復させたときに異常歩様を示し、さらにそれが痛みを引き起こしている場合、または当該馬が安全に競技継続する能力を喪失している場合は競技から除外され、“不合格—異常歩様 (FTQ-GA)” とされる。異常歩様の評価は：
- a) インスペクションは平らで硬い路面上で実施しなければならない。
 - b) 馬を速歩で歩かせた後、検査を担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問を呈したとき、当該馬は 3 名の獣医パネルと競技場審判団メンバーの前で、再度速歩での検査を受ける。
 - c) これら 3 名の獣医師はいずれも、馬と選手が有利になるよう、投票前に追加で 1 回だけ当該馬に速歩をさせることができる。その要請は競技場審判団メンバーに伝えられ、そこから選手に再度速歩をさせるように要請する。
 - d) 3 回の歩様検査を経ても、馬の見せ方が良くないあるいは馬が規定の距離を速歩することができないために歩様の評価ができない場合、または異常歩様のため競

技続行適性がないとみなされる場合は“不合格－異常歩様 (FTQ-GA)”とされる。

- e) 馬の歩様に何らかの異常が認められた場合、それが“不合格”理由になるか否かに関わらず、当該馬の獣医カードにそれを記録しなければならない。電子的な方法が用いられる場合は、その条件が記録されなければならない。

圧痛、裂傷、創傷

- 34. 腹帯および鞍による擦過傷を含む、口内、四肢および／または体の圧痛、裂傷、創傷の痕跡は獣医カードに記録しなければならない。競技への参加および続行が、それらの圧痛、裂傷、創傷を悪化させる可能性がある場合、または馬のウェルフェアに何らかの危険（または危険の可能性）を与える可能性がある場合は、当該馬の競技続行は認められず、“不合格－軽度な怪我 (FTQ-MI)”とされる。

蹄鉄と蹄

- 35. 蹄鉄を装着せずに競技に参加することができるが、蹄鉄を装着するのであれば適正に装着し、良いコンディションで競技に参加できる蹄鉄でなければならない。蹄鉄を装着して第1回（競技前）インスペクションを受けた馬が、1蹄かそれ以上の落鉄状態でゴールしても構わない。しかし馬の肢または蹄鉄が、安全に競技する能力を脅かしたり、馬に痛みを与えている場合は、“不合格－異常歩様 (FTQ-GA)”とされる。ホースインスペクションにおいて獣医師団の要請があった場合は、馬用ブーツおよびパッドをはずさなければならない。

個別別の獣医カード

- 36. 各競技会において、第1回（競技前）インスペクション前に個別別の獣医カードが発行され、もれなく記入されなければならない。その後実施されるすべてのホースインスペクションにおいて、獣医カードは紙または電子データのいずれでの様式でも構わない。ただし、いずれも FEI 発行の紙／電子データ様式を用いなければならないが、（組織委員会が電子データを選択した場合は）組織委員会は競技実施要項にその旨を記載しなければならない。
- 37. 最短距離にある VET ゲートまで馬が走行した距離、不合格の理由（代謝、異常歩様またはその両方）、会場における治療、治療施設への搬送および競技出場停止期間（MOOCP）の詳細、さらに獣医師団が必要だと判断した馬の将来的な安全およびウェルフェアを守るために必要なあらゆるコメントが、獣医カードに記録されなければならない。
- 38. すべての獣医カードは、競技会終了 72 時間以内に電子データ様式で FEI 獣医部に送付されなければならないが、組織委員会がそのコピーを保管することもできる（競技会中に紙の様式を用いた場合は、それらをスキャンまたは写真に撮るか、または詳細

を電子データ（Word 形式）に入力しなければならない。

39. 獣医師団および／または競技場審判団長のみが公式記録に記入することができる。

最終インスペクション

40. 最終ホースインスペクションの目的は、通常の休止期間を経たとして、その後にさらにもう一度ループを完走することができる競技参加適性が残っているかどうかを判断するものである。
41. 最終ホースインスペクションにおける審査は、それ以前にコース走行中に行われたホースインスペクションと同じ方法で行われ、同じ基準が適用される。ただし、審査を受ける機会は 1 回のみであり、そこで実施されるすべての馬の最初の速歩様検査は、競技場審判団メンバー立ち合いのもと獣医師団メンバー 3 名によるパネルの前で実施しなければならない。パネルメンバーは、投票前に再度 1 回のみ速歩での検査を要請できる。

その他のインスペクション

42. 獣医師団または競技場審判団は、競技中いつでも無作為に競技馬を選び、抜き打ち的なインスペクションを行うことができる。
43. 自発的またはその他の理由で競技から除外された馬は、速やかに獣医師団または治療獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。ただし、獣医師団長、治療獣医師団長および外国人獣医師代表が、事前に決められていた治療施設への緊急搬送を許可し、当該馬の獣医記録が正しく更新されている場合を除く。本条に違反した場合は、選手およびトレーナーにイエロー警告カードの発行、当該コンビの失格、当該馬への 60 日間の競技出場停止期間（MOOCP）、さらにエンデュランス規程第 864 条に定められたペナルティポイントが課される。
44. ホースインスペクション中に出血が確認された場合、3 名の獣医師パネルによる検査を受けなければならない。獣医師パネルが (i) 負傷箇所または傷口から流血している、または (ii) 競技続行が馬のウェルフェアに何らかの危険を与える（または与える可能性がある）と判断したときは、当該馬は不合格となる。競技を続行できるのは、獣医師パネルが、流血はしておらず競技続行が馬のウェルフェアに危険を与える（または与える可能性がある）ものではないと判断した場合に限る（たとえば、木の枝によるかすり傷）。獣医師代表は、（パネルの判断に関わらず）馬体に見られたあらゆる出血について大会の獣医レポート（獣医規程参照）に記載しなければならない、それには馬の FEI 登録番号、怪我についての詳細、怪我の写真、パネルの判断およびその理由、当該馬を検査した 3 名のパネルメンバーの名前と FEI 登録番号を含む。

バンデージと馬具

第 1046 条 バンデージと馬具

1. 獣医規程に加えて、特殊なタイプの馬具に関する禁止事項および要件が、各競技種目の規程に定められている。
2. 外国人獣医師代表／獣医師代表は、馬具に関する健康とウェルフェアについてのアドバイスを求められることがある。
3. 以下に示す装具は、競技会中のいかなる時も使用が禁止されている。
 - a) 舌を縛る紐
 - b) 歯を覆うマウスガード
4. コーネルカラー（JEF 注：軟口蓋背方変位の馬に使用する器具）のような喉をサポートする器具の競技会における使用は認められるが、馬のウェルフェア上の理由が必要であるとの獣医師の書面による証明が必要である。最初に競技会で使用する少なくとも 4 週間前に、その書類が FEI 獣医部に到着していなければならない。その証明書類のコピーは競技会期間中、査閲のために常に備えておかなければならない。
5. 舌押さえ（Tongue guards）は、正しく使用される場合に限り競技会での使用が認められる。馬場馬術競技会においては使用が禁止される。別個のアイテムをハミに絡ませて使用してはならない。

第 1047 条 競技馬の検査

1. 馬の四肢、馬用ブーツ、バンデージおよび／またはその他馬具の検査は、競技会期間中いつでもスチュワードおよび／またはオフィシャル獣医師により実施することができる。
2. 競技場審判団長は、公表の有無に係わらず、すべての検査の実施について、チーフスチュワードから知らされなければならない。
3. 外国人獣医師代表／獣医師代表は、チーフスチュワードから馬用ブーツ検査の実施を知らされなければならない、必要なときは協議ができる態勢になければならない。
4. 主要な大会（選手権、Games、ワールドカップ競技会）における馬の検査には、獣医師団メンバー1名が臨場しなければならない。
5. この検査では以下の項目をチェックすべきである。
 - a) 馬の四肢のあらゆる異常または過敏性
 - b) 馬用ブーツまたはバンデージの形状、サイズまたは重さに関するあらゆる違反
 - c) その他の馬具の素材に関するあらゆる違反
 - d) 異物または禁止されている素材または物質の存在
 - e) 馬の四肢、脇腹、口の出血
6. 検査には以下の内容が含まれる。
 - a) 馬用ブーツを装着する前の、馬の四肢、ブーツおよびその他の馬具の検査。可能で

- あれば、この検査は馬がウォームアップエリアに入る前に実施する。
- b) 馬の肢に装着していたすべてのブーツ、バンデージおよびその他の馬具を取り外した後の四肢の検査。この検査は、馬が競技アリーナから退場するときに実施する。
 - c) 馬の四肢および馬体の検査。
 - d) はかりを使って馬用ブーツの重さの計量。
 - e) その他の馬具も検査の対象である。
 - f) 出血が認められた場合、スチュワードは、競技場審判団への報告義務を有する獣医師代表にそれを伝える。
7. 何らかの問題が疑われた場合、外国人獣医師代表／獣医師代表がさらなる検査を実施するまで、馬および検査対象になったすべての物品は厳重な監視下に置かなければならない。
 8. 馬用ブーツまたは四肢に関連する案件では、外国人獣医師代表／獣医師代表がその馬を検査しなければならない。その検査には、炎症、皮膚のダメージ、知覚異常を判定するための四肢の触診が含まれるべきである。サーモグラフィック検査も実施することができる。
 9. 競技前の検査で見つかった違反については、：
 - a) それが馬用ブーツ、バンデージまたは馬具の素材や形状、サイズまたは重さに関する違反であり、それらが直ちに修正されれば、スチュワードおよび／または競技場審判団は、出場を認めることができる。
 - b) 違反の内容によっては、競技場審判団はその馬の出場を認めないこともできる。違反の内容が、皮膚のダメージ、知覚異常、異質な素材または異物の存在に関する場合、その馬は失権または競技会から失格となる。
 10. 検査の結果、疑わしい素材、炎症、皮膚のダメージまたは四肢の知覚異常が見つかった場合：
 - a) 直ちに競技場審判団長に知らせなければならず；
 - b) 外国人獣医師代表／獣医師代表はパスポートの馬体特徴図と照合して個体識別を行い、馬名と FEI パスポートナンバーおよび馬管理責任者を記録する。
 11. 法医学的なスクリーニングが必要となる可能性のある馬具（バンデージ、テープ、使われた物質等）は、直ちに FEI 承認の EADCM サンプルングキットに保存し、FEI 指定検査所に送付すべきである。
 12. 疑いのある四肢を写真および／またはビデオに記録しなければならず、書面で報告されるすべての物品には証人の署名が必要である

四肢の知覚反応

第 1048 条 原則

1. 四肢の知覚反応検査（第 1049 条参照）および知覚鈍麻検査（付則 VIII 参照）の目的

は：(i) 馬スポーツ憲章の原則に基づき、馬のウェルフェアを守ること、および (ii) すべての選手のために公平な競技の場を確保することである。

2. 四肢または四肢の一部の知覚が鈍麻または過敏になっている（この両方を合わせて“四肢の知覚異常”という）馬は、競技に参加することができない。知覚過敏の四肢は、触診に対して過度または異常な反応を示す。知覚異常が続いている限り、四肢の知覚鈍麻には、切神術または化学的な鈍麻によるあらゆる知覚異常が含まれる。
3. すべての馬は、競技会期間を通じて四肢の知覚異常についての本指針に基づいた検査を受け入れなければならない。それにはラウンドとラウンドの間およびジャンプオフ前のタイミングも含まれるが、これに限定するものではない。競技会期間中、馬は1回または複数回検査を受ける可能性がある。
4. 本指針に基づき無作為に、または特定の馬を検査対象として選ぶことができる。検査対象に選ばれた馬はすべて直ちに検査を受けなければならない、あるいは即刻の失格処分となる。競技会における検査対象馬の頭数についての制限はない。

第 1049 条 四肢の知覚反応検査

1. 四肢の知覚反応検査は、FEI 獣医部に指名された 2 名の“検査獣医師”によって、四肢の知覚異常を確認するための臨床検査（“四肢の知覚反応検査”）として実施される。四肢の知覚反応検査の前または後に、サーモグラフィ検査を実施することができる。馬管理責任者またはその代理人からの要請があれば、検査の目的および手順に関するより詳細な概要を説明する。
2. 検査獣医師が実施する競技当日の第 1 回四肢の知覚反応検査の参考にするための初期検査の様子はビデオに記録し、サーモグラフィを使用する場合にはその画像も保存する。
3. 四肢の知覚反応検査においては、四肢の知覚異常の有無を確認するため、最初は定例の方法で下肢部の触診を行う。必要に応じて触診を複数回繰り返して実施することができるが、その場合、検査獣医師は知覚反応または負傷を悪化させないように留意する。
4. 必要があれば、四肢の温度と温度分布を確認して判定するために、サーモグラフィカメラですべての四肢の下肢部を撮影する。
5. 速歩をさせて判定するような跛行診断は、この検査には含まれない。
6. 初期の四肢の知覚反応検査におけるサーモグラフィ検査での重要な所見は：
 - a) 左右の肢の温度差が（摂氏で）2 度を超えている。および/または、
 - b) 1 肢またはそれ以上の肢において、局所的または全体的に、温度が高いあるいは低い部位がある。
7. 初期の四肢の知覚反応検査で確認すべき重要な臨床所見は：
 - a) 触診に対する異常な反応または、

- b) 四肢の皮膚上に視認される何らかの変状
8. 四肢の知覚反応検査を終えて、2名の検査獣医師が、初期検査における肢の知覚異常所見を追認した場合、検査獣医師は当該馬の馬管理責任者またはその代理人に見解を伝え、本条に示すその後の手順を踏まずに競技会参加を辞退する機会を与える。馬管理責任者が参加辞退を受け入れない場合、検査獣医師は馬管理責任者またはその代理人に、以下に示す手順に従って競技場審判団が定める時間に、当該馬は競技続行の可否を決定するための最終の四肢の知覚反応検査を受けなければならないことを通告する。
 9. 最終の四肢の知覚反応検査が始まった後は、馬管理責任者は：(i) 四肢に知覚異常がないことが確認されない限りは、競技参加、調教および／または練習することができず；さらにまた (ii) 競技参加辞退は認められず、最終の四肢の知覚反応検査の結果に応じた処分に従わなければならない。
- 何らかの人為的な知覚異常の証拠が見つかった場合、Equestrian Community Integrity Unit (ECIU) に報告され、FEI 司法部は、当該馬管理責任者および／またはサポートスタッフを対象とした馬への虐待事例として取り扱う。

第 1050 条 最終の四肢の知覚反応検査

1. 最終の四肢の知覚反応検査は、少なくとも 1 名の競技場審判団メンバー立ち合いのもと、外国人獣医師代表／獣医師代表が実施する。最終検査の様子はビデオに記録される。
2. 検査獣医師は、最終の四肢の知覚反応検査に臨場している他のオフィシャルに初期検査における所見を説明する。
3. 外国人獣医師代表／獣医師代表は、四肢の知覚異常の有無を確認するために定例の方法で行われる下肢部の触診検査を指揮する。
4. 馬管理責任者および／またはその代理人は、希望すればあらゆる情報および／または証拠について聞く権利と、それらを確認する権利を有する。
5. 最終の四肢の知覚反応検査に臨場するすべてのオフィシャルは、検査獣医師および／または馬管理責任者および／またはその代理人に質問する機会を有する。馬管理責任者および／またはその代理人が回答を拒否したときは、Equestrian Community Integrity Unit (ECIU) に報告され、相応に扱われる。
6. 本条に従って馬を失格処分にするためには、検査獣医師の他、検査に臨場した外国人獣医師代表／獣医師代表および競技場審判団メンバーの全員が、当該馬の四肢には知覚異常があり、失格処分することに同意しなければならない。
7. 最終の四肢の知覚反応検査終了後 30 分以内に、口頭または書面で決定内容が発表される。検査に立ち会った競技場審判団は、最終検査が終了した正確な時刻を記録する。
 - a) 最終の四肢の知覚反応検査によって初期検査の結果が追認された場合、例外的な状況が示されない限りは、競技場審判団は四肢の知覚異常を理由に当該馬を競技から

失格処分とする。失格処分については、当該馬の管理責任者またはその代理人に書面で通知する。

- b) 最終の四肢の知覚反応検査の結果、当該馬の四肢に知覚異常が認められなかった場合、当該馬は競技を続行することができる。最終検査のために選手と馬のコンビが、決められた競技スタート時刻に間に合わなかったときは、競技場審判団は当該馬が競技に再エントリーできるよう便宜を図る。
8. 本条の規定下では遡って馬を失格処分にはできない。ただし、当該馬が最後に出場した競技から 60 分以内に検査を開始した場合には、競技場審判団は、遡って当該競技から当該馬を失格処分とすることができる。

第 1051 条 四肢の知覚異常にもなう失格処分

1. 馬管理責任者が失格となった通知（“失格通知書”）が当該馬管理責任者またはその代理人に対して発行され、検査獣医師、外国人獣医師代表／獣医師代表および競技場審判団メンバー1名が署名する。
2. 馬管理責任者またはその代理人は、失格処分を承認するために失格通知書に署名しなければならない。馬管理責任者またはその代理人が失格通知書への署名を拒否した場合、競技場審判団または外国人獣医師代表／獣医師代表は拒否があったことを失格通知書に記録しなければならない。署名を拒否することで、失格処分または本条に規定するそれ以降の手続きが無効になることはない。
3. 失格通知書のコピーが馬管理責任者、競技場審判団長および外国人獣医師代表／獣医師代表に渡される。原本は FEI 獣医部に送付される。

第 1052 条 四肢の知覚異常による失格処分後の馬管理責任者の権利

1. 当該人馬のコンビが出場資格を得ている同一競技会の他の競技の開始から 12 時間以上前に当該馬が失格または出場辞退した場合、馬管理責任者またはその代理人は、失格の通告または出場辞退から 30 分以内に肢の知覚が通常範囲に回復したときは、競技場審判団に対し、同一競技会への再度の参加許可を得るための再検査の実施を要請する旨の書面を提出することができる。この要請を行なった後は、FEI オフィシャルの管理下で、馬管理責任者は調教および／または練習することができるが、FEI オフィシャルは、馬のウェルフェアに関わる問題を確認した場合には、調教／練習を中止させなければならない。
2. 再検査は、競技場審判団メンバー1名の立ち合いのもと、外国人獣医師代表／獣医師代表または検査獣医師が指揮して、当該馬が参加を予定している次の競技より前に、競技場審判団が指定した時間に実施する。
3. 再検査は、外国人獣医師代表／獣医師代表または検査獣医師の指揮の下に行う。再検査でサーモグラフィ検査を行うこともできる。

4. 再検査の様子はビデオに記録する。再検査の結果、当該馬の四肢に知覚異常の所見がなければ、次の競技への参加が認められる。
5. 失格処分を受けた馬が、同一競技会中に再検査の要請を行うことができる機会は 1 回限りである。

第 1053 条 四肢の知覚異常についての全般的な事項

1. 四肢の知覚異常による失格処分の決定に対して上訴することはできない。
2. 12 ヶ月の間に馬管理責任者が本指針に則る失格処分または参加辞退を 3 回行なった場合、例外的な状況にない限り、当該馬管理責任者は自動的に 2 ヶ月の資格停止処分となる。ここで言う 3 回とは、3 回の失格処分または 3 回の参加辞退、または失格処分と参加辞退の合計が 3 回のいずれかである。
3. 四肢の知覚反応検査で収集したデータは FEI のみはその所有権を有するものであり、機密資料として保管すべきである
4. 本指針は、獣医規程に記載されている他の規定、手続き、手順とは別個に独立しており、それゆえに第 1046 条および第 1047 条を含む他の条項における手続きまたは対処を制限することはない。
5. 最初の四肢の知覚反応検査中またはその前に、馬管理責任者は当該馬が以前に有していた、四肢の知覚反応検査指針に抵触する問題点を申告することができる。
6. 検査獣医師は、四肢の知覚反応検査報告書式を用いて、FEI 獣医部に報告しなければならない。

競技会場からの馬の退厩

第 1054 条 競技会場からの馬の退厩

1. 獣医師団／獣医師代表の特別な許可がない限りは、競技会期間中に指定された競技会場から馬を退厩させることはできない。
2. 委託施設における獣医検査を受けるために競技会場から出ることを認められた馬は、再入場が認められ、競技出場を続行することができる。
3. 獣医規程または EADCM 規程下で、検体採取または検査のための管理下にある馬は、競技会終了後であっても、獣医師団／獣医師代表の許可があるまでは競技会場から退厩することができない。

第5章 獣医療

第1055条 FEIメディケーションログブック（治療記録）

1. FEI メディケーションログブックは、競技中または競技外に行われたすべての治療および投与されたサプリメントを記録するために、すべてのFEI登録馬が保持していなければならない。
2. FEI メディケーションログブックには、記録された物質に関する情報がもれなく記載されなければならない。
3. 何らかのEADCMR違反があった場合、FEI裁定委員会は、馬管理責任者に対してFEIメディケーションログブックの呈示確認を要請することができる。ログブックを呈示しない場合、それは馬管理責任者に不利な嫌疑を招くことがある。
4. 競技会において、FEI メディケーションログブックをパスポートに入れたままにしておいたり、獣医師代表に渡したりしてはならない。

第1056条 競技出場当日の治療

1. 競技出場当日の競技前には、馬禁止物質リストに載っていないいかなる物質についても、注射による投与を行ってはならない。18時以降に開始する競技に出場する競技馬については例外が認められ、競技当日の10時までは注射による投与を受けることができる。
2. 緊急時または継続している治療については、競技当日にも、治療用規制物質または抗生物質の注射による投与を行うことができる。これには、第1061条および第1062条の規定に基づき、事前に獣医師代表および競技場審判団の許可を得なければならない。
3. 競技出場当日の治療は、獣医師団／獣医師代表、スチュワードおよびその他のFEIオフィシャルによる所定の点検を受けることが条件となる。
4. 許可を得ずに競技出場当日に治療を行なった認定治療獣医師に対しては、厳しく処分する。付則VIおよび／またはEADCMRに則って制裁が科される。

第1057条 FEI馬禁止物質リスト

1. FEI馬禁止物質リスト（EPSL）には、絶対禁止物質および治療用規制物質がある。リストには特定の禁止物質の具体名が掲載されている。
2. EPSLは、獣医委員会の専門部会であるFEIリストグループが毎年見直しを行う。いかなるEPSLの変更も、発効日の90日前に公表する
3. 絶対禁止物質は、FEIリストグループが以下のように定めた物質である。
 - a) いかなる場合も競技馬への使用は認められず、および／または、
 - b) 虐待となる可能性が高い。絶対禁止物質の使用はいかなるときも禁止される。

4. 治療用規制物質は、FEI リストグループが治療効果を認め、あるいは／また馬の治療において日常的に使用されていることを認めた物質であるが、治療用規制物質は以下の可能性を含んでいる。
 - a) パフォーマンスへの影響および／または、
 - b) 馬のウェルフェアに対するリスク。
5. EPSSL に記載されておらず、EPSSL に含まれる物質に類似した化学構造ではなく、また同様の生物学的影響をもたない物質であれば、その使用は禁止されていない。
6. ホメオパシー（同毒療法）製品、漢方薬品およびその他の天然または代替医療製品は禁止物質を含有していることがあり、そのリスクについて慎重に考慮すべきである。それでも馬管理責任者がそれらの物質を使用する場合、それがどのような結果となっても責任を負うのは当該馬管理責任者である。

第 1058 条 自主的任意検査

1. 自主的任意検査指針に従って、馬管理責任者またはその代理人は、FEI 自主的任意検査物質リストに掲載されている物質について、最大 4 種類まで FEI 登録馬の血液および／または尿を検査することができる。
2. 自主的任意検査においては、認定治療獣医師が FEI 自主的任意検査申請書を提出しなければならないが、FEI 公認検査所への支払いは当該馬管理責任者または当該馬が所属する NF が負担しなければならない。
3. FEI または FEI 公認検査所は、自主的任意検査として要請された検査業務に関して、いかなる責任も負わない。
4. EADCMR 違反が後刻発覚した場合に、自主的任意検査の結果を反証として用いることはできない。

第 1059 条 FEI 競技会前および競技会中の治療

1. FEI 競技会直前（輸送中など）の治療用規制物質の投与は、競技会場到着時に獣医事申請書 A の提出により、遑って認められることがある。その許可は自動的に与えられるものではなく、獣医師団／獣医師代表の判断による。
2. 治療用規制物質、および EPSSL に載っていない物質の非経口投与および治療法を FEI 競技会中に実施する場合は、投与前に、該当する獣医事申請書を用いて獣医師団／獣医師代表および競技場審判団の許可を得なければならない。
3. 馬のウェルフェアに関わる危険がある緊急時には、獣医師団／獣医師代表および競技場審判団の事前の許可がなくとも、治療用規制物質の投与が認められる。投与後に、許可を得るために獣医事申請書 A を獣医師団／獣医師代表および競技場審判団に提出しなければならない。ただし獣医事申請書 A を提出することで、競技参加適性が保証されるものではない。

4. 獣医師団／獣医師代表は獣医事申請書に署名する前に、許可申請が出された治療または既に実施された治療が、下記項目に影響を与えるか否かを判断しなければならない。
 - a) 当該馬の競技参加適性
 - b) 競技の公正性、および／または
 - c) 馬および／または選手のウェルフェア
5. 獣医師団／獣医師代表による例外的な許可がある場合（補液または救急処置など）を除き、治療は指定の治療用馬房で行わなければならない。禁止されていない物質の経口または噴霧吸引による投与は、自馬房で行うことができる。このルールに違反する者は競技場審判団に報告され、付則 VI に則り制裁が科される。
6. 禁止されていない物質の経口または噴霧吸引による投与を除き、治療は認定治療獣医師のみが実施することができる。
7. 許可を受けた治療であっても、それを実施したときは、獣医師団／獣医師代表またはその他の FEI オフィシャルによる所定の点検を受けなければならない。許可された治療を行う認定治療獣医師は常に、受理された署名済みの獣医事申請書のコピーおよび自身の FEI 認定治療獣医師 ID カードを呈示できる状態にななければならない。競技会場内で、認定治療獣医師以外の者が、治療用規制物質、注射器、注射針、または類似の器具を所持しているのが発覚した場合、それは競技場審判団長に報告され、付則 VI に則り制裁が科される。それらの器具を所持していた者と関係のある馬、またはそれらの器具を所持している馬管理責任者の管理下にある馬は、EADCM 検体採取の対象となる可能性がある。この検査の費用は、注射器、注射針、または類似の器具の所持が発覚した者が負担する。
8. 発情抑制剤（Regumate）の使用は、牝馬にのみ許可される。
9. シクロスポリン（cyclosporine）の埋込剤や眼科用剤の使用は許可される。

第 1060 条 獣医事申請書

1. 獣医事申請書は、競技会期間中に治療用規制物質および EPSL に載っていない物質の非経口投与と療法の実施許可を得るために用いる。
2. 獣医事申請書は、所定の記入および署名された競技会に限って有効である
3. 遑って提出された獣医事申請書は自動的に承認されるものではなく、当該馬の競技参加適性を保証するものではない。
4. 所定の記入および署名された獣医事申請書の原本はコピーをとり、獣医師代表／外国人獣医師代表が FEI 獣医レポートとともに提出しなければならない、また常に機密扱いしなければならない。
5. 獣医事申請書の提出により許可を受けた物質の投与については、スチュワードまたはその他の FEI オフィシャルによる所定の点検を受けることがある。

第 1061 条 治療用規制物質を用いる緊急治療

獣医事申請書 A (以前の獣医事申請書 1)

1. 治療用規制物質の使用は、競技会期間中の緊急時の治療に限り許可される。
2. 獣医事申請書 A は、FEI 競技会前および期間中に治療用規制物質を使用する緊急治療の許可を得るために用いられる。
3. 獣医事申請書 A は、許可を得るために獣医師団／獣医師代表に提出する前に、治療を行う獣医師が記入および署名しなければならない。
4. 獣医師団／獣医師代表は獣医事申請書 A による治療許可申請について、個別の事例に応じて、当該馬の状態についての臨床的判断のうえ、治療およびそれが馬のウェルフェアまたはパフォーマンスに与える影響について考慮しなければならない。必要に応じて、別の獣医師の見解を求めるべきである。
5. 獣医師団／獣医師代表は獣医事申請書 A による申請の正当性を認めた場合、競技場審判団長とその申請について協議しなければならない。競技場審判団は、当該馬に (i) 競技参加適性があるか (ii) 競技参加適性がないかを決定し、申請を許可した場合、獣医事申請書 A に副署する。
6. 獣医師団／獣医師代表は獣医事申請書 A のコピーに署名したものを、治療許可を申請した認定治療獣医師に渡さなければならない。
7. 遑って許可申請が提出された馬の緊急治療に関する獣医申請書 A はすべて、競技会期間終了前に獣医師団／獣医師代表および競技場審判団が署名しなければならない。
8. 正式に競技会への参加を辞退した馬についても、当該馬が競技会場にそのまま滞在するのであれば、獣医師団／獣医師代表の署名を得るために獣医事申請書 A を提出しなければならない。このような場合、競技場審判団長は報告を受けなければならないが、獣医師申請書 A への署名は不要である。
9. 獣医申請書 A が提出されない場合、FEI 競技会前または期間中に投与された治療用規制物質はすべて、EADCM に則って、違反が疑われる分析結果とみなされることがある。

第 1062 条 EPSL に含まれない物質の非経口投与および療法

獣医事申請書 B (以前の獣医事申請書 3)

1. 獣医事申請書 B は、FEI 競技会期間中に EPSL に含まれない物質の非経口投与および療法の許可を得るために用いられる。
2. 獣医師申請書 B は、許可を得るために獣医師団／獣医師代表に提出する前に、治療を行う獣医師が記入および署名しなければならない。
3. 獣医師団／獣医師代表は獣医事申請書 B のコピーに署名したものを、治療許可を申請した認定治療獣医師に渡さなければならない
4. 補液については、10 リットル以上の静脈注射による投与を申請することができる。獣

医師団／獣医師代表は許可を与える前に、気象条件および／または当該馬の健康状態を判定しなければならない。

- a) 総合馬術競技では、クロスカントリースタート前 12 時間以内の、静脈注射および経鼻投与による補液は認められない。
 - b) エンデュランス競技では、第 1 回ホースインスペクション前 8 時間以内、第 1 回ホースインスペクションから競技の第 1 ループスタートまでの間、および各レグの間は、静脈注射および経鼻投与による補液は認められない。
5. これらの物質は、同日内に当該馬が出場する異なるラウンドまたは異なるクラスの競技の合間や、あるいはエンデュランス競技会の VET ゲートでのホールドタイム内に使用することはできない。
6. 獣医事申請書 B は、以下の物質を用いた馬の治療に関しては提出不要である。
- a) 関節の補強：アミノグリカン（アデクワン “Adequan” など）、ペントサンポリサルフェート（ペントサン “Pentosan” など）、ヒアルロン酸
 - b) 注射によるビタミン投与
 - c) アミノ酸
 - d) 注射によるホメオパシー（同毒療法）

第 1063 条 禁止される治療

1. 絶対禁止物質の使用は、いかなる場合も厳重に禁止される。
2. FEI 競技会期間中は、あらゆる物質の関節内投与は禁止される。
3. FEI 競技会期間中は、経腸治療（座薬による薬物投与）は禁止される。
4. FEI 競技会期間中は、酸素療法は禁止される。
5. 炎症または知覚過敏を引き起こす最近のプリスター療法および／または焼烙療法は禁止される。
6. 第 1004 条に記載の禁止処置を施された後、当該馬の出場は認められない。

第 6 章 補助的療法

第 1064 条 禁止されていない補助的療法

1. 禁止されていない補助的療法には以下を含む。
 - a) 磁気治療具（磁気ラグ、磁気肢巻き、磁気頸巻き）
 - b) 低周波磁気治療器（PEMF：プログラマブル電気医療システム）
 - c) クラス I から III のレーザー治療器（JEF 注：低出力レーザー治療器）
 - d) マッサージおよびマッサージ器具（equissage など）
 - e) 冷却器具
 - f) 発光ダイオード（LED）治療器
 - g) 冷却および発熱パッド
 - h) イオンブーツ
 - i) キネシオテープ（JEF 注：厩舎内のみ）
 - j) バイブレーションプレート
2. 禁止されていない補助的療法は、馬管理責任者、馬管理責任者補佐および／またはサポートスタッフが実施することができる。馬管理責任者、馬管理責任者補佐および／またはサポートスタッフは、彼らが直接的に責任を有する馬に対してのみ、禁止されていない補助的療法を行なうことができる。
3. 馬管理責任者、馬管理責任者補佐および／またはサポートスタッフは、上記以外の療法の実施については、獣医師団／獣医師代表に当該療法に対する許可を申請しなければならない。
4. 禁止されていない補助的療法の実施とそれに使用する器具は、獣医師団／獣医師代表、スチュワードおよびその他の FEI オフィシャルによる所定の点検の対象となる。
5. PEMF 機器の使用についてはその電磁域が 0.1 テスラ（1000 ガウス）以下の場合に限る。
6. 気温が 0 度以下の場合は、氷および水による冷却は認められない。
7. 器具およびその他の冷却用資材を用いた冷却は、0 度以下にならないことを獣医師団／獣医師代表が確認した場合に限って認められる。
8. 馬の直腸に氷または冷水を挿入することは認められない。
9. 禁止されていない補助的療法は、当該馬の馬房で実施することができる。

第 1065 条 制限のある補助的療法

1. 制限のある補助的療法には次のものが含まれる。
 - a) 通電治療器（TENS：経皮的末梢神経電気刺激、NMES：神経筋刺激療法または H ウェーブ）
 - b) 超音波治療器

- c) 吸引療法
- d) 透熱療法（ジオテルミー）（JEF注：マイクロレーダーを含む）
- e) 理学療法（物理療法、指圧、経穴マッサージ、筋膜剥離法、整体や徒手脊椎矯正療法など）（JEF注：筋膜剥離法とは筋膜の萎縮・癒着を引きはがして正常に戻す治療法）

*超音波療法は、当該療法の資格を有する認定馬療法士または認定治療獣医師によって書面による許可を事前に得ている場合に限り、馬管理責任者、馬管理責任者補佐／サポートスタッフが実施することができる。

2. 制限のある補助的療法は、実施する療法に関するトレーニングを受けた、認定馬療法士または認定治療獣医師のみが行うことができる。認定馬療法士は、実施する療法について FEI の承認を受けていなければならない。
3. 制限のある補助的療法の実施とそれともなう器具は、獣医師団／獣医師代表、スチュワードおよびその他の FEI オフィシャルによる所定の点検の対象となる。
4. 制限のある補助的療法が馬のウェルフェアをおびやかす場合、獣医師代表はその療法を禁止することができる。
5. 上記以外の療法の実施については、認定馬療法士または認定治療獣医師は、獣医師団／獣医師代表に当該療法に対する許可を申請しなければならない。
6. 制限のある補助的療法は、当該馬の馬房で実施することができる。

第 1066 条 鍼療法

1. 鍼療法は、当該馬の治療すべてについて管理する認定治療獣医師のみが実施することができる。
2. 内部が空洞になっていない鍼のみ使用することができる。
3. ドライニードル（JEF注：鍼療法の一つ）を実施することができるのは認定治療獣医師のみである。

第 1067 条 禁止される補助的療法

1. FEI 競技会では、クラス IV のレーザー（JEF注：高出力治療用レーザー）の使用は禁止される。
2. FEI 競技会では、電気鍼および灸療法の使用は禁止される。
3. FEI 競技会および競技会前 5 日間は、冷凍療法およびショックウェーブ療法（胴体部へのショックウェーブ、ESWT：体外衝撃波治療など）は禁止される。
4. キネシオ（関節規制）テープの使用は FEI 厩舎エリアでのみ許可される。厩舎外での使用は禁止される。

第7章 馬ドーピング防止および規制薬物 (EADCM)

第1068条 検体採取

1. EADCMPはFEI獣医部が指揮管理する。FEI獣医部は、検査を実施するFEI競技会を選び、検体採取獣医師を指名し、被検馬の頭数を決定する。
2. 必要に応じて、それ以外のFEI競技会でのターゲット検査を実施することができる。
3. すべてのFEI競技会において検査を実施することができる。
4. 検体採取は、指名された検体採取獣医師、あるいは検体採取獣医師が不在のときは獣医師代表が実施し、検体採取技術者のサポートを受けることができる。検体採取獣医師または獣医師代表が、FEI競技会における検体採取の最終的な責任を負う。
5. 検体採取は、指定された検体採取用馬房で行わなければならない。ただし、検体採取獣医師または獣医師代表は、例外的な状況において、当該馬の自馬房での採取を許可することができる。
6. 馬管理責任者は常に、管理下にある馬に対する責任を有する。
7. **説得力のある根拠なしに**、検体採取を避ける、拒否するまたは受けないことは、EADCMR第2.3条違反である。
8. FEI獣医部が認めた場合を除き、検体採取中に写真または動画を撮影することはできない。

第1069条 被検馬の選択

1. 被検馬の選択には3種類の方法がある。
 - a) **義務検査：**

オリンピック競技大会および世界馬術選手権大会では、以下に示す馬の検体を採取しなければならない。

 - i. すべての種目の個人戦ファイナルにおいて1～3位に入賞した馬；および
 - ii. すべての種目の団体戦において1～3位に入賞したチームから各1頭の馬
 - b) **ターゲット検査：**

特別な理由がある場合または特別な環境下では、特定の馬が検査対象に選ばれる。選んだ理由をオンライン獣医レポートまたは検体採取獣医師レポートに記さなければならない。選手の死亡事故が起きた場合はターゲット検査が実施されなければならない。
 - c) **ランダム検査：**

FEI検体採取マニュアルに則り、競技場審判団、獣医師団／獣医師代表および検体採取獣医師の同意により、いつでもランダムに被検馬を選ぶことができる。

第1070条 検体採取のタイミング

1. 競技内検査については、競技会中いつでも被検馬を選ぶことができる。
2. 採取のタイミングは、検体採取獣医師または獣医師代表が決定する。
3. 同一大会内で複数回、同じ馬から検体を採取することができる。

第 1071 条 検体採取の通告

1. 検査対象に選ばれた馬は、その馬管理責任者またはサポートスタッフに通告されるべきである。
2. 通告は、当該競技会の最終結果の発表後 30 分以内でなければならず、検体採取は競技会期間終了後に行うことができる。
3. 通告時点から、検体採取獣医師または獣医師代表に引き渡されるまで、当該馬は FEI オフィシャルが付き添わなければならない。通告後、検体採取獣医師または獣医師代表のところに連れて行くまでの間に、馬管理責任者は馬をクールダウンさせることができる。
4. 通告後、馬管理責任者またはサポートスタッフは、当該馬を検体採取獣医師または獣医師代表のところに連れて行く際に同行し、検体採取の過程に立ち会わなければならない。
5. 検体採取獣医師または獣医師代表は、以下に示す手順の一部またはすべてについて、FEI オフィシャルを指名することができる。
 - a) 馬管理責任者またはサポートスタッフに対して、管理馬が検査対象となったことの通告。および/または、
 - b) 検体採取獣医師または獣医師代表のところに馬を連れて行く際の付き添い。
6. 表彰式前に他の馬が検査対象に選ばれた馬の代理をする場合、馬管理責任者は FEI オフィシャルに、その馬は競技に出場した馬ではないことを注意喚起し、検査対象に選ばれた馬が確実に検体採取されるための手助けをしなければならない。

第 1072 条 検体採取に関する書類

1. 検体採取過程において、当該馬はパスポートと照合して間違いなく個体識別されなければならない。
2. FEI EADCMP 検体採取書類が用いられ、検体採取獣医師または獣医師代表、および馬管理責任者またはサポートスタッフの署名を得なければならない。
3. 検体採取書類の署名に際して、馬管理責任者またはサポートスタッフは：
 - a) 採取器具の有効性を認め、採取過程に異議を唱えない。または、
 - b) 異議があるときは、受け入れを拒否する理由を書面で提出しなければならない。
4. 検体採取過程の最後に、検体採取獣医師または獣医師代表は、当該馬のパスポートの薬物規制ページに署名してスタンプを押さなければならない。

第 1073 条 血液および尿検体採取指針

1. 検体採取に使用できるのは、FEI 承認の検査キットのみである。競技会においては十

分な検体採取キットが準備され、検体採取獣医師または獣医師代表に提供されなければならない。

2. 通常は FEI 検体採取マニュアルに則って、検査対象馬のすべてから尿および血液を、採取する。
3. 検体採取獣医師または獣医師代表は、当該馬が検体採取馬房に収容された時点から最長 30 分間、尿検体の採取を試みることができる。
4. 十分な量の尿が採取できた場合、2 つの容器に分けて入れるべきである。1 つは尿検体 A、他方は尿検体 B とする。
5. 馬管理責任者は、以下に示す条件を満たす場合、当該馬の取り扱いに慣れていて、安全性が高い認定治療獣医師に血液検体を採取させるよう要請することができる。
 - a) 当該認定治療獣医師の費用は当該馬管理責任者が負担しなければならない。
 - b) 検体採取は速やかに実施されなければならない。
 - c) 検体採取獣医師または獣医師代表の監視下で、検体採取獣医師または獣医師代表が提供する器材を使って検体採取を実施しなければならない。
 - d) すべての検体および採取器材は、速やかに検体採取獣医師または獣医師代表の管理下に戻さなければならない。
6. 血液検体の採取においては、FEI 検体採取マニュアルに則って、採血管の血液を 2 つのグループに分けなければならない。その 1 つは血液検体 A、他方は血液検体 B とする。
7. すべての検体は、FEI 承認の採取キットの所定の手順に則って封緘すべきである。

第 1074 条 検体の取り扱い

1. 検体採取獣医師または獣医師代表は、検体が FEI 公認検査所宛に発送され、検査所が輸送についての通知を受けていることを確認する責任を有する。
2. 輸送待ちの検体はすべて、安全かつ適切に保管され、可及的速やかに検査所に向けて発送されなければならない。

第 1075 条 FEI 公認検査所

1. FEI は、FEI 検査所基準に則って検査所を公認する。
2. FEI 公認検査所は、FEI 競技会で採取されたすべての検体の分析のために利用されるべきである。
3. FEI は、少なくとも 4 年に 1 度、検査に関する専門事項に関する窓口となり、アドバイスをする主要な FEI 検査所として中央検査所を指定する。
4. 中央検査所以外の FEI 公認検査所は、指定検査所 (Reference Laboratory) として扱われる。

第 1076 条 分析費用

1. A 検体の分析費用は FEI が負担する。
2. B 検体の分析費用は、それが馬管理責任者の要請によるもので、A 検体の分析結果を
確証するものであれば、当該馬管理責任者が負担することになる。
3. B 検体の分析結果が、A 検体の分析結果を確証するものでない場合は、FEI がその費
用を負担する。

第8章 緊急時における対応指針

第1077条 傷病に関するサーベイランス（調査監視）

1. FEI 競技会に参加する馬は、傷病に関するサーベイランスの統制下にある。これは、確実な馬のウェルフェアが常に最優先されていることを、また FEI 競技会に参加するすべての馬の安全のために確実な科学的論理に基づく環境が用意されていることを確認するためである。
2. 重篤な怪我または病気の馬については、獣医師代表に報告しなければならない。
3. そのような怪我または治療に関する情報は、
 - a) 常に、機密事として厳重に取り扱わなければならない。
 - b) 当該馬の競技参加適性に関する、獣医師団／獣医師代表の判断材料として利用してはならない。
 - c) 指定された傷病サーベイランス（通常は獣医師代表である）は FEI 獣医部に提出し、その他の目的で利用してはならない。
4. FEI 競技会で発生したすべての負傷事故は、オンライン獣医レポートで報告しなければならない。
5. 怪我および病気に関するすべての情報は、リスク評価の目的で FEI が利用することはできるが、機密事項として厳重に扱われる。

第1078条 伝染病

1. 伝染病の臨床的な兆候を示す馬については、ただちに獣医師団／獣医師代表および FEI 獣医部に報告しなければならない。
2. 伝染病の臨床的な兆候を示す馬は、ただちに隔離厩舎に収容し、厳重なバイオセキュリティ処置をとらなければならない。獣医サービスマネージャーまたは認定治療獣医師が推奨して獣医師代表が合意した、病気の原因を特定するために必要なあらゆる検査が、馬管理責任者の費用負担で行われなければならない。実施される検査の詳細および結果は、獣医師代表および FEI 獣医部に報告しなければならない。
3. 競技会場において発症馬と接触した馬が特定された場合は、必要に応じて厳重なバイオセキュリティ処置をとらなければならない。
4. 確認された病気の状況はただちに、獣医師団／獣医師代表から FEI 獣医部に報告しなければならない。

第1079条 重篤な負傷

1. 馬が重篤な怪我を負ったときは、ただちに獣医サービスマネージャーによる緊急対策指針による対応が実施されなければならない。
2. 重篤な怪我を負って詳細な検査のために競技会場を離れなければならない馬に対して、

EADCM 検体採取（血液のみ）を実施することがある。それは競技会場を離れる前に実施することが望ましい。

第 1080 条 馬の死亡

1. 馬が負傷または病気を発症した場合、獣医師代表の判断をもとに、人道的な安楽死処置をとるべきである。可能な限り馬管理責任者および／またはオーナーまたはその代理人に知らせるべきであるが、それら関係者が不在の場合、獣医師団／獣医師代表は、馬に不要な苦痛を与えないために、安楽死処置の許可を与える。ただし可能であれば、獣医師代表は他の獣医師の意見を求めなければならない。
2. 安楽死処置の方法は認定治療獣医師の裁量によるが、静脈注射による処置が望ましい。
3. 突然死の場合は、ただちに獣医サービスマネージャーおよび組織委員会による緊急対策指針が実施されなければならない。
4. 死亡または安楽死処置の前に馬に投与された物質は、該当する獣医事申請書を用いて、遡って申告しなければならない。
5. 獣医師代表または検体採取獣医師は、EADCM 検体採取を行なって、分析のために検体を提出しなければならない。馬管理責任者またはその代理人が採取過程に立ち会うことができない場合は、FEI オフィシャル 1 名が立ち会って EADCM 検体採取フォームに署名しなければならない。
6. 獣医師団／獣医師代表は、死亡から 12 時間以内に、馬の死亡について FEI 獣医部に通知しなければならない。
7. 競技会参加が馬の死亡に関連している場合、FEI 競技会期間中または競技会後に発生した重篤な傷病はすべて、馬の死亡から 72 時間以内に馬管理責任者から所属 NF に報告しなければならない。NF は FEI 馬死亡報告書式を用いて FEI 獣医部に報告しなければならない。また、その報告から 72 時間以内に FEI データベースに馬の死亡を入力しなければならない。

第 1081 条 検死解剖

1. 獣医師代表は、FEI 競技会中に発症した傷病が原因で安楽死処置をとられた馬、または競技会場を退厩後にそれら傷病の治療を受けた後に安楽死処置をとられた馬あるいは死亡したすべての馬に対して、死亡時の状況に関わらず、馬体全身の検死解剖が実施されることを確認しなければならない。
2. 可能であれば、検死解剖は、病理専門施設で病理学者によって実施されなければならない。死亡した馬の輸送について現地国の法律で制限されている場合は、検死解剖は競技会場内でのみ実施することができる。
3. FEI は 650 ユーロを上限に、全身の検死解剖費用および輸送費を負担する。
4. 検死解剖を担当した病理学者は、可及的速やかに FEI 検死レポートを完成させて FEI

獣医部に送付しなければならない。

5. 検死解剖の詳細および検死によって得られた情報は、情報を提供した FEI 獣医師が機密裡に扱い、FEI 獣医部のみに送付されなければならない。検死レポートのコピーは、所属 NF およびナショナルヘッド獣医師を通じて、当該馬のオーナーに提供される。

第9章 ポニーの体高測定

(JEF注：第1082条から第1088条は翻訳せず)

第 10 章 各国馬術連盟 (NF) の責任

第 1089 条 馬のパスポートと個体識別

1. NF は、FEI 競技会に参加する馬が、一般規程第 137 条に規定されているパスポート要件に則っていることを確認しなければならない。
2. NF は、FEI がナショナルパスポートの承認を完了するまでに、最大で 6 週間に要することを承知していなければならない。
3. NF は、マイクロチップナンバーおよびその他の個体情報を含むパスポート情報が、FEI データベース内で更新されていることを確認しなければならない。
4. NF は、マイクロチップ変更申請書を FEI 獣医部に提出することで、登録されている馬のマイクロチップナンバーの変更または修正を要請することができる。

第 1090 条 バイオセキュリティおよび国際的な馬の移動

1. NF は、第 3 章に従ってバイオセキュリティに関する認識およびバイオセキュリティ対策の実施を促進し、関係者に対して然るべき方法で周知しなければならない。
2. NF は、自国のナショナルヘッド獣医師と共同して、自国の防疫指針を理解し、国際的な馬の移動にともなう病気の蔓延防止を促進する責任を有する。
3. NF は、ナショナルヘッド獣医師の協力を得て、自国内で国際馬術競技会を開催するために、国の機関が定めるバイオセキュリティ要件に精通していなければならない。
4. NF は毎年、適切な国の獣医事管轄機関に対し、FEI 競技会カレンダーを提供しなければならない。

第 1091 条 馬ドーピング防止および規制薬物プログラム

1. NF は、FEI メディケーションログブックが、求めに応じてすべての馬に供給されることを確認しなければならない。
2. NF は、国内のナショナル競技会における馬ドーピング防止および規制薬物プログラムの実施について責任を有する
3. NF は、EADCMP の要件に従って、十分な数の FEI 承認の検体採取キットをそなえておかななければならない。

第 1092 条 馬の死亡

1. NF は、FEI 競技会中に発生または競技会に参加したことがその原因となった馬の死亡事例を、FEI に報告しなければならない。NF は、馬管理責任者による通知から 72 時間以内に、FEI 獣医部に FEI 馬死亡報告書を送付し、FEI データベースに死亡を入力しなければならない。

第 1093 条 ポニーの体高測定

(JEF 注：本条は翻訳せず)

第 1094 条 FEI 獣医師

1. NF は、第 1110 条に示す職責を担うことのできる十分な知識と経験を有するナショナルヘッド獣医師 1 名を指名しなければならない。NF は自国のナショナルヘッド獣医師をサポートする事務担当者を置かなければならない。
2. NF はナショナルヘッド獣医師とともに、FEI 獣医師リストに掲載される獣医師を推薦しなければならない。各国で必要な認定治療獣医師、オフィシャル獣医師、エンデュランスオフィシャル獣医師、エンデュランス治療獣医師の数は、当該 NF が管理する国際競技の数およびタイプによる。推薦された獣医師はすべて、第 1100 条に記載の昇格および資格維持要件を満たしていなければならない。FEI は、特別な状況にない限り、NF が提出した要件を満たしている獣医師の推薦を承認する。FEI が特定の推薦に反対する場合、NF とともに解決策を検討する。FEI 獣医師部は、年に一度、FEI 獣医師リストを整備して更新する。
3. NF は、ナショナルヘッド獣医師が、自国の FEI 獣医師リストを定期的に見直していることおよび、自国の獣医師に資格維持要件が知らされていることを確認しなければならない。
4. NF は、自国の FEI 獣医師のリストからの削除を、書面をもって FEI 獣医師部に要請することができる。
5. NF は、他国に駐在し、その国での獣医療の許可を得ている FEI 獣医師について、管理 NF の変更を要請することができる。変更前および変更後の NF は、書面をもって承諾の意志を FEI 獣医師部に示さなければならない。
6. NF は、FEI から受け取ったあらゆる関連情報が自国の FEI 獣医師に提供されていることを確認しなければならない。

第 1095 条 FEI 獣医師の指名

1. NF は、FEI 競技会において自国チームの馬の健康およびウェルフェアを管理するチーム獣医師を指名することができる。

第 1096 条 検体採取技術者

1. NF はナショナルヘッド獣医師とともに、検体採取技術者候補として適格な者を推薦することが求められる。各国における必要な検体採取技術者の数は、当該 NF が管理する国際競技の数およびタイプによる。FEI 獣医師部は、随時、検体採取技術者リストを整備して更新する。
2. NF は、自国の検体採取技術者リストが、ナショナルヘッド獣医師によって定期的に見

直されていることを確認しなければならない。

3. NF は、自国の検体採取技術者のリストからの削除を、書面をもって FEI 獣医部に要請することができる。

第 1097 条 認定馬療法士

1. NF は認定馬療法士の志望者の手続きを進め、承認した志願者を FEI データベースに登録する責任を有する。NF は、認定馬療法士がどのようなタイプの療法の教育を受けたのかを記録し、FEI の ID（身分証明書）を発行しなければならない。
2. NF は、認定馬療法士が初期登録の後に追加で習得した療法の情報を更新する責任を有する。
3. NF は、自国の認定馬療法士リストが、ナショナルヘッド獣医師によって定期的に見直されていることを確認しなければならない。
4. NF は、自国の認定馬療法士のリストからの削除を、書面をもって FEI 獣医部に要請することができる。

第 11 章 馬管理責任者の責任

第 1098 条 馬管理責任者の定義

1. 一般規程（第 118 条）および EADCM 規程に規定されている通り、馬管理責任者は、競技会中に当該馬に騎乗する者、軽乗の演技者、馬車の御者といった選手であるべきだが、オーナーと、グルームおよび獣医師などのサポートスタッフも、競技会場に臨場している場合あるいは当該馬に関する何らかの決定を下した場合は、馬管理責任者補佐とみなされることがある。軽乗競技においては、調馬索手も馬管理責任者補佐となる。エンデュランスにおいては、トレーナーが馬管理責任者補佐となる。
2. 馬管理責任者は常に自身の馬に関する厳格な責任を負う。馬管理責任者とその管理下にある馬は、競技会中は常に、適用される FEI ルールおよび規程に則り FEI オフィシャルによる検査を受ける可能性がある。

第 1099 条 責任

1. 馬管理責任者は、自身および管理下にある馬が獣医規程および EADCMR を全面的に順守することを確認しなければならない。その内容は下記項目を含むが、これに限定されるものではない。
 - a) 馬のウェルフェアのための FEI 馬スポーツ憲章
 - b) 一般規程に則り、馬の個体識別情報、マイクロチップの詳細および FEI 有効化ステップを含む馬のパスポート、および必要な変更または更新の所属 NF への通知
 - c) バイオセキュリティ対策要件
 - d) FEI 厩舎エリアに入るそれぞれの馬について FEI HorseApp の FEI Equine Health Self-Certification form にもれなく記入すること、および当該馬の競技会場到着前 3 日間に 1 日 2 回、直腸温を FEI HorseApp に記録すること。
 - e) 競技出場のための馬の国際輸送に関する当該国の動物衛生要件
 - f) 予防接種要件
 - g) 第 1008 条 10 に規定の通り、FEI 競技会期間中に組織委員会が提供する FEI 厩舎または競技場外厩舎に在厩していることの確認
 - h) ホースインスペクション
 - i) FEI が馬の感染症流行を宣言した場合、FEI HorseApp を通じて自身が所有する馬の GPS 位置情報を登録する。
 - j) FEI メディケーションログブック
 - k) 競技会中および直前に馬が受けた獣医的治療、投薬または補助的療法に対する承認
 - l) EADCM 規程および自主的任意検査の実施に関するすべての規定
 - m) 四肢の知覚反応検査
 - n) ポニーの体高測定

o) FEI 競技会出場に起因する馬の死亡報告

2. 馬管理責任者は競技会中、病気が疑われるあらゆることについて獣医師代表に報告しなければならない。
3. 馬管理責任者は、地域に応じて必要とされる付加的な予防接種に関する情報、および当該エリアにおける馬の伝染病のリスクに関する情報を収集しなければならない。実施された予防接種はすべてパスポートに記録されなければならない。
4. 馬管理責任者は、管理下にある馬に適用される当該国の要件を把握し、サポートスタッフにその順守を通告する責任を有する。認定治療獣医師は病気が疑われるあらゆる状況について、獣医師代表に報告しなければならない。
5. 馬管理責任者はまた、グルームまたは馬に近づくことが許されている他の者が、セキュリティと監視方法、および EADCM 規程に精通していることを確認しなければならない。馬管理責任者は、競技会場に臨場しているすべてのサポートスタッフが獣医規程、EADCM 規程、および適用されるすべての規程の適用対象であることを認識していなければならない。
6. 馬管理責任者が、病気またはその他の理由により責任を持つべき馬を管理できなくなった場合は、速やかに主催者および獣医師団／獣医師代表に知らせなければならない。
7. 馬管理責任者は、馬ドーピング防止および規制薬物プログラムで陽性結果となった後に法的手続きをとる場合は、B 検体の分析費用を負担する。
8. 馬管理責任者は、自主的任意検査を受ける場合、関連する費用を負担する。

第12章 FEI 獣医師

I. FEI 獣医師

第1100条 FEI 獣医師

1. FEI 獣医師には、認定治療獣医師（PTV）およびオフィシャル獣医師（OV）が含まれる。コース獣医師を除き、すべての FEI 獣医師は FEI によってこれらのカテゴリーのいずれかに登録されていなければならない。
2. FEI 獣医師は英語を理解し、話すことができなければならない。
3. FEI 獣医師は、競技会期間中いつでも自身の FEI ID カードを携行し、求めに応じて呈示できるようにしておかなければならない。
4. すべての認定治療獣医師およびオフィシャル獣医師は、FEI 競技会で治療またはオフィシャルとして従事するときは、自身の臨場を獣医師団／獣医師代表に知らせなければならない。
5. FEI 獣医師は、適用される規範または馬スポーツ憲章に則って署名し、行動しなければならない。
6. FEI 獣医師は、FEI 獣医師教育システムに定められている、昇格および資格維持の要件を順守しなければならない。

第1101条 認定治療獣医師

1. 認定治療獣医師が従事できるのは以下の役割である。
 - 獣医コントロールオフィサー
 - 救護獣医師（TV）
 - チーム獣医師
 - 選手のプライベート獣医師（APV）
 - ホールディングボックス獣医師
2. 認定治療獣医師は適当な損害賠償保険に加入していなければならない。
3. 組織委員会による指名を受けていない認定治療獣医師は、獣医師として組織委員会に登録しなければならない。

第1102条 オフィシャル獣医師

1. オフィシャル獣医師のみが、FEI 競技会において FEI 獣医オフィシャルとして従事することができる。
2. 以下に示す獣医師のグループはオフィシャル獣医師でなければならない。
 - ナショナルヘッド獣医師（NHV）
 - 獣医サービスマネージャー（VSM）

- 獣医師代表／外国人獣医師代表（VD/FVD）
 - 獣医師代表補佐（AVD）
 - エンデュランスオフィシャル獣医師（EOV）
 - エンデュランス獣医治療オフィシャル（EVT）
 - 検体採取獣医師
 - 体高測定獣医師
 - 検査獣医師
3. オフィシャル獣医師はオフィシャル獣医師または認定治療獣医師のいずれかとして従事することができるが、同一競技会または同時期に同一会場で開催されている複数の競技会において両方の職務につくことはない。
 4. オフィシャル獣医師は、自身がオフィシャル獣医師として従事している競技会に出場することはできない。これには、同じ競技会内で実施される国内競技も含む。獣医師代表、獣医師代表補佐、検体採取獣医師、体高測定獣医師および検査獣医師は、緊急時を除き、国内競技も含み競技会において馬の治療を行ってはならない。
 5. エンデュランス獣医治療オフィシャル（EVT）は、適切な損害賠償保険に入っていないなければならない。

II. FEI 獣医師の役割

第 1103 条 獣医サービスマネージャー

1. 獣医サービスマネージャーは、下記の事項について組織委員会をサポートする責任を有する。
 - a) 獣医設備の管理。第 1007 条および第 1010 条～第 1015 条に記載されている適切な器具および方法の確保を含む。
 - b) 最初の馬が競技会場に入厩する前に、競技会が獣医規程にすべて準じていることを確認する。
 - c) 競技会で獣医事に従事する者が適切な資格を有し、熟練していることを確認する。
2. 獣医サービスマネージャーは、付則 X および FEI 獣医師教育システムに規定される、OV レベルに応じた要件を満たしていなければならない。
3. 獣医サービスマネージャーは、下記の事項を提供する責任を有する。
 - a) 獣医事サービスの実施プラン。競技会開始前のリハーサル実施を含み、獣医事に関わる緊急事の全般的な対応方法を網羅していなければならない。
 - b) 競技会中に使用する、ISO 11785 に適合するマイクロチップリーダー。
4. 獣医サービスマネージャーは下記の事項を確認しなければならない。
 - a) 第 1031 条に則り、獣医師代表が実施を指示した場合に到着時検査が実施されていること。

- b) 必要が生じた場合に、緊急時対策が速やかに実施されること。
 - c) 伝染病の兆候を呈する馬が速やかに隔離されること。獣医サービスマネージャーは獣医師代表の同意のもと、検査の実施を進言し、実施しなければならない。
5. 獣医サービスマネージャーは、外国人獣医師代表／獣医師代表およびその他の認定治療獣医師が、当該地域および当該国において適用される法律を認識するためのサポートをしなければならない。
6. 獣医サービスマネージャーは以下の事項を行わなければならない。
- a) 救護獣医師が競技会場に残って自身が会場を離れる場合、少なくとも 1 時間以内に会場に戻れること。
 - b) 救護獣医師およびコース獣医師を指名して彼らを率い、連携を維持し、獣医規程に従って職務を遂行していることを確認する。
 - c) 獣医コントロールオフィサーを指名し、必要な時には連絡をとる。
 - d) 競技中は常に競技場の近くに十分な数の救護獣医師が待機していること、また、競技会期間中は少なくとも 1 名の救護獣医師が 24 時間体制で待機していることを確認しなければならない。
 - e) 獣医師団／獣医師代表との連絡を維持し、密接に連携すること。
7. 獣医サービスマネージャーは、組織委員会が指名する獣医サービスマネージャーとして従事する競技会において、競技に出場することはできない。これは同じ競技会内で行われる国内クラスも含む。
8. 獣医サービスマネージャーは、同一大会内で救護獣医師として執務することが認められるが、適切な損害賠償保険に入っていないなければならない。

第 1104 条 獣医コントロールオフィサー

1. 獣医サービスマネージャーは、獣医事に関して広域にわたる管理が必要な競技会（総合馬術のクロスカントリー競技、馬車のマラソン競技、エンデュランス競技など）における獣医コントロールオフィサーを指名することができる。
2. 獣医コントロールオフィサーは、FEI 獣医師のための教育システムに規定されている認定治療獣医師の要件を満たしていなければならない。
3. 競技中の緊急事態に適切に対応するため、獣医コントロールオフィサーは獣医サービスマネージャーおよび獣医師代表と連携すべきである。
4. 獣医コントロールオフィサーはコース上に配置される獣医師とのコンタクトを維持し、負傷または疲弊した馬の情報を速やかに競技場審判団および／または獣医師代表に伝えなければならない。

第 1105 条 救護獣医師

1. 救護獣医師は獣医サービスマネージャーの指示のもとに従事する。競技会における緊

急治療を行い、また、到着時検査の実施またはホールディングボックス獣医師として従事することを求められることもある。

2. 救護獣医師は、認定治療獣医師の要件を満たしていなければならない。
3. 救護獣医師は、常に獣医師団／獣医師代表との連絡を維持し、密接に連携しなければならない。
4. 救護獣医師は治療を行う前に、該当する治療申請書が漏れなく記入され、獣医師団／獣医師代表に提出されて許可を得ていることを確認しなければならない。
5. 獣医師団／獣医師代表による例外的な許可がある場合（補液または緊急時など）を除き、治療は指定された治療用馬房で行わなければならない。
6. 救護獣医師は、使用した治療用器材を適切に廃棄する責任を有する。
7. 救護獣医師は、組織委員会が指名する救護獣医師として従事する競技会において、競技に出場することはできない。これは同じ競技会内で行われる国内クラスも含む。

第 1106 条 チーム獣医師

1. チーム獣医師は所属するチームの馬の健康とウェルフェアに携わり、要請があれば獣医師規程に則った FEI 予防接種要件および適正なバイオセキュリティ対策を実施することを含む。
2. チーム獣医師は、認定治療獣医師の要件を満たしていなければならない。
3. チーム獣医師は、有効かつ完全な馬のパスポートを外国人獣医師代表／獣医師代表に提出するサポートをしなければならない。
4. チーム獣医師は実施する治療に関して、該当する治療申請書が漏れなく記入され、獣医師団／獣医師代表に提出されて許可を得ていることを確認する責任を有する。
5. 獣医師団／獣医師代表による例外的な許可がある場合（補液または緊急時など）を除き、治療は指定された治療用馬房で行わなければならない。
6. チーム獣医師は、使用した治療用器材を適切に廃棄する責任を有する。
7. 競技会場到着時にチーム獣医師は、当該競技会のための認定治療獣医師／認定馬療法士フォームに記入しなければならない。

第 1107 条 選手のプライベート獣医師

1. 選手のプライベート獣医師（APV）は、選手個人の要請に応じて、競技会期間中に当該選手の馬に同行する私的な獣医師である
2. 選手のプライベート獣医師は、認定治療獣医師の要件を満たしていなければならない。
3. 選手のプライベート獣医師は、実施する治療に関して、該当する治療申請書が漏れなく記入され、獣医師団／獣医師代表に提出されて許可を得ていることを確認しなければならない。
4. 獣医師団／獣医師代表による例外的な許可がある場合（補液または緊急時など）を除き、

治療は指定された治療用馬房で行わなければならない。

5. 選手のプライベート獣医師は、使用した治療用器材を適切に廃棄する責任を有する。
6. 選手のプライベート獣医師は、競技会場到着して厩舎エリアに入る前に、認定治療獣医師／認定馬療法士フォームに記入しなければならない。

第 1108 条 獣医師代表

1. 獣医師団／獣医師代表は、獣医規程および当該種目の規程が競技会期間中に守られていることを確認する責任を有し、また、競技場審判団と協力して職務を遂行しなければならない。獣医師代表は、当該種目およびその規程について知識と経験を有していなければならない。
2. 獣医師代表は、付則 X および FEI 獣医師教育システムに規定される、OV レベルに応じた要件を満たしていなければならない。
3. 獣医師団／獣医師代表は、馬の到着前から競技会期間中を通じて、組織委員会および獣医サービスマネージャーが準備したすべての設備が、水準を満たしていることを確認しなければならない。その設備には、必要に応じてポニーの体高測定設備が含まれる。獣医師代表は、獣医サービスマネージャーとともに、競技会場における緊急時対策についても確認しなければならない。
4. 獣医師代表は以下の事項を満たさなければならない。
 - a) 最初のホースインスペクションが行われる前日から競技会期間終了時まで臨場していること。
 - b) 競技会前および期間中いつでも協議ができる態勢にあること。
5. 少なくとも 1 名の獣医師代表がすべての競技実施中に競技場に臨場していなければならない。当該獣医師代表の所在は獣医サービスマネージャーが把握し、獣医師代表は常に獣医サービスマネージャーが連絡をとることができる状態になければならず、また、競技場に不在であっても 1 時間以内に到着可能な状態になければならない。
6. 獣医師団／獣医師代表は、すべての認定治療獣医師の名前、連絡先、FEI 獣医師 ID カードナンバーおよびその管理下にある馬の詳細に関する情報を入手していることを確認しなければならない。各獣医師の FEI ID ナンバーに疑義がある場合には、それを FEI データベースで確認することができる。認定治療獣医師とのミーティングを、可能であれば競技会開始前に設定すべきである。競技会期間中は獣医師団／獣医師代表と救護獣医師およびすべての認定治療獣医師とのコンタクトを維持しなければならない。
7. 認定馬療法士は獣医師団／獣医師代表に、自身が臨場していることを伝えなければならない。競技会中に実施するあらゆる療法についてはその実施前に申告しなければならない。また、自身を監督する認定治療獣医師の名前を伝えなければならない。獣医師団／獣医師代表に申告のあった認定馬療法士リストは、スチュワード業務のために提供さ

れなければならない。

8. 獣医師団／獣医師代表は、第 3 章に記載の通り、競技会期間中の伝染病予防および防疫管理について、あらゆる必要な準備をする責任を有する。
9. 獣医師団／獣医師代表は、承認できない、あるいは是非を検討中の獣医事に関する事例について、適切な助言および該当がある場合は制裁内容とともに競技場審判団長に報告しなければならない。これらについては、競技会終了後に提出する獣医レポートにも記載しなければならない。
10. 競技会期間中（競技会開始前を含み、FEI が管理する敷地内において）に馬に施される獣医的治療または投薬は、獣医規程に則っていなければならない。
11. 重篤な負傷馬に対して、過度な苦痛を防ぐために安楽死処置が必要な場合は、その承諾を得るために、馬管理責任者および／またはオーナーまたはその代理人に連絡をとるべきである。馬管理責任者およびオーナーが不在で承諾を得られないときは、可能な限り、あるいは多少なりとも安楽死処置に疑義のある場合には獣医学的なセカンドオピニオンを得た後に、当該馬のために、獣医規程に則って処置を行うことができる。
12. 獣医師団／獣医師代表は、EADCM 検体採取に関連して、以下の義務を果たさなければならない。
 - a) 検体採取獣医師が不在で検体採取の必要が生じた場合、FEI 承認のサンプリングキットを準備する。
 - b) 検体採取獣医師と協力して、被検馬の選択について競技場審判団長にアドバイスする。
 - c) 検体採取獣医師が不在の場合、必要があれば検体採取を行い、FEI 公認検査所に採取した検体を発送する。
13. 特別な状況においては、獣医師代表が FEI 獣医部から体高測定獣医師の職務を行うよう要請されることがある。

第 1109 条 獣医師代表補佐

1. 獣医師代表補佐は、第 1108 条に記載の獣医師代表の義務を果たすために、獣医師代表をサポートする獣医師代表である。
2. 獣医師代表補佐は、付則 X および FEI 獣医師教育システムに規定される、OV レベルに応じた要件を満たしていなければならない。
3. 獣医師代表補佐は、獣医師代表の指示の下で職務を遂行する。

第 1110 条 ナショナルヘッド獣医師

1. NF により 1 名のナショナルヘッド獣医師が指名されなければならない。
2. FEI は最新のナショナルヘッド獣医師リストを保持する。リストは NF からの名簿提出を受けて修正され、FEI 獣医委員会の承認を経て FEI ウェブサイトに公開される。

3. FEI とナショナルヘッド獣医師は、各国の獣医関連事項について連携しなければならない。
4. 自国においてナショナルヘッド獣医師は以下の事項を実行しなければならない。
 - a) 競技馬の国際間移動に影響する馬の伝染病に関する情報を入手し、競技馬に深刻な影響を与える馬の伝染病の自国における流行に関する情報を FEI 獣医部に提供する。
 - b) 国の獣医事統括機関（JEF 注：日本では農林水産省）およびその担当官と連携して、馬の一時的な輸入および再入国に関する規定を入手し、政府または OIE が定める FEI 登録馬の国際間移動に適用される特定の方法を熟知し、それを周知すること。
 - c) 該当する地域および国際的な馬輸送業者との連絡を維持すること。
 - d) FEI からの情報および指導教育的行事などを FEI 獣医師に提供する。FEI 獣医師講習会、FEI 最新ニュース、および自国政府、OIE およびその他公的機関による特別な情報を含む。
 - e) FEI 競技会における獣医関連事項の向上を促進する。
 - f) FEI 獣医師リストを更新し、すべての FEI 競技会において十分な員数の獣医師を配置できるように、NF と相互協力する。
 - g) FEI 獣医師への昇格を促進するために、獣医師にメンター（指導者）および適切な連絡先を提供する。
 - h) 求めに応じて、FEI 獣医部による協議のために、規程改正、禁止物質およびその他の獣医関連事項に関する意見を提出する。
 - i) 必要に応じて、FEI EADCMP と国内プログラムとの整合性を高めることを含み、国内の馬ドーピング防止および規制薬物規制プログラムに貢献する。

第 1111 条 ホールディングボックス獣医師

1. ホールディングボックス獣医師は、救護獣医師がその職務にあたることを獣医師代表が承認した場合を除き、獣医師団メンバーであるか、獣医師代表補佐が指名されている場合はその者でなければならない。
2. ホールディングボックス獣医師は、認定治療獣医師の要件を満たしていなければならない。
3. ホールディングボックス獣医師は、第 1039 条に則ってホールディングボックスに送られた馬を検査する。インスペクションパネルに臨床的な見解を述べなければならないが、その馬の競技参加適性について意見を述べてはならない。

第 1112 条 エンデュランス獣医オフィシャル

1. エンデュランスオフィシャル獣医師（EOV）は、エンデュランス競技会において獣医師

団メンバーまたは団長、あるいは外国人獣医師代表として執務する。

2. エンデュランスオフィシャル獣医師は、付則 X および FEI 獣医師教育システムに規定される、EOV レベルに応じた要件を満たしていなければならない。
3. エンデュランス獣医治療オフィシャル (EVT) は、エンデュランス競技会において救護獣医師として従事するエンデュランスオフィシャル獣医師である。
救護獣医師／救護獣医師団は、競技で失権した馬の獣医療および養生に務め、確認する責任を有する。また、獣医サービスマネージャーと連携して、資材および器材が十分に用意されていることを確認すべきである。救護獣医師／救護獣医師団長は、獣医師団長および外国人獣医師代表とともに、すべての馬を、重篤な代謝障害、重篤な筋骨格損傷、軽傷に分類する責任を有する。
4. エンデュランス獣医治療オフィシャルは、付則 X および FEI 獣医師教育システムに規定される、EVT レベルに応じた要件を満たしていなければならない
5. エンデュランス獣医治療オフィシャルは、使用した治療用器材を適切に廃棄する責任を有する。

第 1113 条 体高測定獣医師

1. 体高測定獣医師は、国際ポニー競技会においてポニーの体高を確証するために、FEI 獣医師部が指名する。
2. 体高測定獣医師は、棒尺を使って馬および／またはポニーのキ甲の高さを測定した経験が豊富でなければならない
3. 体高測定獣医師は、測定前にポニーの体高測定エリアが適正であることを確認しなければならず、それを確証できない場合は、組織委員会および獣医サービスマネージャーに適当な代替案を示さなければならない。

第 1114 条 検査獣医師

1. 検査獣医師は、四肢の知覚反応検査を実施するために、FEI 獣医師部が指名する。
2. 検査獣医師は、FEI 獣医師教育システムに規定される要件を満たしていなければならない。

第 1115 条 検体採取獣医師

1. 検体採取獣医師は常に、獣医師団／獣医師代表および競技場審判団と密に連携して業務を行う
2. 検体採取獣医師は、以下の事項について責任を有する。
 - a) 組織委員会および獣医サービスマネージャーが提供する設備が、獣医規程に則っていることおよび採取に適していることを確認すること。
 - b) FEI 承認の検体採取キットを適当数準備すること。

- c) 獣医師団／獣医師代表と協力して、競技場審判団長に採取対象馬の選択についてアドバイスすること。
 - d) 第7章に記載の通り、馬の検体採取を実施すること。
 - e) 分析のために、FEI 検査所に検体を発送すること。
3. 検体採取獣医師は、検体獣医師として指名された競技会において、筆頭役獣医師代表として従事してはならない。
 4. 検体採取獣医師は、FEI 獣医師教育システムに規定される要件を満たしていなければならない。

II. その他の獣医師

第 1116 条 コース獣医師

1. コース獣医師は FEI 獣医師である必要はなく、認定治療獣医師リストに掲載されていなくても構わない。
2. コース獣医師は自国の獣医師資格を保持し、適切な損害賠償保険に加入していなければならない。
3. アクレディテーションが必要な競技会であれば、コース獣医師はそれを交付されなければならない。
4. コース獣医師は、アリーナ以外の競技場（総合馬術および馬車競技のクロスカンントリー競技中など）において、獣医療サービスを提供する。
5. コース獣医師は獣医サービスマネージャーの監督下にある。獣医師団／獣医師代表、および獣医コントロールオフィサーが指名されているときは、職務に就いている間、それらの者と常にコンタクトを維持しなければならない。
6. コース獣医師は、厩舎または制限エリアに立ち入ったり、そこで馬を治療したりすることは認められていない。また、獣医規程に定められているその他の適用規定を順守しなければならない。
7. コース獣医師は、使用した治療用器材を適切に廃棄する責任を有する。

III. 競技会における獣医師の指名

第 1117 条 組織委員会による指名

1. 国際競技 (CI) および FEI 競技会を含む国内競技の組織委員会は、以下の者を指名しなければならない。
 - a) 獣医オフィシャルの人数は付則 X に規定されている
 - b) 認定治療獣医師またはオフィシャル獣医師リストから、適当な人数の救護獣医師
2. 組織委員会は、競技会の少なくとも 10 週間前に獣医師を指名しなければならない。当

該種目のルールで別に定めがある場合、または事前に FEI 獣医部の許可を得ている場合を除く。

3. 獣医師代表は、従事する競技種目のオフィシャル獣医師リストから選ばなければならない。獣医師代表は、指名される競技種目における知識と経験を有しているべきである。
4. 獣医師代表は、事前に合意している金額の報酬を組織委員会から受け取る。最低でも 1 日あたり 200 ユーロ（または同等の現地通貨）が推奨される。交通費や宿泊費が発生する場合は、組織委員会が負担する。
5. 出場頭数の多い競技会において、獣医師代表との協議を経て組織委員会が獣医師代表補佐を指名することができる。FEI 獣医部は獣医師代表補佐をおく権利を有している。
6. 獣医師代表と救護獣医師は、同一競技会において互いの役割を兼任してはならない。
7. 獣医サービスマネージャーは救護獣医師として従事できる者でなければならない、要請があれば救護獣医師の業務を行うことができる。
8. 必要があれば、獣医サービスマネージャーは獣医コントロールオフィサーを指名することができる。
9. 獣医師団または獣医師代表補佐がない競技会では、獣医サービスマネージャーは獣医師代表と共同して、救護獣医師 1 名をホールディングボックス獣医師に指名することができる。
10. 必要であれば、組織委員会と獣医サービスマネージャーはコース獣医師を指名することができる。

第 1118 条 FEI が指名する獣医師

1. FEI 獣医部は競技会に対して以下に示すオフィシャル獣医師を指名する。
 - a) 検体採取獣医師（開催国のナショナルヘッド獣医師と協議のうえで）
 - b) 外国人獣医師代表
 - i. 3 週以上連続して 400 頭を超える競技馬が在厩する競技会において
 - ii. 付則 X の規定通り、一般規程に則り獣医委員会との協議を経て
 - c) 獣医師代表団長およびメンバー（付則 X の規定通り、FEI エンデュランス部と協議のうえで）
 - d) 救護獣医師団長およびメンバー（付則 X の規定通り、FEI エンデュランス部と協議のうえで）
 - e) 検査獣医師
 - f) 体高測定獣医師

第 1119 条 NF が指名する獣医師

- i) NF は FEI の合意を得て、獣医師団長を指名する。

j) NFは競技会のチーム獣医師を指名する。

第 1120 条 主要競技会における指名

1. 付則 X に規定の通り、公式国際競技会（CIO）、ワールドカップファイナル（外国人獣医師代表が 1 名のみ指名されている軽乗競技を除く）、選手権競技とオリンピック大会およびパラリンピック大会を含む大会（Games）では、獣医師団は少なくとも 3 人のオフィシャル獣医師で構成し、CIO における外国人獣医師代表は FEI が指名する。
2. 特別な環境下（世界馬術選手権大会など）では、2 つ以上の獣医師団が指名されることがある。
3. オリンピック、パラリンピックおよび世界馬術選手権大会では：
 - a) 獣医師団長は FEI 獣医部に推薦され、FEI 獣医委員会が承認しなければならない。
 - b) 一般規程に則って 1 名またはそれ以上の外国人獣医師代表が FEI 獣医部に指名される。
 - c) 指名される獣医師団長および外国人獣医師代表は、相当するレベルの競技会において獣医師団メンバーまたは獣医師代表を少なくとも 2 回務めたことがなくてはならない。
 - d) 獣医サービスマネージャーは、（競技会スケジュールが許せば）遅くとも競技会の 2 年前に、FEI 獣医委員会の承認を得て組織委員会が指名しなければならない。大陸選手権では、獣医サービスマネージャーは遅くとも 6 ヶ月前に指名されなければならない。FEI 獣医委員会が獣医サービスマネージャーへのアドバイザーが必要だと進言したときは、遅くとも競技会の 2 年前、大陸選手権の場合は 6 ヶ月前に、FEI 獣医委員会の承認を得てアドバイザーが指名されなければならない。

第 1121 条 FEI 獣医師のローテーション

1. 筆頭役の獣医師代表は、あらゆるレベルの競技を含み、少なくとも 3 年間の間隔をあけずに同じ競技会で連続して 3 回を超えて獣医師代表を務めてはならない。同じ競技会の定義は、種目やカテゴリーに関わらず同じ組織委員会が同じ場所で、1 年のうち同じ週（+/-10 日）に実施するもの、または明確に同じ名称の競技会をいう。
2. 獣医師代表は、本条に規定するローテーションに関する要件を順守する責任を有する。

IV. 報告義務

第 1122 条 獣医師代表の義務

1. 選手権競技（または外国人獣医師の臨場が求められる同等の競技会）を併催する国際競技会が開催されるときは、外国人獣医師が選手権競技の報告を、獣医師代表が国際競技会の報告をしなければならない。

2. 獣医師代表および外国人獣医師代表は獣医レポートを作成しなければならない。レポートは漏れなく、英語で記入され、すべての付帯書類（治療申請書、違反のあったパスポートのコピーなど）が添付されていなければならない。獣医レポートおよびすべての付帯書類は、競技会終了後 72 時間以内に FEI 獣医部に送付しなければならない。
3. 獣医師代表が検体採取を実施した場合、被検馬の情報がオンライン獣医レポートに含まれなければならない、EADCMP 検体採取フォームのコピーが、競技会終了後 72 時間以内に獣医部に届かなければならない。
4. 病気が疑われる場合、または病気の発生が確実な場合は、獣医師団／獣医師代表から FEI 獣医部に速やかに報告しなければならない。
5. 付則 VII に記載の通り、報告義務を怠った場合は制裁が科されることがある。

第 1123 条 検体採取獣医師、体高測定獣医師および検査獣医師の報告義務

1. 検体採取獣医師は検体採取獣医師レポートを作成しなければならない。それは漏れなく、英語で記入され、すべての EADCMP 検体採取フォームが添付されていること。検体採取獣医師レポートおよび EADCMP 検体採取フォームは、競技会終了後 72 時間以内に FEI 獣医部に送らなければならない。
2. 体高測定獣医師は、体高測定獣医師レポートに漏れなく記入して、測定終了後 72 時間以内に獣医部に提出しなければならない。
3. 検査獣医師は、検査獣医師レポートに漏れなく記入して、競技会終了後 72 時間以内に獣医部に提出しなければならない。
4. 付則 VII に記載の通り、報告義務を怠った場合は制裁が科されることがある。

第 13 章 検体採取技術者

第 1124 条 検体採取技術者

1. 検体採取技術者は FEI オフィシャルとして扱われる。
2. 検体採取技術者は以下の事項を実施することができる。
 - a) 馬管理責任者に、管理下にある馬が検体採取の対象となったことを通告する。
 - b) 検体採取対象として選ばれた馬に同行する。
 - c) 尿を採取する。
 - d) 輸送用バッグに検体を梱包して入れる。
3. 検体採取技術者は以下の事項に関して、検体採取獣医師を手伝うことができる。
 - a) 血液の採取。
 - b) FEI EADCMP 検体採取フォームへの記入。
4. 検体採取技術者は以下の事項を実施することはできない。
 - a) 自身の資格に関わらず、血液を採取すること。
 - b) FEI EADCMP 検体採取フォームへの署名。
 - c) 検体採取技術者として従事している競技会への出場。これは同じ競技会内で行われる国内クラスも含む。
 - d) 検体採取技術者として従事している競技会におけるあらゆる治療および他のオフィシャルとしての役割。
5. 検体採取技術者は、FEI 競技会においてオフィシャルとして従事している時は常に、FEI ID を携帯しなければならない。
6. 検体採取技術者候補は常に、競技会において検体採取獣医師または資格を有する検体採取技術者の直接的な監督下で業務を行わなければならない。

第 1125 条 指名および報酬

1. 検体採取技術者は、競技会で従事するために検体採取獣医師または FEI 獣医部から指名される。
2. 検体採取技術者は、日当および立て替えた費用を FEI 獣医部に請求することができる。

第 14 章 認定馬療法士

第 1126 条 登録指針

1. 認定馬療法士になることを希望する訓練を受けた専門家は、以下の事項を行わなければならない。
 - a) オンライン登録フォームを用いて、所属 NF を通じて FEI に申請する。
 - b) FEI 認定馬療法士規範に合意する。付則 V 参照。
2. NF からの申請が承認された後、候補者は馬認定療法士リストに掲載され、FEI ID カードを受け取る。
3. 認定馬療法士は、実施を希望する療法について所属 NF の国内で訓練を受け、業務に就くために適当な保険に加入していること。
4. 認定馬療法士が訓練を受けた療法は、NF によって FEI データベースに登録される。
5. 認定馬療法士は、一般規程第 118 条に則り、サポートスタッフとみなされることがあり、また、馬管理責任者補佐とみなされることもある。
6. 認定馬療法士は、FEI オフィシャルとして扱われることはない。

第 1127 条 認定馬療法士の役割

1. 認定馬療法士は、FEI 競技会において制限付きで補助的療法を実施する責任を有する。しかし、実施できるのは FEI データベースに掲載されている療法に限られる。
2. 認定馬療法士は、常に自身の FEI ID カードを携帯しなければならない、FEI オフィシャルの無作為な確認の要請に対して呈示しなければならない。
3. 認定馬療法士は、馬管理責任者補佐および／またはサポートスタッフになる可能性がある自身の役割を理解しなければならない。
4. 認定馬療法士は、以下の事項を行わなければならない。
 - a) 競技会場到着時、厩舎エリアに入る前に獣医師団／獣医師代表に登録し、認定馬療法士登録フォームを獣医師団／獣医師代表に提出する。
 - b) 獣医師団／獣医師代表が認可したエリアでのみ療法を実施することを確認する。
 - c) 第 1065 条に掲載されていないあらゆる療法を実施する際には、獣医師団／獣医師代表に特別な許可を求める。
5. 認定馬療法士は、組織委員会が指名した認定馬療法士として従事するあらゆる競技会において、自身が競技に参加することはできない。これは同じ競技会内で行われる国内競技も含む。
6. 認定馬療法士は、組織委員会が指名した認定馬療法士として従事している競技会において、あらゆる治療行為および他のオフィシャルとしての役割は認められない。
7. 認定馬療法士規範および／または FEI のルールおよび規程に従わない認定馬療法士には制裁が科される。制裁は、警告、一時的な資格停止および／または認定馬療法士リス

トからの削除である。

付則 I 略語リスト

APV	Athlete's Private Veterinarian (選手のプライベート獣医師)
AVD	Additional Veterinary Delegate (獣医師代表補佐)
CI	International Event (国際競技会)
CIM	Minor International Event (マイナーな国際競技会)
CIO	Official International Event (公式国際競技会)
EADCMP	Equine Anti-Doping and Controlled Medication Program (馬ドーピング防止および規制薬物プログラム)
EADCMR	Equine Anti-Doping and Controlled Medication Regulations (馬ドーピング防止および規制薬物規程)
EOV	Endurance Official Veterinarians (エンデュランスオフィシャル獣医師)
EPSL	FEI Equine Prohibited Substances List (FEI 馬禁止物質リスト)
EVT	Endurance Veterinary Treating Official (エンデュランス治療オフィシャル)
EU	European Union (欧州連合)
FVD	Foreign Veterinary Delegate (外国人獣医師代表)
GR	General Regulations (一般規程)
GJ	Ground Jury (競技場審判団)
HHP	High Health High Performance (高衛生・高能力)
IV	Intravenous (静脈注射)
NF	National Federation (各国馬術連盟)
NHV	National Head FEI Veterinarian (各国のヘッド FEI 獣医師)
OC	Organising Committee (組織委員会)
OIE	Office International des Épizooties (World Organisation for Animal Health) (国際獣疫事務局)
OV	FEI Official Veterinarian (FEI オフィシャル獣医師)
PR	Person Responsible (馬管理責任者)
PTV	FEI Permitted Treating Veterinarian (FEI 認定治療獣医師)
TV	Treating Veterinarian (appointed by the Organising Committee) (組織委員会指名の救護獣医師)
VC	Veterinary Commission (獣医師団)
VD	Veterinary Delegate (獣医師代表)
VRs	Veterinary Regulations (獣医規程)
VSM	Veterinary Services Manager (獣医サービスマネージャー)

付則 II 認定治療獣医師規範

1. 認定治療獣医師は、所属 NF の国における獣医師資格を有していなければならない。
2. 認定治療獣医師は、馬のウェルフェアのためのスポーツ憲章、FEI 獣医規程、FEI 一般規程、FEI 馬ドーピング防止および規制薬物規程、および適用されるすべてのルールと規程に則り、馬のウェルフェアおよび健康が常に優先されていることを確認しなければならない。
3. 認定治療獣医師は、FEI 競技会に臨場する際、会場到着時に獣医師団／獣医師代表に自身が臨場することを伝え、FEI 獣医師 ID カードを呈示しなければならない。
4. 認定治療獣医師は、FEI 獣医規程および FEI 馬ドーピング防止および規制薬物規程、さらには FEI 一般規程について、それらの更新情報も含み、精通し、理解するために最善の努力を払わなければならない。すべての認定治療獣医師にとって、クリーンスポーツを順守することが重要である。
5. 認定治療獣医師は常に、選手および競技馬の安全を守ることを考え、そのために最大限に努力しなければならない。
6. 認定治療獣医師は、適用される地域および国のすべての法律を順守する責任があることを認識していなければならない。
7. FEI 獣医規程に規定されている通り、認定治療獣医師規範および／または FEI の規程に従わない認定治療獣医師には制裁が科される。制裁は、警告、一時的な資格停止および／または認定治療獣医師リストからの削除である。
8. FEI 認定治療獣医師は、FEI オフィシャルまたは FEI オフィシャル獣医師として扱われることはない。

付則 III オフィシャル規範

私は FEI オフィシャルとして、常にすべての FEI ルールおよび規程、特に FEI 倫理および利害対立ポリシーに関する規範、および馬のウェルフェアのためのスポーツ憲章を順守することに同意します。

FEI 競技会に従事するとき、私は自身が FEI の代表であることを理解しています。私は、権限を有する者としての自身の役割およびそれにとまなう義務、すなわち馬術競技の原則および関連する FEI ルールと規程についての正しい知識を有し、常に公正かつ一貫してそれらを適用することを認識しています。

私は、自身が指名される各競技会について、FEI の要件（必要な資格を継続することを含む）をすべて満たしています。

オフィシャルとして従事するとき：

- 私は選手と馬に対して、彼らの安全に常に配慮して、適切かつ礼儀正しく接し、専門家としてのマナーをもってすべての義務を遂行します。
- 私は飲酒を控え、判断力を軽減するいかなる物質および／または薬物も使用しません。
- 私は競技に出場しません。
- 私は関係者（選手、オーナーおよびトレーナー、主催者、グルームおよび私自身の同僚など）からの質問に答えます。可能な限り、私の判断を丁寧かつ客観的に説明するために時間を費やします。
- 私は関連するすべての FEI ルールと規程に精通し、各競技会前に入念に準備します。
- 私は競技会主催者および私の同僚と互いに協力します。
- 私は時間を厳守し、適切な身なりで業務に従事します。

私は、実在するあるいは予想されるあらゆる利害対立を回避して、公正に対処することを誓います。利害対立とは、FEI のため、あるいは FEI を代表して職務についた者が、業務を指揮し、その他何らかの立場で競技に関わる際に、あらゆる専門的または金銭的な利害を個人的（家族が関係する場合も含む）に与え得る関係と定義されます。

私は常に、選手、オーナー、トレーナー、グルーム、主催者、他のオフィシャルおよび関係者に対して、中立的であり、独立した公正な立場を維持します。金銭的および／または個人的な利益が、業務上の義務に影響することはなく、それらを回避する努力を惜しみません。

私は自国に偏重した審判は行いません。

FEI 競技会において従事する際に利害対立につながる、またはつながる可能性のある行動とは、以下の事項を含みますが、これに限定されるものではありません：

- 競技会場において、チームおよび／または個人選手の選出のための監督あるいは責任者／責任者補佐として行動すること。競技会オフィシャルとしての権限を持つレベルおよび年齢グループに、それらチームおよび／または個人選手が出場している場合に適用される。
- 私がオフィシャルとして従事する競技における出場馬のオーナー／共同オーナーであること。
- 参加しているオーナー、選手、トレーナーまたはオーガナイザーと金銭的な従属関係にあること、または金銭的な利益を得ていること（日当のように、FEI ルールおよび規程で認められている報酬を除く）。競技会に関係している NF またはその他の主催団体との間での雇用関係が通常の待遇を超えている場合、同様のルールが適用される。参加している NF の従業員が、公式国際競技会、国際選手権および大会（Games）において、競技場審判団長、チーフスチュワード、獣医師代表またはコースデザイナーの職に就くこと。
- 私がオフィシャルとして従事する競技に出場する選手と、個人的に密接な関係にあること。
- 私がオフィシャルとして従事する競技に出場している馬の治療を行うこと。

上述の、あるいはその他何らかの利害対立が生じた場合、あるいは生じる可能性がある状況について、私自身に起こり得る利害対立の可能性に気づいたときは、速やかに FEI 本部（あるいは、利害対立が競技会場でのみ発生している、および／または認められた場合は、競技場審判団長）に知らせます。

利害対立は可能な限り回避しなければなりません、その対立のなかにはオフィシャルとしての資格に係わる経験や専門性に基づくものもあります。対立と専門性との特別なバランスは、一般規程および関連するスポーツルールに定められています。

執務中あるいは FEI の代表として臨場している時、私は、FEI または馬術スポーツ全般に損害を与える可能性のある、メディアに対する発言やソーシャルメディア（SNS）での発信を含む公けの発言を慎みます。先入観を与える可能性のある発言も慎みます。

私は、FEI 競技会で選手および馬に賭けること、または競技結果によって得られる金銭またはその他の物品を受け取ることはいたしません。

行動規範において守らなければならない義務への違反および／または FEI ルールおよび規

程に対する違反は、FEI ルールに規定されている通り、以下の制裁を受ける可能性があります。

- 警告書
- FEI 講習会の受講および／または試験の合格
- 罰金
- オフィシャルとしての任務の停止（暫定的または期間限定）
- FEI オフィシャルリストからの削除
- 関連する FEI ルールまたは規程に記載されているその他の制裁

付則 IV 検体採取技術者規範

1. 検体採取技術者は、執務に際しては FEI の代理であり、FEI ID カードを常に携帯しなければならない。
2. 検体採取技術者は、第 1124 条に記載される業務のみを遂行しなければならない。
3. 検体採取技術者は、常に FEI 馬スポーツ憲章および FEI 獣医規程に則って、馬のウェルフェアが守られていることを確認しなければならない。
4. FEI 検体採取技術者は、FEI 競技会にオフィシャルな立場で臨場するときは、実在するまたは想定される利害対立について事前対策を講じなければならない。検体採取技術者は、選手、オーナー、トレーナー、主催者およびその他のオフィシャルに対して、一貫性のある中立的な、独立した、公正な立場でなければならず、オフィシャルのチームとして一致団結していなければならない。金銭的および／または個人的な利益が、自身の判断に影響を与える、または影響を与えていると思われることがあってはならない。

オフィシャルとして従事しているときに、“利害対立”に通じるまたは通じる可能性のある行為は、以下のことが含まれるがこれに限定するものではない。

- 当該競技会に出場している馬のオーナーまたは共同オーナーになること
- 選手または競技会主催者と個人的に近い関係にあること
- 選手または馬に関して個人的に仕事をする事

透明性のために、検体採取技術者は、競技会の検体採取獣医師および FEI 獣医部に、上記の利害対立あるいは起こり得る利害対立、またはそのようなことが起こり得る状況について知らせる責任を負う。獣医部は、競技会において当該検体採取技術者が引き続きその役職を担うことの是非を判断すべきである。

5. 検体採取技術者は、オフィシャルとして臨場している競技会に出場してはならない。
6. 検体採取技術者は、その任についている競技会において、その他のいかなる治療に関わる職務またはオフィシャルの職務についてはならない。当該競技会と同会場・同時期に行われるその他の競技においても、何らかの役職についてはならない。
7. 検体採取技術者は、FEI 獣医規程および FEI 馬ドーピング防止および規制薬物規程を熟知し、理解していなければならない。FEI 一般規程についての認識も求められる。毎年行われる変更、規程の定期的な見直しに注意を払い、クリーンスポーツを支えなければならない。FEI は検体採取技術者に適用する情報を伝える権利を有しており、検体採取技術者は、FEI による指針／ガイドラインに則って行動することに同意する。
8. 検体採取技術者は、常に選手および競技馬の安全に注意しなければならない。
9. 検体採取技術者は、適用される当該地域および国の法律を順守して行動する責任を負うことを受け入れ、承認しなければならない。
10. FEI 競技会において、自身の行動および臨場について時間を厳守し、正しくなければ

ならない。

11. FEI および獣医委員会は、規範および FEI ルールを守らない、または馬術スポーツに不利益を与える検体採取技術者に対して制裁を科す権利を有する。制裁には、警告書の発行、暫定資格停止および／または FEI 一般規程第 156 条に規定される検体採取技術者リストからの除外がある。

付則Ⅴ 認定馬療法士規範

1. 認定馬療法士は、常に FEI 馬スポーツ憲章、FEI 獣医規程、FEI 一般規程、FEI 馬ドーピング防止および規制薬物規程およびその他適用されるあらゆるルールまたは規程に則って、馬のウェルフェアが守られていることを確認しなければならない。
2. 認定馬療法士は、常に選手および競技馬の安全に注意しなければならない。
3. 認定馬療法士は、適用される当該地域および国の法律を順守して行動する責任を有することを受け入れ、承認しなければならない。
4. 認定馬療法士は、いかなる FEI のオフィシャルな役割を有しているとしても、その任についている競技会において、その他の職務についてはならない。
5. 認定馬療法士は、認定馬療法士として職務についている間は、当該競技会または競技会場で行われているあらゆる競技に参加してはならない。

付則 VI FEI 獣医規程違反に係る制裁

以下に示す制裁を科すのは競技場審判団の責任である。上述に関わらず、違反があっても制裁が科されない、あるいは不当な制裁が科された場合は、FEI 本部が適正な制裁を科す権利を有する。リストに記載される制裁に加え、一般規程および／またはその他の競技ルールに則って、然るべき組織によりその他の制裁が適用されることがある。

制裁番号	関連条項 (獣医規程 および一 般規程)	違反内容	制裁内容
個体識別に関する違反			
1	1032	FEI 競技会にパスポートまたはリコグニ ションカード不携帯	パスポートを提出す るまで競技参加不 可。 200 スイスフラン
2	1001 1032-1033	マイクロチップナンバーがパスポート記 載のナンバーと不一致	警告
3	1001 1032-1033	マイクロチップが機能していない、また は入っていない	警告 新しいマイクロチッ プを 3 ヶ月以内に埋 め込むこと
4	1001 1032-1033	マイクロチップが機能していない、また は入っていないとの警告を受けて 3 ヶ月 (歴月) 経過後に、新しいマイクロチップ が埋め込まれていない	その状態で競技会に 参加する毎に 500 ス イスフラン
5	1032-1033	パスポートと照合して個体識別ができな い	競技参加不可
6	1032-1033	パスポートの特徴記載ページ上の必要な 情報または訂正の重大な欠落	警告 90 日以内に修正
7	1032-1033	パスポートの特徴記載ページ上の必要な 情報または訂正の重大な欠落の警告を受 けて 90 日以内に修正されていない	その状態で競技会に 参加する毎に 200 ス イスフラン
パスポートの不備			
8	一般規程 137.2	FEI 登録なし	失格
9	1099	個 体 識 別 ペ ー ジ (Identification	警告

	1032-1033	Control)、ドーピングページ (Medication Control) または予防接種記録ページ (vaccination page) が記載でいっぱいになっている	
10	1099 1032-1033	個 体 識 別 ペ ー ジ (Identification Control)、ドーピングページ (Medication Control) または予防接種記録ページ (vaccination page) が記載でいっぱいになっているとの警告を受けて 30 日以内にパスポートが更新 (再発行) されていない	200 スイスフラン 競技参加不可
11	1099 1032-1033	個 体 識 別 ペ ー ジ (Identification Control)、ドーピングページ (Medication Control) または予防接種記録ページ (vaccination page) が記載でいっぱいになっていることで 200 スイスフランの罰金を科されてもなおパスポートが更新 (再発行) されていない	競技会に馬を連れて 来る毎に 500 スイス フラン 競技参加不可
12	1099 1032-1033	FEI パスポートまたはリコグニションカードの有効期限切れ	警告
13	1099 1032-1033	警告を受けて 30 日以内に FEI ステッカー更新 (有効期限延長) されていない	競技参加不可 200 スイスフラン
14	1099 1032-1033	200 スイスフランの罰金を科されてもなお FEI ステッカーが更新 (有効期限延長) されていない	競技参加不可 競技会に馬を連れて 来る毎に 500 スイス フラン
15	1001	パスポート/リコグニションカード/マイクロチップについて重大な変更後 30 日以内に当該 NF への通知をしていない	200 スイスフラン
予防接種の不備			
16	1003	パスポートに馬インフルエンザ予防接種証明がない	競技参加不可
17	1002	予防接種歴が更新されていない、実施した獣医師による必要な情報が欠落	100 スイスフラン
18	1002 1032-1033	予防接種歴が更新されていないとの警告を受けて 30 日以内に更新されていない	競技会に馬を連れて 来る毎に 500 スイス フラン

19	1002-1003	競技場到着前 7 日以内に最新の馬インフルエンザ予防接種を接種	競技参加不可
20	1003	馬インフルエンザ予防接種の最初の補強接種を、2 回目の基礎接種から 7 ヶ月以内に実施していない。2005 年より前に接種を受けている馬を除く。	基礎接種からのやり直しを警告
21	1003	最初の補強接種が正しく実施されていないとの警告を受けた後、基礎接種をやり直していない	競技参加不可
22	1003	馬インフルエンザ予防接種の補強接種間隔が 12 ヶ月以上	競技参加不可 基礎接種からやり直し
23	1003	競技会場到着から遡って 6 ヶ月+21 日以内に最新接種という規定に違反。超過が 1 週間未満	200 スイスフラン
24	1003	競技会場到着から遡って 6 ヶ月+21 日以内に最新接種という規定に違反。超過が 2 週間未満	300 スイスフラン
25	1003	競技会場到着から遡って 6 ヶ月+21 日以内に最新接種という規定に違反。超過が 4 週間未満	400 スイスフラン
26	1003	競技会場到着から遡って 6 ヶ月+21 日以内に最新接種という規定に違反。超過が 4 週間超	競技参加不可
治療および補助的療法に関する違反			
27	1060-1062	補助的療法および治療に関する獣医事申請書 B を提出していない	500 スイスフラン
28	1057 1061	第 1061 条に示す緊急時における例外措置を除き、事前に獣医師団／獣医師代表の許可なく EPSL に記載されている物質を用いて治療を行なったすべての者	治療を実施した者に 1000 スイスフランの罰金、当該馬は失権。当該事例を FEI 獣医部に報告
29	1056	獣医師団／獣医師代表による許可を得ていない、競技当日の治療	治療を実施した者に 500 スイスフランの罰金、当該馬は失権。当該事例を FEI 獣医

			部に報告
30	1059	獣医師団／獣医師代表の許可なく、第1059条に規定されている指定の治療用馬房以外での治療の実施	1000 スイスフラン および FEI 獣医部に報告
31	1059	許可のない者が注射器、注射針、またはそれに類似する物を所持	1000 スイスフラン および馬が注射されていた場合は当該競技会から失権 当該馬は EADCMP による検査（ドーピング検査）を受けなければならない
32	1084	指定の装蹄場所以外および／または競技場審判団および獣医師代表による事前の許可なしに装蹄されたポニー	失格
33	1127	制限された療法を実施するための認定馬療法士の資格を得ていない	300 スイスフラン
その他の違反			
34	1054	許可なく競技馬を会場外に移動	失格
35	一般規程 137	FEI パスポート、承認されているナショナル個体識別書類または再発行された FEI パスポートの記述と図示（特徴記載）ページが FEI データベースにアップロードされていない	必要なコンプルスキャンがアップロードされるまで競技参加の一時停止
36	1106 1107	競技会において、チーム獣医師、選手のプライベート獣医師または認定馬療法士が、認定治療獣医師／認定馬療法士フォームを提出しない	FEI 獣医部への報告状況に応じて、警告、FEI 認定治療獣医師リストまたは認定馬療法士リストからの除外または最長 1 年の資格停止
37	1004.1	獣医師団／獣医師代表の許可を得ずに、馬の四肢の被毛を刈った／剃った	当該馬は当該競技会から失格
38	1081	馬管理責任者および／またはトレーナーによる検死の拒否	3 ヶ月間の資格停止 および／または罰金 2000 スイスフラン。

			FEI の裁量において、状況を鑑みて FEI は、より厳しい制裁を科すことができる FEI 裁定委員会に当該事例を付託することができる。
39	1004	触覚毛を刈る、剃るおよび／または除去する	当該馬は当該競技会から失格
40	1031.3	到着時検査において、FEI HorseApp に 3 日間の体温の記録がない：1 回目の違反	警告
41	1031.3	到着時検査において、FEI HorseApp に 3 日間の体温の記録がない：2 回目の違反	200 スイスフラン
42	1031.3	到着時検査において、FEI HorseApp に 3 日間の体温の記録がない：3 回目の違反	300 スイスフラン 当該馬が競技参加を認められることは可能だが、当該競技会後 10 日間 FEI データベースがブロックされる。10 日間 FEI HorseApp に直腸温が記録されればブロックが解除される。
43	1031.3	到着時検査において、FEI HorseApp に 3 日間の体温の記録がない：4 回目またはそれ以上の違反	400 スイスフラン 当該馬は競技会場への入厩を認められない。1 ヶ月間 FEI データベースがブロックされ、10 日間 FEI HorseApp に直腸温が記録されればブロックが解除される。
44	1029.2	競技会期間中に馬の体温測定および／または FEI HorseApp への記録を行わない：1 回目の違反	警告
45	1029.2	競技会期間中に馬の体温測定および／ま	200 スイスフラン

		たはFEI HorseAppへの記録を行わない: 2回目の違反	
46	1029.2	競技会期間中に馬の体温測定および/またはFEI HorseAppへの記録を行わない: 3回目の違反	300 スイスフラン 当該馬は競技場審判団により失権となり、競技場から退厩あるいは隔離厩舎に収容されなければならない。10日間FEIデータベースがブロックされ、10日間FEI HorseAppに直腸温が記録されればブロックが解除される。
47	1029.2	競技会期間中に馬の体温測定および/またはFEI HorseAppへの記録を行わない: 4回目またはそれ以上の違反	400 スイスフラン 当該馬は競技場審判団により失権となり、競技場から退厩あるいは隔離厩舎に収容されなければならない。1ヵ月間FEIデータベースがブロックされ、10日間FEI HorseAppに直腸温が記録されればブロックが解除される。追加で制裁が科される可能性があるため、FEI本部に当該選手について報告されなければならない。

付則 VII FEI 獣医規程違反におけるオフィシャル獣医師への制裁

FEI 本部は以下の制裁を科す責任を有する。リストに記載される制裁に加え、一般規程に則って、然るべき組織によりその他の制裁が適用されることがある。

制裁番号	関連条項 (獣医規程 および一 般規程)	違反内容	制裁内容
報告に関する違反			
48	1077 1080	重篤な傷病に関する獣医師団／獣医師代表による報告の不実施	警告 状況に応じて FEI 獣医師リストからの除外または最長 1 年の資格停止
49	1080	重篤な傷病に関する報告を指定の期限までに実施しなかった	警告 状況に応じて FEI 獣医師リストからの除外または最長 1 年の資格停止
50	1122 1123	酌量すべき状況になく、獣医レポート、治療レポート、測定レポートフォーム、四肢の知覚反応レポート、およびその補助的書類を定められた期間内に送付しなかった	警告 状況に応じて FEI 獣医師リストからの除外または最長 1 年の資格停止
オフィシャル獣医師：規定違反			
51	1100	認定治療獣医師／オフィシャル獣医師の資格更新をしていない	警告 状況に応じて FEI 獣医師リストからの除外または最長 1 年の資格停止
52	1121	執務する競技会に必要な間隔をあげなかった	警告 状況に応じて FEI 獣医師リストからの除外または最長 1 年の資格停止
53	1081	検死のための馬の死亡報告を提出しなか	警告

		った	状況に応じて FEI 獣 医師リストからの除 外または最長 1 年の 資格停止
54	1074	EADCM の検体を FEI 検査所に送付しな かった	警告 状況に応じて FEI 獣 医師リストからの除 外または最長 1 年の 資格停止

付則 VIII 知覚鈍麻検査

I. 知覚鈍麻検査

1. すべてのエンデュランス競技馬は、競技会中いつでも以下に示す指針に基づく知覚鈍麻検査の対象となる。(i) 競技前、(ii) 競技中、(iii) 競技後が含まれるが、それに限定されるものではない。競技会期間中、1回または複数回検査されることがある。
2. 全頭検査ではない場合は、被検馬がランダムに選定または／および特定の馬が指定(ターゲット)される。競技場審判団および／または獣医師団が被検馬を指定したときは、その理由を記録しなければならない。被検馬として指定された馬は速やかに検査を受けなければならない。競技会における被検馬の数については一切制限がない。
3. すべての検査は知覚鈍麻検査チーム(2名のFEI検査獣医師と1名の**連携オフィシャル**で構成される)が実施し、可能であれば最低1名の競技場審判団メンバーが立ち合う。
4. 同一競技会において複数の知覚鈍麻検査チームが執務する場合は、競技場審判団および獣医師団との連携責任者となる筆頭検査獣医師が指定されなければならない。
5. 検査には、FEIの承認を受けた知覚鈍麻検査機器が用いられる。当該馬の各肢について最大3回まで検査することができる。20ニュートン未満で忌避的な反応を示せば陰性とみなされる。無反応または20ニュートン以上で反応があった場合は陽性とみなされ、当該馬は知覚鈍麻検査で不合格となる。
6. 検査前に馬の個体識別が実施されなければならない(スターティングナンバー、マイクロチップおよび／またはパスポート)。
7. 競技前検査: 第1回ホースインスペクションの直前または直後に、VETゲートの近くで実施される。
8. 競技中検査: 獣医インスペクションを終え、休養エリアに入る前、獣医エリアから出る際に実施される。
9. 競技後検査: ゴール後から競技会期間終了までの間のいつでも、競技場審判団／獣医師団が承認した場所で実施される。次のフェイズに進めなかった馬／完走できなかった馬を含むあらゆる馬が検査の対象である。
10. 検査をビデオにより記録することができるが、これは必須ではなく競技場審判団の決定による。
11. 馬管理責任者またはサポートスタッフが検査実施の通知を受けた後に、出場を取りやめることは認められない。
12. 跛行検査(速歩をさせる等)は知覚鈍麻検査の一環ではない。
13. 馬管理責任者および／またはその代理人は、希望すれば、意見を述べる権利を有し、何らかの情報および／または証拠を提示する機会を有する。
14. **馬が不合格となった場合**、知覚鈍麻検査チームの推薦によって検査に臨場する競技場

審判団メンバーは、(i) 当該馬を失格とする、(ii) 当該馬を EADCMP 検体採取（尿および／または血液）の対象に指定する（現場で EADCMP 検体採取が可能な場合）。検査に合格しなかった馬はすべて、28 日間の競技出場停止期間（MOOCP）中いかなる国内競技または国際競技にも出場することができない。この競技出場停止期間（MOOCP）は、FEI エンデュランス規程第 839.1 条に従って適用される標準の競技出場停止期間（MOOCP）に加えて課される。

15. 口頭および／または書面による決定が、検査終了 30 分以内に発行される。検査を担当した競技場審判団メンバーは、検査終了の正確な時刻を記録する。

II. 失格およびその他の処分

16. 当該馬の失格、当該馬に対する 28 日間の追加の競技出場停止期間（MOOCP）、および適用がある場合は検体採取の通知（“知覚鈍麻通知書”）は、知覚鈍麻検査チーム代表および競技場審判団メンバー1 名が署名し、馬管理責任者またはその代理人に渡される。
17. 知覚鈍麻通知書には、馬管理責任者またはその代理人が、不合格結果を認める署名をしなければならない。馬管理責任者またはその代理人が知覚鈍麻通知書への署名を拒否する場合は、競技場審判団が知覚鈍麻通知書にその拒否事実について記載しなければならない。署名を拒否することで失格または本付則に則したその他の処分が無効になることはない。
18. 知覚鈍麻通知書のコピーが馬管理責任者および競技場審判団長に渡される。原本は FEI 獣医部に保管される。
19. FEI は、事実と証拠に基づき、馬管理責任者および／またはその他の関係者に対して、個別の制裁を科すことができる。

III. 知覚鈍麻検査を受けなかった場合

20. 拒否：馬の検査を拒否した場合の処分は以下の通り。
 - a) 当該馬は失格
 - b) 当該馬からの検体採取（尿および／または血液）
 - c) 当該馬は 28 日間の競技出場停止期間（MOOCP）（CEI および CEN に適用）
 - d) 馬管理責任者へのイエロー警告カード
21. 検査困難な馬（うるさい馬）：検査獣医師および競技場審判団メンバーの裁量により、馬がうるさく、検査ができない場合と判断した場合は、当該馬の検査を 2 回試みる。2 回試みても検査を実施することができない場合は、当該馬は当該競技会において失権となり、出場することができない。
22. 出場取りやめ：検査を避ける目的で出場を取りやめることは認められない。

IV. 全般的な事項

23. 検査に合格しなかった場合、この決定に対する上訴および再検査は認められない。
24. 12 ヶ月の間に 3 回、馬管理責任者が検査で失格となった場合は、特別な決定が下される例外的なケースを除き、自動的に 2 ヶ月間の資格停止処分となる。
25. 継続的な 12 ヶ月間に知覚鈍麻検査で 3 回目（またはそれ以降も）の陽性結果が出た場合、当該馬は：
 - (i) 180 日の競技出場停止（FEI エンデュランス規程に規定されている）
 - (ii) あらゆる FEI 競技会または国内競技会に出場できるようになる前に、FEI 獣医規程付則 VIII.5 に定める特別な検査指針を適用
26. 検査時に収集したすべてのデータは FEI が独占的に所有権を有するものであり、その情報が決定に含まれている場合を除き、機密とする。
27. この検査は、獣医規程に規定されているその他のルール、プロセスおよび手続きから独立している。したがって、本付則に書かれていることが、獣医規程の他の条項に規定されているプロセスまたは処分（第 1046 条および第 1047 条等）を制限することはない。
28. 最初の検査時またはそれ以前に、馬管理責任者は検査に関連する既存の問題点について申告することができる。
29. 検査獣医師は、四肢の知覚反応レポートフォームを用いて FEI 獣医部に報告しなければならない。

付則 IX ポニーの体高測定—移行措置（翻訳せず）

付則 X FEI競技会における獣医オフィシャル要件

種目:障害、馬場&パラ馬場、総合、馬車&パラ馬車、軽乗				
FEI競技会	獣医オフィシャル	最低レベル	人数	指名
CIMs (FEI一般規程 付則E参照)	獣医師代表	Level 2 OV [#]	1	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医師代表補佐	Level 2 OV [#]	(注1参照)	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医事サービスマネージャー	Level 1 OV [#]	1	組織委員会。FEIの承認が必要
CIs Children's Classics Challenge Finals Regional Championships	獣医師代表	Level 3 OV [#]	1 (注2参照)	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医師代表補佐	Level 2 OV [#]	(注1参照)	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医事サービスマネージャー	Level 1 OV [#]	1	組織委員会。FEIの承認が必要
CIOs (注3参照)	外国人獣医師代表	Level 3 OV [#]	1	FEI本部
	獣医師代表補佐	Level 3 OV [#]	最低2	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医事サービスマネージャー	Level 1 OV [#]	1	組織委員会。FEIの承認が必要
FEI World Cup™ Finals Senior World Championships Senior Continental Championships Senior Continental Games Senior Regional Games	外国人獣医師代表	Level 4 OV [#]	1	FEI本部
	獣医師代表補佐	Level 3 OV [#]	最低2	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医事サービスマネージャー	Level 1 OV [#]	1	組織委員会。FEIの承認が必要

(1)400頭あたり最低1人の獣医師代表が指名されなければならない。獣医師代表補佐を要請する権利はFEI獣医部が有する。

(2)異なる競技場で同時に異なる種目の競技を実施する競技会において2人以上の獣医師代表が指名されることがある。

(3)軽乗競技の例外については第1120.1条を参照のこと。

[#]2022年7月1日施行

種目:障害、馬場&パラ馬場、総合、馬車&パラ馬車、軽乗				
FEI競技会	獣医オフィシャル	最低レベル	人数	指名
World Equestrian Games	外国人獣医師代表	Level 4 OV [#]	各獣医師団に1	FEI本部
	獣医師団長	Level 4 OV [#]	各獣医師団に1	FEI本部
	獣医師団メンバー	Level 3 OV [#]	(注4参照)	FEI本部
	獣医事サービスマネージャー	Level 1 OV [#]	1	組織委員会。FEIの承認が必要
Olympic & Paralympic Games	外国人獣医師代表	Level 4 OV [#]	1	FEI本部
	獣医師団長	Level 4 OV [#]	1	FEI本部
	獣医師団メンバー	Level 3 OV [#]	最低1	FEI本部
	獣医事サービスマネージャー	Level 1 OV [#]	1	組織委員会。FEIの承認が必要

(4)j獣医師団メンバーの人数については、世界馬術選手権大会ごとに決められる。

種目:エンデュランス				
FEI競技会	獣医オフィシャル	最低レベル	人数	指名
CEI1* Regional Championships (注5、6、8参照)	獣医師団長	Level 3 EOVS	1	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医師団メンバー	Level 2 EOVS	最低2 +20エントリーごとに1	組織委員会。FEIの承認が必要
	救護獣医師団長	Level 3 EVT	1	組織委員会。FEIの承認が必要
	救護獣医師団メンバー	PTV	50エントリーごとに1	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医事サービスマネージャー	Level 2 EVT	1	組織委員会。FEIの承認が必要
CEI2* (注5、6、8参照)	外国人獣医師代表	Level 3 EOVS	1	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医師団長	Level 3 EOVS	1	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医師団メンバー	Level 2 EOVS	最低2 +20エントリーごとに1	組織委員会。FEIの承認が必要
	救護獣医師団長	Level 3 EVT	1	組織委員会。FEIの承認が必要
	救護獣医師団メンバー	PTV	50エントリーごとに1	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医事サービスマネージャー	Level 2 EVT	1	組織委員会。FEIの承認が必要

種目:エンデュランス				
FEI競技会	獣医オフィシャル	最低レベル	人数	指名
CEI3* (注5、6、7、8参照)	外国人獣医師代表	Level 3 EO V	1	FEI本部 (エントリーが21以上の場合)
	獣医師団長	Level 3 EO V	1	FEI本部 (エントリーが21以上の場合)
	獣医師団メンバー	Level 2 EO V	最低1 +20エントリーごとに1	組織委員会。FEIの承認が必要
	救護獣医師団長	Level 3 EV T	1	FEI本部 (エントリーが21以上の場合)
	救護獣医師団メンバー	PTV	30エントリーごとに1	組織委員会。FEIの承認が必要
	獣医事サービスマネージャー	Level 2 EV T	1	組織委員会。FEIの承認が必要
Regional Games Continental Championships Chamionships for Seniors, Juniors, Young Riders or Young Horses (注6、7参照)	外国人獣医師代表	Level 4 EO V	1	FEI本部
	獣医師団長	Level 4 EO V	1	FEI本部
	獣医師団メンバー	Level 3 EO V	最低3 +15エントリーごとに1	FEI本部
	救護獣医師団長	Level 4 EV T	1	FEI本部
	救護獣医師団メンバー	Level 3 EV T	最低1 +20エントリーごとに1	FEI本部
	獣医事サービスマネージャー	Level 3 EV T	1	組織委員会。FEIの承認が必要

種目:エンデュランス				
FEI競技会	獣医オフィシャル	最低レベル	人数	指名
Regional Games Continental Championships Chamionships for Seniors, Juniors, Young Riders or Young Horses (注6、7参照)	外国人獣医師代表	Level 4 EOY	1	FEI本部
	獣医師団長	Level 4 EOY	1	FEI本部
	獣医師団メンバー	Level 3 EOY	最低3 +15エントリーごとに1	FEI本部
	救護獣医師団長	Level 4 EVT	1	FEI本部
	救護獣医師団メンバー	Level 3 EVT	最低1 +20エントリーごとに1	FEI本部
	獣医事サービスマネージャー	Level 3 EVT	1	組織委員会。FEIの承認が必要

(5)十分な人数のETV認定獣医師がいない地域／国においては、救護獣医師団メンバーとしてPTVの指名が可能であるが、それ以外の場合はレベル2 ETVを指名すべきである。

(6)救護獣医師団長またはメンバーは、獣医事サービスマネージャーに指名されることが可能である。

(7)エンデュランス競技規程第848.4条に則り、少なくとも獣医師団(団長および外国人獣医師代表を含む)の半数は”外国人”でなければならない。

(8)すべてのCEIO(スターレベルに関わらず)において、FEIは獣医師団長および外国人獣医師代表を指名する権利を有する。外国人獣医師代表が必須ではない場合は、筆頭獣医師代表が外国人獣医師代表の役割を果たすために指名されなければならない。

付則 XI 用語集

A Sample (A 検体)

検体採取時、尿および血液検体は 2 つの容器に分けられる。A 検体が先に検査され、B 検体は、A 検体の確認分析が必要な場合、または確認分析の要請があった場合に検査される。

Adverse Analytical Finding (違反が疑われる分析結果)

FEI 公認検査所または FEI 検査所基準を満たすその他の検査機関からの、当該馬の検体中に 1 種類以上の禁止物質またはその代謝物あるいはマーカー（多量の内生物質を含む）、または禁止方法を使用した痕跡が存在するという報告。

Athlete (選手)

FEI 競技会に参加するすべての者。ライダー、調馬索手、馬車の御者または軽乗競技の騎乗者を含むがそれに限定するものではない。

Banned Substances (絶対禁止物質)

馬禁止物質リストにおいて絶対禁止物質と記載されているあらゆる物質のことで、その代謝物およびマーカーを含む。絶対禁止物質は、馬禁止物質リストグループが、競技馬には合法的に使用されることがない、および／またはその使用が馬への虐待となる可能性が高いと見なした物質をいう。

Prohibited Methods (禁止処置)

獣医規程および／または馬ドーピング防止および規制薬物規程 (EADCM) に規定されているあらゆる処置。

Biosecurity (バイオセキュリティ=防疫対策)

バイオセキュリティは、馬の伝染病の発生および／または流行を制御し、予防するための方法および実施のことである。競技馬を守るためのバイオセキュリティに関するルールは、獣医規程に記載されている。

Blistering (ブリストー)

馬の皮膚に炎症を起こす刺激物を塗布する治療法。

B Sample (B 検体)

検体採取時、尿および血液検体は 2 つの容器に分けられる。A 検体が先に検査され、B 検体は、A 検体の確認分析が必要な場合、または確認分析の要請があった場合に検査される。

Candidate Official Veterinarian (オフィシャル獣医師候補)

オフィシャル獣医師になることを希望している FEI 獣医師。

Candidate Testing Technician (検体採取技術者候補)

FEI 検体技術者になるための FEI オンライン検体採取技術者教育コースを受けている者。

Chaperoning of Horses (馬の誘導)

通知から検体採取馬房に到着するまでのスチュワードまたは FEI 検体採取技術者による馬への付き添い誘導。

Competition (競技)

一般規程に定める通り、競技とは選手がそのパフォーマンス内容に応じて順位付けされ、賞が与えられるもので、その個々のクラスのことをいう。Event (競技会) 参照。

Confirmatory analysis (確認分析)

違反が疑われる A 検体の分析結果を追認するための B 検体の分析。A 検体で違反が疑われる分析結果だった場合、馬管理責任者または FEI が確認分析を要求することができる。

Controlled Medication Substances (治療用規制物質)

馬禁止物質リストに記載されているあらゆる物質またはその代謝物あるいはマーカ。治療用規制物質は、治療に有効および／または馬の治療に一般的に使用されるものであるが、以下の可能性を有すると馬禁止物質リストグループが認めたものをいう。

- a) パフォーマンスへの影響、および／または、
- b) 馬のウェルフェアを損なう恐れがある

治療用規制物質は、一般的に競技における使用は禁止されるが、適切な獣医事申請書式の提出により許可を得た場合には、例外的に使用が許可されることがある。

Decision (または Decide) (決定)

事実および／または法を考慮して導き出された、または発表された最終的な判断をいう。

Disqualification, Disqualify or Disqualified (失格)

失格とは、選手、馬および／またはそのコンビネーションが、当該競技または当該競技会のその他の競技への出場資格を失うことをいう。遡及的に失格処分となることもある。

Designated Treatment Box (治療用指定馬房)

獣医規程に則って、治療を実施する際に利用しなければならないエリアまたは馬房。治療用指定馬房外で行われた治療については、獣医規程に定める通り、(獣医師代表による特例措置または緊急時を除き) 制裁が科される。

Discipline (競技種目)

FEI 総会において承認されたすべての種目。すなわち、馬場馬術、障害馬術、総合馬術、馬車、エンデュランス、軽乗およびパラ馬術。

Dry Needling (ドライニードル)

ドライニードルとは、皮膚および筋肉に刺入し、その後に抜く鍼のことである。鍼はすぐに抜くこともできるし、あるいは抜くまでの短い時間、そのまま置いておくこともできる。

Enclosures (yards) (個別の専用閉鎖スペース)

Enclosure (yard とも言われる) は閉鎖スペースであり、馬が自由に動き回ることができる、小さいパドックまたはペンのようなものである。屋根はついていてもいなくても構わない。

EADCM Regulations (EADCM 規程)

EAD 規則および ECM 規則を組み入れたドーピング防止および薬物規制を含む規程システム全体をいう。

EAD Rules (EAD 規則)

FEI 馬ドーピング防止規則

ECM Rules (ECM 規則)

FEI 馬規制薬物規則

Elective Testing (自主的任意検査)

FEI 獣医師の要請により、馬管理責任者またはその代理人は、管理する FEI 登録馬の尿および血液に最大 4 種類までの治療用規制物質が存在するか否かの検査を、FEI 検査所に任意で依頼することができる。自主的任意検査申請書は、FEI ウェブサイトからダウンロードできる。

Elimination (失権)

適用する FEI 規則および規程に特に定められていない限り、失権は選手および/または馬が、当該競技および/または当該競技会のその他の競技において、競技参加を続行できないことをいう。

Equestrian Community Integrity Unit (ECIU)

ECIU は FEI 定款により権限を与えられている FEI の調査機関であり、FEI 規則および規程違反に関する証拠を収集する。ECIU はインテグリティ（清廉性）の原則を守り、腐敗を監視し、違反者や利害関係を発見し、馬のウェルフェアを守るための機構である。

Equine Anti-Doping and Controlled Medication Program (EADCMP) (馬ドーピング防止および規制薬物プログラム)

EADCMP は FEI 獣医規程および EADCM 規程のもとで実施される。

Equine Prohibited Substances List (the “List” or “EPSL”) (馬禁止物質リスト)

事務総長の指示のもと、適宜公表される絶対禁止物質／治療用規制物質および絶対禁止処置／治療用規制処置を定義するリストである。

禁止物質と同じ生物学的または化学的性質をもつ物質については、それらの物質名がリストに明記されていなくても、法的にはリストに含まれる。これは、リストに掲載されている禁止物質とほぼ同じ化学構造または生物学的性質を持つ物質の使用を防ぐための措置である。このリストは年に 1 回、FEI 理事会に変更を提案する専門家（リストグループ）によって見直しが行われる。変更は、公表されてから 90 日後に発効する。リストは、FEI ウェブサイトおよびスマートフォンアプリから入手できる。

Equine Prohibited Substances List Group (馬禁止物質リストグループ)

禁止物質リストを定める、獣医療、薬理学、生物学、分析化学者、検査所、研究所の分野における専門家グループ（獣医委員会の専門部会）である。このリストは、年に 1 回 FEI 理事会にリストの変更を提案する馬禁止物質リストグループにより見直される。すべての変更は、公表の 90 日後に発効する。

Event (競技会)

一般規程に定められている通り：“Show”、“Championship”または“Games”と同義。競技会はひとつまたはそれ以上の種目によって行われる。競技（Competition）参照。

Examination on Arrival (到着時検査)

競技会場到着時に、馬が馬房または競技場に入る前に実施される獣医検査。この検査の目的は、個体識別の確認およびバイオセキュリティコントロールである。

FEI Approved Laboratory (FEI 公認検査所)

検体分析のために FEI に認可された検査所。

FEI Code of Conduct for the Welfare of the Horse (FEI 馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章)

馬術スポーツにおける馬の正しいケアおよびウェルフェアのための指針を示した憲章。

FEI Official Veterinarian (FEI オフィシャル獣医師)

FEI 競技会においてオフィシャル（役員）として指名される獣医師。

FEI Medication Logbook (FEI メディケーションログブック)

獣医規程に則り、FEI メディケーションログブックはすべての FEI 登録馬が所持しなければならない。競技中または競技期間外に馬禁止物質リストに掲載されている物質を用いた治療を行なった日付、物質名、投与量を記録するものである。また、治療を行なった者についても明記する必要がある。EADCM 規程違反に関わる手続き中、FEI 裁定委員会は FEI メディケーションログブックの提出を要求することができる。

FEI Recognition Card (FEI リコグニションカード)

一般規程に定められている通り：FEI 認可のナショナルパスポートの付帯書類で、国外で開催される CN または CIM 競技、および国内または国外で開催される CI、CIO、FEI 選手権競技、地域大会、オリンピック大会、パラリンピック大会に参加するすべての馬に携帯が義務付けられている（FEI パスポートを所持している馬はこの限りではない）。

FEI Rules and Regulations (FEI 規則および規程)

一般規程に定められている通り：FEI のしかるべき組織によって適切に承認された規則および／または規程である。定款、一般規程、競技規程を含むがそれに限定するものではない。

FEI Standard for Laboratories (FEI 検査所基準)

分析、検体、保管方法、報告に関して適用される、FEI 公認検査所のために設定された基準。FEI 検査所基準は分析過程における科学的小よび法的な清廉性を適正なレベルに保つため、EADCRM に定められる。

FEI Tribunal (FEI 裁定委員会)

FEI 規則および規程下で扱われる事例について決定を下すために編成された聴聞組織の全メンバーをいう。

FEI Veterinarian (FEI 獣医師)

国際競技会において獣医療サービスまたは獣医事規制を行う獣医師。認定治療獣医師また

は FEI オフィシャル獣医師が含まれる。

Final Inspection (最終インスペクション)

最終インスペクションは特定の種目において実施されるホースインスペクションで、騎乗による競技完了後に行われる。

Fitness to Compete (競技参加適性)

競技参加または参加継続への馬の適性については、その馬の適性、能力、健康状態および不正なドーピングまたは薬物使用をしていないことが求められる。

Foreign Veterinary Delegate (外国人獣医師代表)

一般規程および獣医規程に則り指名される獣医師代表であり、この役員の指名には当該種目の委員会による合意が必要である。Veterinary Delegate (獣医師代表) 参照。外国人 獣医師代表は、FEI 獣医部が特例を認めた場合を除き、その職務に就く国に居住してはならない。

Ground Jury (競技場審判団)

一般規程により権限を与えられた役員の組織で、管轄期間、すなわち競技会期間中に発生したあらゆる事例または競技会に直接関連のある事例に関する異議申し立ておよび報告を取り扱う。

Holding Box (ホールディングボックス)

ホールディングボックスエリアは隔離されたエリアで、インスペクションエリアから近いことが望ましく、可能であればメインのインスペクションエリアからは見えないところに設置する。ホールディングボックスの路面は、メインのインスペクション路面と同様にすべきである。ホールディングボックスは、ホースインスペクションにおいて競技参加適性に疑問がある馬の臨床検査を実施するためのエリアである。

Horse (馬)

一般規程に定められている通り：別に定めがない限り、ポニーまたは馬属の動物を指す。母馬から生まれた個体でなければならない。

Horse Inspection (ホースインスペクション)

馬が競技会または競技参加に適した状態（競技参加適性）にあるか否かを判断するための検査

Identity (of the Horse) (馬の個体識別)

当該馬のパスポートに記録されている特徴記載図およびマイクロチップナンバーと、実馬の特徴およびマイクロチップを照合して行う個体識別で、到着時馬体検査、獣医検査、またはホースインスペクションにおいて実施される。

In-Competition/Period of the Event (競技会期間)

当該競技会における第1回ホースインスペクション開始1時間前に始まり、最終競技の最終結果発表30分後に終了する期間。オリンピックおよびパラリンピック大会については、適用規則により、異なる期間を設定することができる。

Initial Limb Sensitivity Examination (第1回四肢の知覚反応検査)

競技実施日に行われる、四肢の知覚反応検査の第1回検査。検査獣医師によって実施される。

Initial Measurement (第1回体高測定)

体高測定が実施されるポニー競技において、体高測定獣医師によって実施される第1回体高測定をいう。すべてのポニーは競技参加の許可を得るために、ポニーとして認められる体高制限内でなければならない。

Inspection Panel (インスペクションパネル)

ホースインスペクションにおいて合否を決定する責任を負うオフィシャルのグループ。

Limb Sensitivity (四肢の知覚反応)

馬が自身の四肢に受ける知覚反応をいう。四肢の知覚反応は正常または異常と判断されるもので、この反応が正常値を超えているときは知覚過敏、正常値よりも低いときは知覚鈍麻という。四肢の知覚異常は外傷、手術、事故および正常な生理反応に起因する。

Limb Sensitivity Examination (四肢の知覚反応検査)

馬の四肢の知覚に異常がないことを確認するための、検査獣医師による検査。

Limb Sensitivity Final Examination (最終の四肢の知覚反応検査)

検査獣医師が知覚異常があると判断した後に実施される最終的な四肢の知覚反応検査。最終検査には競技場審判団および獣医師代表が加わる。

Measuring (体高測定)

Pony Measuring を参照のこと。

Measuring Area (体高測定エリア)

FEI 競技会において体高測定獣医師がポニーの体高測定を実施するためのエリア。

Measuring In (体高測定合格)

競技会で実施されるポニーの体高測定において、ポニーとして認められる体高制限内であり、競技参加が認められた場合、これを Measuring In (合格) という。

Measuring Out (体高測定不合格)

競技会におけるポニーの体高測定時に、ポニーと定義される体高ではなかった場合、当該ポニーは参加が認められず、これを Measuring Out (不合格) という。当該ポニーを FEI ポニー競技会に再び出場させるためには、付則 IX に定める手順を実施しなければならない。

Measuring Stick (測定器具 (棒尺))

体高測定獣医師が、ポニー競技への出場資格に関するウマ科の動物を決定するために用いる測定用器具。

Medication Control (薬物規制)

検査実施計画から馬規制薬物規則違反に対する最終決定までの、すべての段階および過程をいう。これには検体の採取およびその取扱い、検査所における分析、獣医レポート、結果管理、聴聞および異議申し立てのすべての段階および過程を含む。

Morning Re-Inspection (モーニング再インスペクション)

特定の種目において、第 1 回ホースインスペクション時に可否を決定することができなかった馬がいた場合、翌日の競技前にインスペクションパネルに再度判定を求めて行うインスペクション。

National Federation (NF) (各国馬術連盟)

FEI 定款に定められている通り：少なくともオリンピック馬術種目を統括する組織、または統括する立場にある組織で、自国のオリンピック委員会にサポートされ、かつ FEI 総会で承認された当該国で唯一の団体をいう。

National Head FEI Veterinarian (NHV) (ナショナルヘッド FEI 獣医師)

獣医事について FEI と連携を維持し、自国の FEI 獣医師との連絡調整を行うため、自国馬術連盟から指名された FEI オフィシャル獣医師のこと。

Official (オフィシャル/役員)

一般規程に定められている通り:FEI 競技会において特定の役職に就くために FEI または組織委員会および/または各国馬術連盟に指名された者。

Official Veterinarian (オフィシャル獣医師)

FEI オフィシャル獣医師は獣医事役員である。FEI 獣医師および以下に示すカテゴリーの獣医師を含むグループをいう。

- ナショナルヘッド FEI 獣医師 (NHV) (以前のコンタクト獣医師)
- 獣医師代表/外国人獣医師代表 (VD/FVD)
- 獣医師代表アシスタント (AVD) (JEF 注: 現行規程における Additional Veterinary Delegate のことと思われる)
- エンデュランス治療オフィシャル (EVT)
- 検体採取獣医師
- 獣医サービスマネージャー (VSM)
- ホールディングボックス獣医師 (以前の検査獣医師) - 獣医師代表が 1 名のみ臨場し、認定治療獣医師がホールディングボックス獣医師を務める競技会を除く。
- 体高測定獣医師
- 検査獣医師 (四肢の知覚反応)

Organiser or Organising Committee (主催者または組織委員会)

一般規程に定められている通り、当該国馬術連盟に承認され、競技会の運営責任を有する主催者、グループ、共同体、団体または個人をいう。

Out-Of-Competition Measurement (競技外測定)

ポニー競技会において体高測定獣医師が当該ポニーについて体高測定ができる状態にないと判断した場合、または競技場審判団からの要請があった場合に実施するポニーの体高測定。

Period of an Event (競技会期間)

一般規程に定められている通り。競技会期間は、第 1 回ホースインスペクションの開始 1 時間前に始まり、最終種目の最終結果発表の 30 分後に終了する。ただし、該当する種目の競技規程で別に定められている場合を除く。

オリンピック大会およびパラリンピック大会においては、競技会期間は IOC が定めるオリンピック期間/パラリンピック期間に準ずる。

エンデュランス種目においては、ベストコンディション賞の選考対象馬は、ベストコンディション賞表彰式終了後まで競技に参加しているとみなされる。

Permitted Treating Veterinarian (PTV) (認定治療獣医師)

獣医規程の当該条項において、PTV は FEI 規程を順守することに合意し、FEI に登録された獣医師で、競技会中に馬を治療することを許可される。この FEI 獣医師グループには以下に示すカテゴリーの獣医師が含まれる。

- 獣医コントロールオフィサー
- 組織委員会が指名する救護獣医師 (TV)
- チーム獣医師
- 選手のプライベート獣医師 (APV)
- 獣医師代表が 1 名のみ臨場している競技会における、ホールディングボックス獣医師

Person Responsible (PR) (馬管理責任者)

一般規程および EADCMR に定められている通り：競技会期間中の馬管理責任者は、馬の騎乗者、馬車の御者、または軽乗の演技者であるが、オーナーおよびその他のサポートスタッフグループおよび獣医師を含むがそれに限定するものではないが、競技会場に臨場しているかあるいは当該馬に関する何らかの判断を下した場合には、管理責任者補佐と見なされることがある。軽乗競技においては、調馬索手も馬管理責任者補佐となる。エンデュランスにおいては、トレーナーは馬管理責任者補佐となる。未成年者については、一般規程に詳細が明記されている。

Pony (ポニー)

蹄鉄を履かない状態で、き甲で測定した体高が 148.0cm を超えない小型の馬。

Pony Measurement Period (ポニーの体高測定期間)

ポニー体高測定会場にポニーが到着した時に始まり、測定手順（関連するすべての事務手続きを含む）および EADCMP 検体採取（実施する場合）が完了してポニー体高測定会場を離れるまで。

Pony Measuring (ポニーの体高測定)

FEI ポニー競技への出場適性を決定するために、体高測定獣医師がウマ科の動物、特にポニーの体高を調べる測定。

Post-mortem report (検死レポート)

競技会において馬の安楽死または死亡事例があった場合、死因および安楽死処置を行なった場合にはその方法を含む検死レポートを FEI 獣医部に提出しなければならない。

Primary Veterinary Delegate (筆頭役獣医師代表)

競技会の獣医レポートを完成する責任がある獣医師代表。

Prohibited Substances (禁止物質)

競技馬への使用が禁止されている物質のことで、a) 競技中 (治療用規制物質) または b) いかなるときも合法的に使用されることがない (絶対禁止物質) のいずれかに該当する。絶対禁止物質および治療用規制物質の 2 つのカテゴリーに区分される。

Protest (異議)

一般規程に定められている通り、法的な異議申し立てのこと。

Re-Inspection (再インスペクション)

ホールディングボックスで検査を受けた後に行われるホースインスペクション。

Report (レポート)

一般規程に定められている通り：事実、できごと、判定、異議申し立て、警告、制裁および／または競技会中または競技会に関連して発生したその他の事例に関する正式なレポート。

Sample (検体)

ドーピングまたは規制薬物検査を目的に採取される生物学的またはその他の物質。

Sanction (制裁)

制裁とは、規則違反に対して科される可能性のあるもので、それによって警告および／または罰金処分を受ける。

Second Horse Inspection (第 2 回ホースインスペクション)

特定の競技種目において競技中に行われるホースインスペクションで、当該競技の最初のパートまたはフェイズの前には実施しない。

Second Measurement (第 2 回体高測定)

当該ポニーが合格しなかった最初の体高測定の後、1 時間以内に再度ポニーに測定を受けさせることができるが、その (2 回目の) 体高測定をいう。

Sensory Hairs (触覚毛)

馬の鼻、目の周りに生えている硬い毛であり、刺激を受容する “whiskers (ひげ)” として

知られる。

Strict Liability (絶対責任)

EADCM 規程および FEI 選手のためのドーピング防止規則の下で、選手または競技馬の検体に禁止物質が存在していたとき、当該選手または馬管理責任者の責任が問われる。この原則においては、その行為が意図的、過失、不注意または規則違反をする目的で使用したかということとは問われない。

Support Personnel (サポートスタッフ)

コーチ、トレーナー、選手、馬のオーナー、グルーム、スチュワード、監督、チームスタッフ、役員、獣医師、医師、または療法士など、馬管理責任者の競技参加または馬術競技に向けての準備を、何らかの形でサポートする者をいう。獣医師は、自らが専門的な基準およびライセンスに基づく専門家であることを理解している場合には、サポートスタッフの定義に含まれる。獣医師が EADCM 規程に違反したという申し立ては、その事例を取り巻く状況が、当該獣医師が違反に関与していた可能性がある場合に限って行うことができる。

Targeted Sampling (ターゲット検査)

特定の馬または馬のグループが、特定の時間にランダム（無作為）ではなく検査対象に選ばれる場合の馬の選択過程のこと。

Testing or Test (検査)

ドーピング規制および治療規制の一部であり、検査計画、検体採取、検体の取り扱いおよび検査所への輸送が含まれる。

Testing Box (検体採取馬房)

馬ドーピング防止および規制薬物規制のために実施する尿および血液検体採取を行うために指定された馬房。

Testing Technician (検体採取技術者)

第 7 章に則り、検体採取技術者は検体採取に関して検体採取獣医師を補助するため指名される競技役員。

Veterinarian (獣医師)

各国が定める手順に従って正式な獣医師資格を得た者。

Veterinary Commission (獣医師団)

獣医規程に従って、競技会のために指名された3人または4人の獣医師代表による委員団。獣医師団は団長が指揮し、競技会において組織委員会および競技場審判団に対してあらゆる獣医関連事項についてアドバイスする。

Veterinary Committee (獣医委員会)

獣医関連事項に係る方針についての質問に関して、FEI にアドバイスする委員会。

Veterinary Delegate (獣医師代表)

オフィシャル獣医師である FEI 獣医師で、競技会における重要な職務は、獣医規程に則った獣医事基準が守られていることを確認すること、および馬のウェルフェアが守られていることを確認することである。獣医師代表は、認定治療獣医師の管轄事項である馬の治療に携わることはできない。

Veterinary Department (獣医部)

FEI 本部に置かれている部門であり、獣医事に係る指針および獣医事に関連するあらゆる業務を行う。

Veterinary Examination (獣医検査)

競技参加馬の一般健康状態を確認するために、資格を有する獣医師によって行われる臨床検査。獣医検査は、国際的な輸送により競技馬が病気に罹っていないか、またはケガをしていないかも確認する。

Veterinary Form A (獣医事申請書 A)

競技会の直前に緊急で治療用規制物質を用いて治療した馬、または競技会場において緊急で治療用規制物質の使用が必要な馬の競技参加許可を得るために、獣医師がもれなく記入し署名する申請書類。競技前の治療については競技会場到着時に、競技参加許可を求めするために、臨場している獣医師代表に獣医事申請書 A を提出しなければならない。獣医師代表は競技場審判団とともに、当該馬の競技参加可否を決定する。競技会中に補助的な処置または治療が緊急で必要になった場合は、FEI 獣医師は何らかの薬物を投与する前に獣医師代表から治療許可を得なければならない。獣医事申請書 A はもれなく記入され、FEI に送付される。

Veterinary Form B (獣医事申請書 B)

馬禁止物質リストに載っていないあらゆる薬物の投与前に、獣医師団／獣医師代表の獣医事申請書 B による許可を得なければならない。関節補強剤、ビタミン、アミノ酸およびホメオパシーの注射による投与を除く。